

生活困窮者問題 調査研究事業

社会福祉法人恩賜財団済生会

平成 27 年度 生活困窮者問題調査会 研究助成金

報告書

生活困窮家庭、特に母子家庭に注目した
支援プログラムの構築に関する研究

調査研究代表者 氏名

日本社会事業大学 社会福祉学部 教授 藤岡孝志

調査研究者 氏名

日本社会事業大学 社会福祉学部 教授 金子恵美

調査研究協力者 氏名

目白大学人間学部 専任講師 宇野耕司

日本女子大学学術研究員（日本学術振興会特別研究員 PD）永野 咲

日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科博士後期課程 2 年 渡邊瑞穂

目次

I. 研究概要	1
「生活困窮家庭、特に母子家庭に注目した支援プログラムの構築に関する研究」	1
II. 総括報告	4
「生活困窮家庭、特に母子家庭に注目した支援プログラムの構築に関する研究」	4
III. 研究報告	13
母子家庭・困難事例への対処に関する研究—支援プログラム試案	13
「生活困窮家庭の子ども支援モデル」の開発	18
生活保護家庭と生活困窮家庭を救い上げるために窓口を1本化した福祉事務所の実践	21
生活保護家庭と生活困窮家庭の個別性に配慮できる学習支援ソーシャルワークの課題	28
IV. 面接調査結果	34
A-1 A自治体 自立支援相談員とのグループインタビュー報告	34
A-2 A自治体における学習支援事業 報告	36
B B自治体 生保相談員との面接報告	38
C-1 C自治体での対応—自立支援と学習支援—報告	41
C-2 C自治体 母子支援相談員とのグループインタビュー報告	52
D D自治体—支援員・ケースワーカーへのグループ面接報告	67
E E自治体—支援員・ケースワーカーへのグループ面接 報告	71
F F自治体 自立支援相談の実際 グループ面接 報告	74
V. おわりに	83
添付資料	84

I. 研究概要

生活困窮者問題 調査研究事業
(社会福祉法人恩賜財団済生会 生活困窮者問題調査会 研究助成金)

「生活困窮家庭、特に母子家庭に注目した支援プログラムの構築に関する研究」

研究代表者
日本社会事業大学教授
藤岡孝志

1 調査研究テーマ

生活困窮家庭、特に母子家庭に注目した支援プログラムの構築に関する研究

2 調査研究目的

(1) 背景または必要性

生活困窮者自立支援法が、平成 27 年 4 月より施行され、多くの相談事業が本格的に開始されることになった。特に、子ども家庭福祉領域に目を向けると、生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業を推進することが謳われているが、生活困窮家庭がもつ複合的な課題を適切にアセスメントし、さらに、支援の入りづらいつら状況を打開するソーシャルワーク機能を、生活困窮家庭への支援に特化した形で構築することが求められている。

(2) 目標または期待する成果

生活困窮家庭には、当然生活保護家庭が含まれているが、子どもの貧困に関する昨今の多くの研究や実践報告が示しているように、必ずしも、生活保護家庭だけに限定した支援では、生活困窮の課題に行きあたらない。そこには、精神疾患を抱える母親・父親、母子世帯、父子世帯、DV のリスク、子ども虐待のリスク、発達障がいリスク、介護負担など、ハイリスクが複合的に関与しており、相談業務を担当する相談員は、この領域に限定したとしても、多くの知識と技能を有し、かつ、個別的な生活困窮家庭に合わせて、丁寧に支援プログラムを構築しなければならないであろう。本研究プロジェクトは、まず生活困窮家庭の実態を明らかにし、その上で、ハイリスク家庭への支援プログラムを構築することで、生活困窮者自立支援法の立法精神を現場から支えるシステムを構築する。そのことで、相談窓口にて対応

に追われる相談員の研修・教育及び後方支援を行う支援内容を明確にできることが成果として期待される。

3 調査研究内容

(1) 調査研究の対象

生活困窮家庭に関わる担当支援員あるいは相談員（福祉事務所等の生活保護担当者及び自立支援相談員、母子・父子相談員 等）。

なお、研究開始当初は、生活困窮を抱え、ハイリスク状況にある母子家庭への面接も企画していたが、守秘遵守事項、個人情報保護、さらには、面談による侵入性の高さ、被面接者の受けるストレスへの配慮などから勘案し、実施をしなかった。この点は、今後の課題であるが、該当家庭への継続的な支援、信頼関係の構築など、丁寧な時間をかけた研究手法により、いつの日か、当事者の声を届けることができるものと、その意義については、少しも、色あせていないと考えている。本研究の限界でもあるが、筆者らは、その意思を失っていないことを付記しておく。なお、守秘義務遵守と個人特定のリスクへの最大限の配慮を前提に、一般論に限りない形での事例の提示を、今回はさせていただいた。このようなことから、今回は、自治体名を一切提示しないよう最大限の配慮をした。非常に効果的な実践をしているグッド・プラクティスの自治体ばかりへの面接調査ではあったが、どこの自治体であるかについては、一切お答えできないことをあらかじめ、お断りしておく。

(2) 調査研究の方法

生活困窮家庭（生活保護家庭 含む）の支援に関わるソーシャルワーカー、自治体担当職員への面接調査。具体的には、生活困窮家庭（生活保護家庭 含む）に関わる福祉事務所等福祉担当部署の生活保護担当者、自立支援相談員、児童家庭支援センター（一部自治体では、子ども家庭支援センター）のソーシャルワーカー等に対して、「支援が難しいケース」及びそれに対する対処について、また併せて、「学習支援事業」、「支援体制」について面接調査を行う。

(3) 調査研究に係る倫理的配慮

生活保護及び生活困窮者自立支援担当者への面接における心理的負担等の侵襲性への配慮とともに、個人情報の保護を遵守する。なお、調査研究にあたっては、日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理委員会に諮り、事前に審議いただいた。その許可をうけたうえで、調査を実施した（日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理委員会承認番号 **15-0501**）。

(4) 調査研究項目及びスケジュール

調査研究項目としては、ソーシャルワーク実践の過程を念頭において、ニーズ・キャッチ、アセスメント、介入・支援、評価、モニタリング、終結 等プロセスを重視し、それに準拠

した形での調査項目を選定していった。なお、半構造化面接を想定し、簡潔な調査項目とした。調査項目は、生活困窮家庭の実態と課題、支援における困難点の明確化、相談業務の形態と相談員に求められる専門性及び生活困窮家庭への調査をする場合の配慮点である。実際に使用した調査項目は、以下のとおりである。

インタビューガイド

- ・ 生活困窮家庭の実態と課題について、日頃感じていることをお聞かせください。
- ・ 生活困窮家庭の支援における困難な点について、お聞かせください。
- ・ 相談業務の形態と相談員に求められる専門性についてお聞かせください。
- ・ 生活保護家庭や生活困窮家庭の子どもの学習支援の実態や課題についてお聞かせください。
- ・ 生活困窮家庭への調査をする場合の配慮点についてお聞かせください。

スケジュールとしては、1年間での成果報告に向けて、

I 期 研究目的、計画の精緻化、調査項目の選定と調査対象へのアクセス

II 期 調査の実施

III 期 調査結果の分析

IV 期 調査報告の作成

これら4期を1年間に配分し、計画的に研究を遂行した。

(5) その他（調査研究の特筆ポイントなど）

本研究は、生活困窮家庭の抱えている複合性と、そのことによる支援の入りづらさに対する対処方略を検討することである。生活困窮家庭は多くの問題を抱えており、生活困窮者自立支援法の施行にあたって、現場でその業務にあたる相談員、支援員は、知識、技能、自己支援、スーパーヴィジョンなど様々な面で課題を抱えている。本研究は、その実態を、サービス提供者から面接調査をすることによって、今後の研修プログラム、支援プログラムの具体的な提言ができるものと考えられる。

4 （共同調査研究の場合） 調査研究者 所属・職・氏名

調査研究者 日本社会事業大学 社会福祉学部 教授 金子恵美

調査協力者 目白大学人間学部 専任講師 宇野耕司

調査協力者 日本女子大学学術研究員（日本学術振興会特別研究員 PD）永野 咲

調査協力者 日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科博士後期課程2年 渡邊瑞穂

Ⅱ．総括報告

「生活困窮家庭、特に母子家庭に注目した支援プログラムの構築に関する研究」

研究代表者 日本社会事業大学 教授
藤岡孝志

I はじめに

日本は、かつて貧しい国と言われていた。ルイス・フロイス Luis Frois は、「日本史」のなかで、庶民は、貧しかったが、微笑みが印象深いと書いている。また、明治時代初期に日本の各地を旅したイザベラ・バード Isabella Bird Bishop は、「日本奥地紀行」で、日本国民は、皆貧しかったが、礼節を忘れていなかったと書いている。

このように、日本は、貧しさの中に、「何か」を見出しながら、生きてきたと思われる。戦後の復興を経て、豊かさを享受したかに見えた日本であるが、「格差社会」、「社会的排除」、「相対的な貧困率」、「子どもの貧困」、「貧困の連鎖」と、貧困に関する認識と研究が深まってくるにしたがって、新たに、貧困に対して向き合う必要に迫られている。

生活保護受給家庭の増加などの経済的な背景を敏感に受け止めた現実が立ちはだかる中、果たして、日本の貧困対策は、いわゆる先進国並みの水準にあるのかどうか、多くの識者によって検証されてきている。この点については、参考文献にもあるような多くの優れた論文や著作物に譲るとして、筆者らが、注目したのは、貧困対策が行われているにもかかわらず、そのサービスが十分に行き届いていない現実にも少しも迫ることであった。特に、我々が専門とする子ども家庭福祉領域において、子どもの貧困率が先進国の中でも高いほうに入っており、さらには、ひとり親家庭での貧困率が極めて高いことに対して、現場ではそれをどのように認識し、どのような対策を講じているかということを検討することに研究の焦点を絞った。

折しも、昨年度（平成27年度）、生活困窮者自立支援法が本格的に全国で実施され、すべての自治体で、生活困窮者への自立支援を、生活保護家庭への支援と合わせて、包括的に一体化して行っていくという理念が示された。今年度は、その2年目となり、自立支援相談の実態や工夫などを通して見えてくる、生活困窮者への支援の困難さとそれに対する様々な工夫を共有する必要がある喫緊の課題であると認識している。

本研究は、その大きなプロジェクトの第一歩である。幸いにも、恩賜財団済生会 生活困窮者問題調査会の研究助成を受けるという幸運に恵まれた。関係の皆様から感謝するとともに、ここに、我々の1年間にわたる研究の成果を報告するものである。

Ⅱ 本研究の背景

1、子どもの貧困とは

子どもの貧困について指摘されるようになってから久しいが、相対的な貧困を算出するようになってから、子ども世帯の貧困割合が、16.3%（厚生労働省により、2014年7月に公表されたデータ）ということで、年々増えてきている。日本の相対的貧困率は、16.1%であり、同様の状況がある。同様のデータによると、ひとり親世帯の貧困率が、50.8%と増えてきており、特に母子家庭においては、54.3%が、貧困率として算出されている。極めて厳しい状況と言わざるを得ない。母子家庭支援が、子どもの貧困対策の重要なテーマとなっている。相対的な貧困率とは、等価過処分所得の中央値を算出し、その二分の一に満たない世帯員の割合を示す。また、子どもの貧困率は、17歳以下の子ども全体に占める中央値の半分に満たない、17歳以下の子どもの割合をいう。

また、「貧困の連鎖」についても指摘されており、厚生労働省によれば、生活保護受給世帯のうち、約25%の世帯主が出身世帯も生活保護受給世帯であった。また、そのうち、母子世帯においては、約41%が生活保護受給世帯であった。今回、我々の調査が、母子家庭に特に焦点を当てているのも、これらの理由による。

ただ一方で、支援の手を差し伸べることに限界があり、どのようにアクセスしていったらよいのか、ということが問われることになる。自立支援相談員が設置されても、お客様が来なければ、あるいは、お客様にアクセスできなければ、支援は始まらない。

2、母子家庭、父子家庭の抱える課題

母子家庭の課題は多く、また重層的である。特に、DVや離婚をきっかけに母子家庭にならざるを得ないケースがあり、生活困窮支援は、離婚家庭への支援、あるいは、離婚問題への支援、DV問題への支援、夫婦問題への支援を含んでいる。貧困に関する知識や技術だけで対応できない問題であることがこのことからわかる。すなわち、「子どもの貧困」問題に対処するためには、子ども家庭福祉領域における深くて広い専門性が必要となることを意味している。これは、父子家庭支援でも同様である。この点は、この報告書でも、詳しく論じることになる。

3、相対的貧困と絶対的貧困

さきほど、相対的な貧困率のことに触れたが、視点を世界に向けると、貧困問題は、開発途上の国々において大きな課題であり、いまだ解決できていない。飢餓や衛生面での対策、教育機会の不均衡など課題が多い。例えば、インドネシア政府社会省による貧困対策として、個人の事業開始支援としてのマイクロファイナンスを国の施策にあげたり、生活保護による生活支援だけでなく、教育機会の提供にも力を入れ、それを遵守しない保護者に対する厳しい条件を課したりと様々な工夫が行われている。

絶対的な貧困と相対的貧困との論議もある。絶対的な貧困とは、必要最低限の生活水準を維持するための食糧、生活必需品を購入できる所得、消費水準に達していないことなどを意味しており、世界銀行では、一日の所得が1.25アメリカドルを貧困ラインとしている。

「貧困」と一口に言っても、国や地域、文化が違えば、とらえ方が異なる。日本の貧困問題を考える際には、常に、このようなグローバルなまなざしが必要となるであろう。

4、生活困窮者自立支援法の概略と理念

子どもの貧困対策は、ここ数年で大きく展開してきたといってよいであろう。まず、2013年（平成25年）に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（通称 子どもの貧困対策推進法）が成立し、翌年の2014年1月に施行となった。この法律では、子どもの貧困対策に対する大綱の策定や対策に関する重要意向を審議することが定められており、それに基づいて、同年8月には、「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されて、各都道府県での検討が始まった。

また、一方で、生活保護制度の見直しや生活困窮者対策に総合的に取り組むための、改正「生活保護法」（「生活保護法」の一部を改正する法律）（2013年12月）、「生活困窮者自立支援法」（2013年12月）が成立した。それぞれ、前者は2014年7月（一部を除く）施行、後者は2015年4月から施行された。

改正「生活保護法」では、就労による自立の促進、健康・生活面等に着目した支援、不正・不適正受給対策の強化等、医療扶助の適正化が規定されている（金子 2016）。

さらに、「生活困窮者自立支援法」は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設しようとするものである（金子 2016）。

生活困窮者自立支援法の概要は、他書に譲るが、ここでは、概要を簡単に記述する。「第一のセーフティネット」が公的年金保険や医療保険制度とすると、生活保護制度は、「最後のセーフティネット」である（金子 2016）。今回、その中間に、「第二のセーフティネット」を設けて、生活保護に至る前段階でのきめ細やかな対策を施すということが狙いである。本報告書でも、この「第二のセーフティネット」の重要性の指摘は随所に出てくるところである。

金子（2016）及び岡部（2015）を参考、引用して、本法の概要を今一度概観してみる。

第一に、「自立相談支援事業」及び「住居確保給付金」の支給があげられる。前者の事業は、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等へも委託できるようになっている。支援員が生活困窮者から相談を受け、自立支援計画を作成し、関係機関との連絡調整をすることになる。支援員は、三職種で、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の配置が基本となり、一部兼務も可能となっている。また、後者の住居確保給付金は、就職に向けた活動をすることを条件に一定期間支給されるものである。

第二に、任意事業が設定されている。「就労準備支援事業」、「一時生活支援事業」、「家計相談支援事業」、「学習支援事業」などである。住居のない生活困窮者に対する宿泊場所や衣食の提供、家計に関する相談や貸付の斡旋、生活困窮家庭の子どもへの学習支援など多岐に渡っている。

これらについては、今回の調査で、非常に詳しく聞けたところであり、今後の支援の参考にさせていただけるのではないかと考えている。

Ⅲ 総括的な考察

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「生活困窮者自立支援法」の理念の下、すべての自治体で、施策が本格的に実施された。本プロジェクトは、実施主体である複数の自治体に直接うかがって、面接をすることができた。必要な支援をどう届けるか、ということであるが、そのための理念と工夫が必要となる。

1、生活困窮家庭への転化

1) DV被害からの貧困家庭への転化について

何不自由なく暮らしていても、夫からのDV被害があった場合、そこから逃れることが必要となる。たいていの場合、夫の居住地（もともと暮らしていた場所）から離れることが多くなり、そうすると、居住と子どもの就学と、一から始めなければならなくなる。母子家庭支援の中でのDV被害による母子家庭の課題がここにある。また、母子生活支援施設での入所を余儀なくされる場合も、生活保護措置の期間（母子生活支援施設入居期間：たいていの場合2年をめどにされることが多い）、自治体の職員と母子生活支援施設の連携が非常に重要となる。母子生活支援施設退所後は、居住する場所への行政移管が必要となり、他県などの場合は、その手続きは非常に複雑となる。母子家庭への支援の背景に、このようなDV被害が含まれており、DVが深刻化しないような家族支援、夫婦支援は、生活困窮に陥る母子を作らないための視点として、とても重要であると考えられる。「第二のセーフティネット」の適用対象である。

2) 離婚から貧困家庭への転化について

多くの自治体で聞かれたことは、離婚をきっかけとして母子家庭になることが多く、その際、十分な話し合いを父親としていない可能性があった。通常であれば、離婚をする母親の両親や友人などが間に入って、調整をしたり、助言をしたりするが、実の両親との関係が悪化している母親の場合、そのような丁寧な手続きを経ることなく、着の身着のままで、離婚まで至ることがある。そうすると、一気に困窮家庭となってしまう、「ダブルワーク」などをせざるを得なくなり、どうしても、子どもに対しては、ネグレクトに近いような状態となってしまう。生活保護制度は、そのような困窮家庭への救いの手として、極めて重要であるが、実は、生活保護申請の前に、もっと、すべきことや行政のほうからの支援が行き届くタイミングがあったと考えられる。これも、「第二のセーフティネット」の適用対象である。

2、困難事例への対処の必要性

1) 困難事例—発達障害をもつ親への支援

親に発達障害がある場合、親への説明なども入りづらいことが多い。また、家計管理も課

題となり、具体的な家計管理を一緒にやっていくことが必要となる。「わかりましたか？」と聞いて、「はい」と答えられても、わかっていないこともあり、結局、大事な手続きが締め切りを過ぎて、受けるべきサービスが受けられなくなる場合もある。電話での面談にこのような場合が多く、出向いて行ったり、来てもらったりして、直接お会いして、伝わっているかどうかの確認が必要となる。

また、郵送物も、そもそもは、封を切るという習慣が定着していないこともあり、重要な郵送物が、未開封のままになってしまっていることもある。このようなことは、封を開けてみましたか、ということを電話、あるいは家庭訪問などの際に丁寧に確認することも、発達障害を抱えた親へと支援では重要となる。

2) 困難事例—精神疾患のある親への支援

精神疾患がある場合も、病状などの把握をこまめにするとともに、病院と連携も重要となる。ただ、その際、誰が支援の主体者なのかということがあいまいになりがちで、病院側、学校側、福祉側と、「キーパーソン」を明確にしておく必要がある。

病院にかかっていることをもとに安心していても、実は、通院が途絶えて、投薬管理ができていなかったりすることもある。このような病院側の対応は、病院ごとに違うということであり（C自治体での報告参照）、ケースを中心にして、病院の方針など確認しておくことが重要であろう。

3、生活困窮家庭の発掘と迅速かつ継続的な支援の必要性

1) 就労支援をきっかけとした生活困窮家庭への支援

いきなり、やってくるケースには、就労支援、とにかく仕事を見つけてほしいというケースがある。その場合、ハローワークへとつなげていくが、背景には、貧困があり、電気代の滞納などが潜在していることもある。就労だけが目的ではないということを支援者が意識することが必要となってくる。この点は、A自治体で、詳しくお聞きすることができた。また、若年母親への支援の難しさと子どもへの直接的なアプローチが難しいとの話をD自治体から聞くことができた。就労や貸し付けがアクセスのきっかけになると考えられる。

2) 家計支援をきっかけとしての生活困窮家庭への支援の開始

自立支援の相談の重要な役割として、家計管理がある。貸付をきっかけとして、家計支援が開始されることもある。経済的な困窮が、子どもの学習や生活に影響を落とすことが懸念される。特に、様々な手当は、毎月という安定した支給になっておらず、まとめて支給されるということもあり、計画的な使用がどうしてもできなくなってしまうということもある。また、生活保護費でさえも、支給日をまたずして使い切ってしまうということもある。公共料金などはある程度予想がつくものの、どうしても、食費等に回さざる得ないこともある。また、すでに、多重債務を抱え、月々の返済がかなりの額になっている家庭もある。

領収書、レシートを並べながらの家計管理の助言は、困窮家庭に対する非常に有効な支援といえる。この辺りは、F自治体で詳しくお聞きすることができた。

2) 貸付支援をきっかけとしての生活困窮家庭（特に母子家庭支援）の開始

これは、C自治体での面談の結果であるが、母子家庭で、自分のうちのつらさを語るときに、いわゆる悩み相談の形で来ることはほとんどない。困窮家庭にとって、それを理由に相談することは、困窮状況の開示を意味している。総じて、**困窮家庭の方々は、そのことへの「ひけめ」を感じていることが多い。**そのような中で、各種貸し付けは、そのきっかけとなることが多い。必要に迫られての相談である。そして、貸付作業をする中で、家計管理ができてないこと、子どもへの教育状況が劣悪であること。場合によっては、ネグレクトがあること。さらに、DVや虐待などが発見され、職員のほうから児童相談所への通告が見られるケースもあった。

返済計画を立てるということは、日々の暮らしを行き当たりばつりにしていて、安易に民間会社のローンを使って、返済・借入れの連鎖が起きる、借金地獄へと陥っている家庭もある。相談員は、まずその整理から始めましょうということで、やっと貸付にたどり着くということもある。また、教育修学貸付金の場合には、子どもとの面談を必ずすることになっているということで、そこで、親子関係の困難さ、子どもの教育ネグレクトが発見されたりすることもある。

すなわち、「貸付」業務は、クライアントの発見をするための重要なきっかけとなり得ているということである。また、貸付をするということは、返済が可能であることを意味しており、貸付業務の際に家計支援も併せて行わざるを得ない。そこで無計画な家計の管理などが明らかになり、非常に具体的な困窮家庭への支援が開始されることもある。

各自治体で共通していたのは、いかに潜在しているクライアントを顕在化させ、支援のルートに乗せていくのかということである。

3) 学習支援をきっかけとしての生活困窮家庭への支援の開始

今回、各自治体の学習支援について、多く話を聞くことができた。貧困の連鎖を断つということが、子どもの教育環境を整えるということで、特に、高校進学を支援することに力を入れていて、中学生をその対象としているところが多かった。

A自治体は、民間に委託し、生活保護家庭に限定して、案内を出し、その子たちに集まってもらっている。ただ、支援者の数が足りないときは、マンツウマンが実現せず、所在なく過ごす子どももいるときがある。ただ、このような場は非常に貴重であり、有益な支援である。また、学習支援の合間に出てくるお菓子は、とても楽しみであるようである。また、A自治体での面談で強調されていたのは、「**子どもたちのスティグマへの配慮**」である。ここ（学習支援の場）に通ってくることで、偏見や差別が生まれないことに最大限の配慮がなされていた。これは、子ども食堂の活動にも通じる重要な点であると考えられる。

C自治体は、生活保護家庭と、就学援助家庭にダイレクトメールで、案内を出し、現在相当数の子どもたちが登録し、通ってきている。このようなことは、福祉担当部署と教育担当部署の密接な協力関係があるからこそできることであり、部署の垣根を超えて、困窮家庭への支援が実現できている。そこに通ってきている子どもたちの1割が不登校とのことで、

適応指導教室にも来られなかった子どもが通ってくることもあり、「福祉領域からの不登校支援」として、画期的な実践であると考えられる。学習支援の場から、適応指導教室へと通い始める子どもたちもあり、連携が素晴らしい。

B自治体は、初年度は、NPO団体が学習支援を実施し、福祉相談部門とのきめ細やかな実践ができていたが、今年度から、教育所管の適応指導教室を中心として、生活困窮者自立支援法文脈の学習支援を始めたことから、福祉の相談部門とうまく連携ができず、苦勞しているというお話も伺った。多くの子どもたちへの支援ということがあるかもしれないが、ひとり一人、あるいは家庭ごとのきめ細やかな支援こそが、この自立支援法の理念であり、とても残念なことであると率直に考える。連携の工夫がなされることを期待している。

4) 「子ども食堂」をきっかけとしての生活困窮家庭への支援の開始

子ども食堂の実践は、多くの場所で行われるようになっている。ただ、その性格上、行政サイドがどこまで支援できるのか、どこも模索中である。ほとんどの子ども食堂は、民間のNPO法人や有志等が行っており、利用料も、それぞれまちまちであるが、おおむね、100円から500円の負担、子どもも無料から300円程度の負担となっている。

この子ども食堂も貧困家庭のクライアント発見にもつながっており、今後は、自治体による支援開始も本格的に始まると考えている。なぜならば、ある子ども食堂は、一食100円の計算で料理を作り、残ったお金で、ケーキや飲み物など市販のものを活用している。20人来て、2000円で済むことを考えると、十分予算化できる。上記の学習支援などの場での子ども食堂なども考えると、ターゲットも絞りやすくなると考えられる。ただ、その場合は、子ども食堂という名前ではなく、学習支援の中での「親との集い」などの名目のほうがよいであろう。

また一方で、「子ども食堂」の意義は、「地域におけるセーフティネットをつくる」ということである。その意味で、子ども食堂を生活困窮家庭、貧困家庭支援だけに絞るのではなく、支援者の発掘、ボランティアの活用のほうの「器づくり」に重きを置くことで、誰でも気軽に立ち寄れる場が醸成されてくるものと考ええる。食事をつくる人と食べる人が分かれておらず、みんなで場を共有することに意義がある。実際、食事を囲んで、子どもたちが幸せな顔をしているというのは、そこにいる人たちすべてを幸せにすることであり、「地域が子どもを育てる」という理念の実践であると考ええる。「ウエルビーイング」の拡がりである。

4、支援者支援の必要性の提言

1) 支援者支援—生活困窮家庭を支援する職員への支援の重要性—「疲弊」「ストレス」「傷つき」

DV被害者との面談など、支援者は、共感疲労や二次的トラウマティックストレスをこうむることが多いと考えられる。その場合、C自治体では、まず、気になったことは語り合うことにしているとの報告があった。ケースを抱え込まず、ケースについて、共有し、だれが電話を受け取ってもわかるようにしていく。そうしないと、家に帰っても尾を引いてしまう。

このように語り合っていることで、めりはりが出ている。

2) 援助者、支援者の資質、養成、研修、スーパーヴィジョンについて

これについては、ケースの複雑さや困難さにめげない強いレジリエンスが求められる。知識も大事だが、このような、ケースとかかわる中であきらめない気持ちは、そうそう簡単にできるものではない。母子相談員の方々が語っていたのは、行政の部署をいくつか回って、ある程度の経験を積んで、どのような課題が出てきても、しっかりと関係部署につなげられる見識と知識とネットワークが重要であるという。ある程度の年齢も大事である。クライアントは、相談者の年齢をけっこう見ているとのことで、人事サイドの考えも重要となる。

また、母子相談では、DVの被害が話題になることが避けられないので、男性相談員には、その点でのハンディがある。また、母親と面談するときは、必ず個別になることがなく、女性相談員と同席することも配慮として考えられるという。これも、母子家庭支援の要点であろう。困難事例を多く抱えている相談員であるので、その支援は、スーパーヴィジョンや研修なども含めて今後ますます重要となると考えられる。職員のバーンアウトは避けなければならない。

3) 関係機関同士の連携と機関内の連携について

関係機関間の連携に苦労していることを多くの自治体で聞いた。特に、E自治体では、他機関連携を視野に入れながら、地域づくりの重要性を指摘されており、示唆深い。他の自治体でも、子ども家庭支援センター（全国的には児童家庭支援センター）とは、同行訪問など必要なケースが多くあるものの、認識を共有することがむづかしく、特に、アウトリーチによる支援が特に連携が難しいということであった。母子家庭を支える地域づくりは、大きな目標としてよい観点である。

5、今後の方向性

1) クライアント発掘の工夫

上記考察してきたように、離婚がきっかけで支援が始まることがあるが、相談窓口に来た時には、すでに、離婚が成立し、かつ養育費問題などもあいまいであったり、母子に不利な取り決めになっていたり深刻な状況に陥ってからの自立支援相談への相談であることが本調査から改めて明確になった。DV被害者への支援、離婚の危機にある家庭への速やかな支援が、その後の貧困へと陥らない手立てとして重要であることがうかがえた。学習支援や家計支援、貸付資金と様々なルートを活用したクライアントの発掘が、大きな課題であり、困窮家庭への支援として有効である。

2) 母親支援、父親支援が子ども支援、子ども支援が親支援であること

—「子ども」を中核に据えた支援を考えることの重要性—

子どもが学習を頑張ると、親も就労への意欲が増すとの報告を随所で聞くことができた。また、学習支援をすることで、親子の会話が増えてきたという報告も聞いた。すなわち、学習支援が単に高校進学などの促進に役立っているだけでなく、親子支援につながっている

ということである。これは、まさに生活困窮家庭への支援の根幹に触れることであり、多くの自治体で共有すべき点ではないだろうか。

ある自治体で、親の書いた自治体へのお礼の手紙と子どものお礼の手紙を読ませていたが、「ささやかな学習支援から、支えられている実感が生じ、家庭の雰囲気が変わり、また、親の就労への意欲に大きな変化が生じていた」。学習支援の場のおかげで、母子の会話が増えてきたとのことで、『精一杯、子どものために働いている母親の思いもとても大事だが、その一方で、子どもは、母親と過ごすかけがえのない時間（「“ともに生きている時間”の共有」）を望んでいる』ということを感じさせられた。「親から支えられている」という実感は、子どもの成長にとっても大事である。このような点も、今回の法律改正の重要なポイントではないかということ、本研究プロジェクトを通して実感することができた。

引用文献

- バード,イザベラ 高梨健吉訳 2000 日本奥地紀行（平凡社ライブラリー）
フロイス,ルイス 1963～70 柳谷武夫訳『日本史 キリシタン伝来のころ』（全5巻）平凡社（東洋文庫）
金子和夫 2016 生活困窮と自立支援—第二のセーフティネット 50—53 NHKテキスト「社会福祉セミナー」NHK出版
岡部 卓 2015 生活困窮者自立支援ハンドブック 中央法規出版

参考文献

- 阿部彩 2008 子どもの貧困—日本の不公平を考える 岩波書店
阿部彩 2011 弱者の居場所がない社会——貧困・格差と社会的包摂 講談社
阿部彩 2014 子どもの貧困 II——解決策を考える 岩波書店
稲葉 剛 2013 生活保護から考える 岩波書店
岩田正美 2007 現代の貧困—ワーキングプア/ホームレス/生活保護 ちくま書房
岩田正美 2008 社会的排除—参加の欠如・不確かな帰属 有斐閣
木村容子・有村大士編著 2016 新・基礎からの社会福祉7 『子ども家庭福祉』 ミネルヴァ書房
奥田知志・稲月正・垣田裕介・堤圭史郎 2014 生活困窮者への伴走型支援——経済的困窮と社会的孤立に対応するトータルサポート 明石書店
大山 典宏 2008 生活保護 VS ワーキングプア PHP 研究所
大山 典宏 2013 生活保護 VS 子どもの貧困 PHP 研究所
社会福祉士養成講座編集委員会（編集） 2014 低所得者に対する支援と生活保護制度（新・社会福祉士養成講座 第3版）中央法規出版
山野良一 2008 子どもの最貧国・日本—学力・心身・社会におよぶ諸影響 光文社
山野良一 2014 子どもに貧困を押しつける国・日本 光文社
湯浅 誠 2008 反貧困—「すべり台社会」からの脱出 岩波書店

Ⅲ. 研究報告

母子家庭・困難事例への対処に関する研究—支援プログラム試案

藤岡孝志・宇野耕司・渡邊瑞穂

Ⅰ はじめに

母子家庭支援の中で個別的な事例に基づきながら、生活困窮者への支援を検討していく。なお、取り上げた事例は、できうる限り、個人が特定されない配慮をしたものである。

Ⅱ 支援プログラム試案作成のための論点整理

支援プログラムの試案作成に向けて、ここでは、特定の自治体への詳細な聞き取りから、作成することを試みた。ここで、母子家庭支援について、詳しくお聞きすることができた、C自治体とF自治体の面接結果をまとめたキーワードを以下に列記していく。母子家庭支援の要点が見えてくると考えられる。詳しくは、面談結果のまとめを参照されたい。

C自治体 自立支援全体、学習支援より

就労支援事業、就労支援員が同行支援、家計支援、住居確保給付金による支援、学習支援を通した困窮家庭へのアプローチ、『居場所づくり』としての学習支援、就学援助の決定通知と一緒に同封させていただいて、(学習支援の場の)周知を行っている。就労準備事業、ボランティアという形からの就労準備、フードバンク関係機関との連携、自治体職員による就職面接時のスーツなどの貸し出し、履歴書の証明写真への写真業者のボランティア協力、一時住宅支援として関係協力機関、福祉施設の活用、協力依頼。DV被害や親の病気などへの対処として、緊急避難的な住居の確保の必要性、情報発信、親の子育てサークルへの情報提供、サポートネットワークの形成(公共料金の業者をサポートネットワークに入れる)、生活困窮者サポートネットワーク会議の設置、学習支援事業、社会福祉サービスのコンシェルジュ機能、学習支援における個別的な支援の工夫(開始時点での配慮点)(受付の重要性)(保護者との面談)(子どもたちの変化)(子どもの自尊心の変化)(子どもの幸せ・家族の幸せ)

C自治体 母子・父子相談より

困難事例—外国人家庭、困難事例—母子生活支援施設での母子家庭支援との連携の重要性、困難事例—話がなかなか届かない事例、困難事例—子どもが発達障害の事例、困難事例—子どもが父親の(母親に対する)DV関係を学んでしまっている可能性、困難事例—母子ともに障害のある事例、困難事例—経済的な問題での自己破産・・・金銭管理の困難さ、困難事例—家計管理への支援、困難事例—家計費用の計画的使用・・・不定期に入る手当をどう計画的に活用するか、困難事例—被虐待ケースの場合、困難事例—母子の生活が安定してから発達障害の子どもへの支援の開始、困難事例—母親が精神疾患の場合、

貸付業務から見てくる「生活困窮家庭の課題と支援の必要性」、「ダブルワーク」、貸付相談から見てくること—母子家庭への支援のきっかけ—、『生活収支の内訳表』、母子家庭での相談に共通している感覚—親の子どもへの「負い目」への対処、母子（父子）家庭での親をほめること、ねぎらうこと、愚痴を聴くことの重要性、離婚前後の継続した相談の場の必要性、母子家庭の自立心—特に経済的な自立、他県への転出による困難さ、DV被害から生活困窮家庭へ、DV加害者への対応をもっと考えるべき、教育資金貸し付けにおける課題、相談員のメンタルヘルス対策（ケースを抱え込まない。共有する）、生活困窮家庭へのアクセスの工夫、アウトリーチの重要性

次に、**F自治体での自立支援相談員との面接**から見てきた、キーワードを以下に列記してみる。

自立支援相談全体の概要—現代の『駆け込み寺』—、誰にも相談できず、一人で抱えてしまっている母親、離婚前の相談の必要性、離婚後の相談の必要性、DV被害母親の家庭での困難性、法律相談の必要性、実親との関係の悪化で、頼る人がいない母親の存在—生活保護家庭の連鎖、若年母親への支援・・・「支援する大人の存在」の重要性、扶養手当の充実と就労との関係—児童手当がなくなった場合を想定しての就職活動、ひとり親家庭への「一人で悩まないで」のメッセージを送ることの大事さ、情報提供の重要性—身内より行政に相談へとシフト—、深刻な状況に行くまでの、相談によるセーフティネットの重要性、困難事例—母親の働きすぎによる子どもへのしわ寄せ—寂しい思いをする子ども—、家計支援の困難性—生活保護費の家計管理の重要性、困難事例—買い物依存の事例、困難事例—親が知的障害や精神疾患を抱えている場合、生活保護からの脱却の工夫、関係部署の連携の重要性、「父親からの養育費」未払い問題、相談をされていて困ること—支援として、役所内や関係部署に母親に同行して回る、子ども支援を中核に据えた「母子家庭支援」（「養育費も子どものためよ。ママのものじゃないよ」）

Ⅲ 支援プログラムの試案作成

まず、母子家庭支援において、ケースの発見が必要となってくる。自分のほうから、相談に来ることはなかなかなく、様々な相談の理由が考えられる。貸付支援、家計管理支援、離婚前・離婚後の支援、DV被害の初期支援、学習支援、子ども食堂を介しての支援と、様々なルートがあり、自立支援相談が一括して行われるようになってから、他部署との連携も取りやすくなっている。関係機関を個別対応のネットワークに組み込む作業が今後の展開を考えると非常に重要となる。これらの点は、自立支援相談全体の概要—現代の『駆け込み寺』—、**社会福祉サービスのコンシェルジュ機能**と位置付けることができるだろう。

さらに、このような初期対応がそのまま、見守りという体制へと発展していく。生活保護による支援、母子生活支援施設での対処、学習支援の場での継続支援—保護者との「つながり」を意識、学習支援をきっかけとして母子間の会話などに変化が生まれてくる。さらに、困難事例の焦点化が必要となる。二つの自治体ではあったが、詳しく聴くことができたおか

げで、困難事例への意識化の例示として非常に有効であると考える。

以下、列記してみる。外国人家庭、母子生活支援施設での母子家庭支援との連携の重要性、話がなかなか届かない事例、子どもが発達障害の事例、子どもが父親の（母親に対する）DV関係を学んでしまっている可能性、母子ともに障害のある事例、経済的な問題での自己破産・・・金銭管理の困難さ、家計管理への支援、家計費用の計画的使用・・・不定期に入る手当をどう計画的に活用するか、被虐待ケースの場合、母子の生活が安定してからの発達障害の子どもへの支援の開始、母親が精神疾患の場合、母親の働きすぎによる子どもへのしわ寄せ—寂しい思いをする子ども—、家計支援の困難性—生活保護費の家計管理の重要性、買い物依存の事例、親が知的障害や精神疾患を抱えている場合など、多くの指摘があった。

学習支援を通した子ども支援、母親支援の重要性を指摘しなければならない。学習支援を通した困窮家庭へのアプローチ、『居場所づくり』としての学習支援、生活保護家庭への丁寧な説明、就学援助との連携、就学援助の決定通知と一緒に案内を同封、学習支援の場の周知への配慮、学習支援における個別的な支援の工夫として、開始時点での配慮点、受付の重要性、保護者との面談、子どもたちの変化、子どもの自尊心の変化、子どもの幸せは家族の幸せなどがある。学習支援をきっかけに、母子の会話が増えた、子どもが勉強を頑張っていることで、就労への意欲が増加した、というお話は極めて感銘深いものであった。

また、表1に整理しているように、貸付支援が家計支援につながり、また、就労支援も母子家庭支援特有の観点が必要となる。

そして、母子家庭支援として、「子どもへの負い目」という内面に深くかかわる点への配慮が必要である。また、母子（父子）家庭での親をほめること、ねぎらうこと、愚痴を聴くことの重要性は、多くの自治体での指摘にも通じており、支援者として考慮しなければならない点であろう。

そして、常にぎりぎりの状態の厳しい内容の相談を受け続けている支援者（相談員、支援員）へのサポートも重要である。支援者が常に健康であることが、生活困窮者への自立支援や相談活動の根幹をなすと考えられる。援助者、支援者へのまなざしは、利用者、当事者とともに常に意識しておく必要がある。バーンアウトや共感疲労への配慮が非常に重要である。以上を踏まえて、試案の段階ではあるが、最後に**生活困窮家庭、特に母子家庭支援のための「支援プログラム」の要点（試案）**を提示する。今後は、さらにこれらが精緻化されていくことが望まれる。

表1 生活困窮家庭、特に母子家庭支援のための「支援プログラム」の要点（試案）

1、母子家庭支援の初期対応—ケースの発見と早期支援

生活困窮者自立支援法の理念・・・自立支援相談—現代の『駆け込み寺』、

「社会福祉サービスのコンシェルジュ機能」

・貸付支援・家計支援・離婚前の相談・DV被害への対処・学習支援の場・子ども食堂・関係機関を個別対応のネットワークに組み込む作業

2、生活困窮家庭への支援の展開—見守りの具体化

・生活保護による支援・母子生活支援施設での対処・学習支援の場での継続支援—保護者との「つながり」を意識・学習支援をきっかけとして母子間の会話などに変化

3、困難事例の焦点化—インテーク、アセスメントにおける意識化

若年母親への支援、外国人家庭、母子生活支援施設での母子家庭支援との連携の重要性、話がなかなか届かない事例、子どもが発達障害の事例、子どもが父親の（母親に対する）DV関係を学んでいる可能性、母子ともに障害のある事例、経済的な問題での自己破産・・・金銭管理の困難さ、家計管理への支援、家計費用の計画的使用・・・不定期に入る手当をどう計画的に活用するか、被虐待ケースの場合、母子の生活が安定してからの発達障害の子どもへの支援の開始、母親が精神疾患の場合、母親の働きすぎによる子どもへのしわ寄せ—寂しい思いをする子ども—、家計支援の困難性—生活保護費の家計管理の重要性、買い物依存の事例、親が知的障害や精神疾患を抱えている場合など

4、学習支援の場の活用による生活保護家庭支援、母子家庭支援（生活困窮の連鎖を断つ）

学習支援を通じた困窮家庭へのアプローチ、

『居場所づくり』としての学習支援

生活保護家庭への丁寧な説明

就学援助との連携 就学援助の決定通知と一緒に案内を同封

学習支援の場の周知への配慮

学習支援における個別的な支援の工夫

・開始時点での配慮点、受付の重要性、保護者との面談、子どもたちの変化、子どもの自尊心の変化

子どもの幸せは家族の幸せ

・学習支援をきっかけに、母子の会話が増えた

・子どもが勉強を頑張っていることで、就労への意欲の増加

5、就労支援の要点

就労支援事業の周知

就労支援員が同行支援

自治体職員による就職面接時のスーツなどの貸し出し

履歴書の証明写真への写真業者のボランティア協力

母子家庭の自立心—特に経済的な自立

扶養手当の充実と就労との関係—児童手当がなくなった場合を想定しての就職活動

母親の働きすぎによる子どもへのしわ寄せ—寂しい思いをする子ども—

生活保護からの脱却の工夫

ダブルワークへの考慮・・・誰のために働いているのか・・・子どものネグレクトにつながらない

6、貸付支援と家計管理支援

家計支援、住居確保給付金による支援

貸付業務から見てくる「生活困窮家庭の課題と支援の必要性」

貸付相談から見てくること—母子家庭への支援のきっかけ—

『生活収支の内訳表』

教育資金貸し付けにおける課題（子どもの同席等の工夫）

家計支援の困難性—生活保護費の家計管理の重要性

買い物依存への考慮

子ども支援を中核に据えた「母子家庭支援」（「養育費も子どものためよ。ママのものじゃないよ」）

7 母子家庭支援の根幹理念

1）寄り添う支援

母子家庭での相談に共通している感覚—親の子どもへの「負い目」への配慮と対処、母子（父子）家庭での親をほめること、ねぎらうこと、愚痴を聴くことの重要性、誰にも相談できず、一人で抱えてしまっている母親、ひとり親家庭への「一人で悩まないで」のメッセージを送ることの大事さ

2）早期支援と継続的支援

離婚前後の継続した相談の場の必要性、母子家庭の自立心—特に経済的な自立

実親との関係の悪化で、頼る人がいない母親の存在—生活保護家庭の連鎖

若年母親への支援・・・「支援する大人の存在」の重要性

深刻な状況に行くまでの、相談によるセーフティネットの重要性

3）気軽に相談できる相談窓口と専門機関と連携

情報提供の重要性—身内だけでなく、行政に相談へとシフト—

DV加害者への対応をもっと考えるべき、法律相談の必要性

4）子ども支援を中核に据えた「母子家庭支援」

8 自立支援相談員への「支援者支援」の必要性

相談員のメンタルヘルス対策（ケースを抱え込まない。共有する）

援助者支援の要点—バーンアウト、共感疲労などへの対策が重要

「生活困窮家庭の子ども支援モデル」の開発

金子恵美・永野咲

I. 生活課題の累積と連鎖

生活困窮の背景には、ニーズの累積と連鎖がある。インタビュー結果に共通しているのは、保護受給家庭において、親子が自立に向けた努力をしている一方で、先の展望が見えない家庭もあるということである。後者の場合、経済的困難に精神疾患・発達障害・知的障害等が結びつき、そこに孤立・若年母子世帯・暴力・外国人等の課題が累積し、複雑に絡み合うことで、困難度がさらに高まる。すなわち、障害や個別ニーズに対して早期の対応がなされていないことが、深刻さを深めているのであり、個人の問題というよりも個人・地域・施策に及ぶ様々な課題が複合的に絡み合うところに出現した問題である。このように支援が届かず孤立した家庭内は荒廃し、学力低下、発達・行動上の問題という子どもの課題を生み出している。生活困窮は、子どもの安全・安心を脅かし、子ども時代を幸福に生きることができないことにとどまらず、子どもの育ちや教育権を剥奪し、貧困の世代間連鎖を生み出している。すなわち、社会的排除の結果として、新たな貧困が生じていると、とらえることができる。

1990年代からEU諸国では、若年層の失業とニートの増加、これにともなう若者による暴動の発生が起きたことを契機として、「社会的排除(social exclusion)」から「社会的包摂(social inclusion)」への転換へと取り組むことになる。これらの課題は、個人や突発的な問題ではなく、社会から参加を阻止された結果、生じた問題と考えられ、社会参加を促進する施策がとられている(岩田:2010)。特に、子どもの教育確保は貧困の連鎖を打破する上で、重視されている。

一方、日本では2016年5月に児童福祉法が改正され、その冒頭は次のように改められた。

「第一条 すべて児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

②児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」

良好な環境において生まれ育ち、最善の利益が優先され、心身ともに健やかに育成される

という、すべての子どもの権利を保障することが、一層明確になった。このように児童福祉の理念を強化した背景には、貧困な状況下にさらされる子どもの拡大という、危機感がある。それは、本調査の結果が示しているとおりでである。

Ⅱ. 教育権の保障

貧困の連鎖を打破するために、教育権の保障、特に高校進学は重要な課題であり、これに向けた支援の取り組みが、インタビューにおいても多く聞かれた。これによって明らかになったことは、学習支援事業が、子どもの学習の場の確保にとどまっていれば、効果があがらないということである。

そもそも、学習支援につながりにくい家庭がある。親が進学への意識や見通しが乏しい場合には、子どもにこのような場があることが伝わりにくい。子どもへの直接的なアプローチの機会も少なく、子ども自身がどう思っているかを知ることができない。このために、学校が休みの時や夏休みなどに家庭訪問をする、中学2年の子どもには必ず会うようにしているなど、支援者側の工夫が必要となっている。

学習支援につながった場合も、経験の乏しい子どもが学習に取り組むには、多くの困難がある。例えば、「教科書を開く」と言われたことの意味がわからなかった子どもや、継続して通うことが困難な子どもの事例が語られた。放置されてきた子どもが、いかに深い傷を負っているかがわかる。さらに、働く親の姿を見ていないなど、生活モデルを持っていないことが、将来の具体的なイメージを描けないことにつながり、貧困の連鎖につながっていることもインタビューで明らかになった。

子どもの状況や希望を聞き、これに沿って学習支援事業について説明することで、子ども自身がという将来に向けたポジティブな夢を描き、これをかなえるための見通しや努力をするようになる。自分に真摯に向き合い、寄り添ってくれるおとなに初めて出会った子どももあり、そのことが自己肯定感と支援への信頼につながっている。

さらに、経済状況からは公立高校への進学が望まれるが、学力の点から学費の高い私学しか選べないこともある。直前になって学費の工面に慌てないためには、早期の情報提供が必要である。

Ⅲ. 子ども支援モデルの構築

生活困窮家庭の子どもを支援するためには、個々の子どもと家庭のニーズに応じて、多方面にわたる支援を組み合わせることが必要となる。従って多職種協働が不可欠であると、同時に、公的機関のみならず、新たな地域社会資源の開発が不可欠である。

しかし、生保受給世帯が増加している現状では、ケースワーカーは支給と問題発生時の緊急対応で終わってしまうという悩みが語られた。また、若く人生経験もワーカーとしての知識やスキル不足という課題もある。

困難な課題が複雑に絡んだ生活困窮家庭の子どもを支援するためには、子どもの年齢を

横軸とし、家庭の状況を縦軸として、それぞれの時期に発生する課題を明確にすることが求められる。これによってワーカーが長期的な展望を持ち、問題に対する対処療法ではなく、一歩先の課題を見通して対応していくことが可能となる。

今回の調査によって、多数の実践知が得られており、これを整理することによって、「生活困窮家庭の子ども支援モデル（案）」を開発することができる。これを提示し、知見を収集することによって、さらに精査することが今後の課題である。

このモデルを提示することによって、当事者である子どもと保護者に、どのような支援を求めるか、意見を聞くことも可能となる。支援者から家庭への一方通行の支援ではなく、当事者と共に問題解決を図っていくことが、家庭の自立につながる。貧困の連鎖を打破するためには、当事者である親子を中心として、地域関係者が、共に働く地域ネットワークを創りあげることが求められる。子どもの置かれている状況を考えると、スピード感を持って、このような包括的な取り組みを進めていくことが急務である。

岩田正美（2010）「社会的排除ワーキングプアを中心に」日本労働研究雑誌No.597，労働政策研究・研修機構，12-13.

生活保護家庭と生活困窮家庭を救い上げるために窓口を1本化した福祉事務所の実践 —窓口、家庭（訪問）、学習場面におけるソーシャルワークの課題—

宇野耕司・藤岡孝志

I. 目的

本報告では、福祉事務所の職員がとらえる生活困窮家庭の実態と課題の把握、支援における困難点の明確化、相談業務の形態と相談員に求められる専門性及び生活保護家庭や生活困窮家庭の子どもの学習支援の実態や課題、生活困窮家庭への調査をする場合の配慮点などを明らかにすることを目的とする。

II. 方法

1. 調査の概要

(1) 面接方法

グループインタビューおよび個別インタビュー

(2) 面接対象者

A 自治体福祉事務所の担当係長2名（エリアごと）、自立支援相談員4名（エリアごと、うち1名は、生活保護家庭の子どもの学習支援も兼務）。合計6名でのグループインタビューであったが、内1名は、業務等の理由で途中退席した。

上記6名のうち1名には、生活保護家庭の子どもの学習支援についてインタビューするために、グループインタビュー後に1時間の個別に時間を設けた。

(3) 面接者

藤岡孝志・宇野耕司

(4) インタビューガイド

- ・ 生活困窮家庭の実態と課題について、日頃感じていることをお聞かせください。
- ・ 生活困窮家庭の支援における困難な点について、お聞かせください。
- ・ 相談業務の形態と相談員に求められる専門性についてお聞かせください。
- ・ 生活保護家庭や生活困窮家庭の子どもの学習支援の実態や課題についてお聞かせください。
- ・ 生活困窮家庭への調査をする場合の配慮点についてお聞かせください。

2. 分析方法

録音の許可を得た後にICレコーダーによる音声記録ならびに筆記による記録を行った。データは電子データ化し、逐語録に起こした。また、インタビューの間、発言の要点や発言そのものをノートに記録した。インタビュー後、ノートを基に箇条書き等で内容を整理した。本研究では逐語録を用いてKJ法¹⁾や修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ²⁾な

どの体系化された質的研究法を用いるのではなく、インタビュー中に収集した言語記録をノートにまとめたものをデータとして用いた。その理由は、実践に関するデータを横断的に収集し、統合的に分析することで新たな発想を得ることや領域固有の理論を構築するよりも、研究目的にそった全般的な実態や課題を現場ごとに整理することを優先したためである。ただし、逐語録は適宜参照した。

3. 倫理的配慮

研究協力者にはプログラムの目的・方法を説明し、書面にて了承を得たうえで実施した。同意は撤回でき、面接の途中でもインタビューを中断できた。同意の撤回や面接の中断などによって不利益を受けることはない。グループメンバーの氏名や所属、語られる内容については守秘し、得られたデータは研究の目的以外には使用しない。データは厳重に管理し、研究者以外の閲覧はできないようにした。

III. 結果

1. 生活困窮者のニーズ

生活困窮者の主たる相談内容はお金に関することである。生活困窮となって切羽詰まった状態で来談する。相談内容は就労相談や家賃等未納による住居の相談がある。窓口に来談するのは子育て家庭だけでない。相談の背景には高齢になっても働かざるを得ない経済的問題や年金暮らしの両親のもとで仕事をしないまま暮らしている無職の子といったことがある。子育て家庭だと家庭内暴力（DV）やアルコール依存を抱えていることがある。子どもの引きもりや親の精神疾患などがあり、そこから生活困窮者支援が始まる。高齢の世帯であれば、70歳過ぎて就労先を探さなくてはいけない事情もある。これらの背景は相談窓口では語られない。

2. アセスメント・介入

問題の解消に向けて週に1回のペースで相談を継続していく。来談者は制度を求めてくる。制度がなければ来談継続はできない。かといって、相談員が本来できないことをしていくと、つまり、制度外のことを行うとクレームにつながる。相談の中で、「お金を貸して欲しい」と訴えてくることもある。家賃等を滞納しているのですぐに転居せざるを得ない状況である。相談員は「貸せない」と断るのだが、切り出すタイミングを間違えると利用者のクレームとなることがある。お金を貸してくれないなら利用しない人がある。困っている人ほど余裕がなく「ここでは何もしてくれないのか」と訴える。

そもそも、福祉事務所に相談に行くということは利用者にとって大きな抵抗があることである。抵抗感を抱きながら来談してくれていることを理解する必要がある。

支援のスケジュールを決めていく。支援内容の選択肢をいくつか用意し、1週間後の面接までに考えてきてもらう。また、相談員一人ではなくチームで協議して援助を決定している。

3. 援助システム

福祉事務所の中で生活保護と生活困窮者の担当部署がある。受け付けは1本化している。受付票の内容を検討して生活保護ワーカーなのか自立支援相談員の担当なのかを振り分けている。実際、生活保護相談と自立支援相談は相互に関連している。相談過程の中でケースの移管を判断している。場合によっては生活保護ワーカーと自立支援相談員がいっしょに支援を行う。担当部署が別の建物にあると利用者に窓口に行ってもらうことになり、支援につながりにくいこともあるだろう。

4. 援助の課題

(1) 対人援助

自立支援相談の枠組があいまいであり、課題である。窓口相談が手一杯な中で、アウトリーチなどの訪問支援をどこまでできるか、模索している。また、引きこもり支援などが必要と考えても、専門家ではない自分たちがどこまでかわかっていいかわからない。実際に、引きこもり支援団体に相談しても、アウトリーチの継続まではやっていないとのことで、支援の手が差し伸べられなかった。ひきこもり等の家庭支援では専門機関との連携とコーディネーターの機能を発揮することが課題である。このような引きこもりの家族がいる家庭は訪問したくてもできない。

来談者と継続ケースのために窓口業務は手を抜けない。しかし、訪問支援も行う。訪問となるとその前後の時間も考えると4時間ほどかかる。福祉事務所から家庭への訪問支援はどこまで踏み込むのかがあまり明確ではない。

(2) 援助システム

福祉事務所の中で生活保護と生活困窮者の担当部署を設けた。福祉事務所は生活保護のイメージがあるので、生活困窮について相談する場というイメージはまだないかもしれない。生活保護家庭への支援と、(生活困窮家庭への)自立支援相談員による支援との一体化が課題となる。A自治体では、同じ建物の中にあり、連携が比較的スムーズにできている。他の自治体では、生活保護家庭からのニーズなどの汲み上げができて、その後自立支援の相談に繋がらないこともあると聞いている。だから、両者の連携が重要である。各自治体も苦勞しているところではないか。

生活保護から就労につながることでネットの下から上に上られる。この時に支援が途切れる。就労につながってからの自立支援が課題である。

生活困窮家庭のスクリーニングが難しい。これは、本人の申し出がないと支援が始まらないからである。例えば、公共料金の滞納を早くから知るシステムがあれば対応ができる。しかし、個人情報保護の壁、ネットワークが未整備という課題がある。また、家賃の未納で退去命令が出た後の支援では遅い。生活保護まで至らないネットとしての機能をどう果たすかが課題である。ネットの上から下に落ちないようにする支援はまだ機能していない。

(3) 研修の方向性

年金、住まい、雇用保険、税、資産など幅広い知識が必要となる。また、利用者との信頼関係が作れることや利用者の話をしっかり聞けること、利用者の困りごとをリアルにわかることが求められる。関係を構築できる援助者としての資質が求められ、関係作りが支援の基本となる。生活困窮家庭の中には生活保護家庭とは違って、自分から申請の必要性があって、相談援助が開始されるわけでない。だから、相談者をつなぎとめる専門的な技能が重要となる。生活困窮には収入を増やす支援が必要となる。収入を増やすには就労する必要がある、就労支援のスキルも求められる。

5. 生活保護家庭や生活困窮家庭の子どもの学習支援の実態と課題

(1) 学習支援の概要

〇〇プログラム（生活保護世帯の中学生全員、進路相談、学習支援）と△△プログラム（生活困窮家庭の小学生から18歳まで、学習支援）がある。教育によって貧困の連鎖を断つという考えがある。

(2) 支援の例

子どもとの接点は「AA塾」（週に1回開催）である。「AA塾」を通じた支援の経過の中で適応指導教室に通えるようになった子どもがいる。学習支援の中で、子どもが頑張っている姿を親に見せることで、親の就労への意欲につながることもある。就職面接にお母さんが行ったことをうれしそうに語る子どもの例などがある。

学習支援が、実は、親支援に繋がっている。その理由は、子どもを通して、親のことができるからである。また、その家族のなかの19歳以上の、法の下での支援が入りにくい人たちにアプローチできるからである。

ただ、支援の枠組みが不明確である。研究対象者の一人はペアレンティングトレーニングもできる。しかし、それをやっていいか、迷っていて、現在までのところではやっていない。また、困窮家庭の発見が難しく、実際は発見できない。現状は自立支援相談員からつないでもらう。ケースワーカーがケースを握っている。

6. 生活困窮家庭への調査をする場合の配慮点

援助中のケースへの面接調査は難しい。ただ、支援が成功した人を紹介することは可能かもしれないとのことであった。依頼の際は、担当ワーカーを通して研究の目的やどういう方向にこの制度や支援をもっていったらいいのかなどについて明確に示すことが重要である。

IV. 考察

1. 生活困窮者のニーズ

生活困窮者の主たる相談内容はお金に関することである。生活困窮となって切羽詰まった状態で来談していることを理解し、共有しやすいお金の問題を入り口に利用者の抱える

背景を理解しなければならない。相談内容も生活困窮に関することなので、就労相談や住居相談などの具体的な生活の困りごとに焦点化して行われる。先にも述べたが相談の背景を理解すると、高齢になっても働かざるを得ない状況や働きたくても働けない状況などが理解されるだろう。来談者が語るに語れない事情を察することが重要だと考える。

2. アセスメント・介入

問題の解消に向けて相談援助を行う。しかし、制度の枠組みの中での援助が实际的である。なぜなら、来談者は制度を求めてくる。制度がなければ来談継続はできない。かといって、相談員が制度外のことを行うとクレームにつながる。困っている人ほど余裕がなく、抵抗感を抱きながら来談してくれていることを理解する必要がある。このような現状を考慮すると、制度内でできることとできないことを明確にしながらも、制度にないことだからといって相談援助を中断するのではなく、継続支援につなげていく。相談員はできることとできないこととの間でうまくバランスをとりながら利用者の相談相手として機能していくことが求められる。そこには制度があるかないかではなく、相談員としての対人援助の力量が問われていると言ってよいだろう。とはいえ、今回の面接調査では具体的な介入プロセスは明らかにできなかった。今後、生活困窮家庭の援助をさらに明らかにするために事例研究や介入プロセスを明らかにする質的研究が求められる。

3. 援助システム

福祉事務所の中で生活保護と生活困窮者の担当部署がある。受け付けは1本化している。これによって、生活保護ワーカーと自立支援相談員がいっしょに支援を行うことができる。また、担当部署が同じ建物なので利用者をたらいまわしにしないで済む。ワンストップで援助を行いやすくなっている。窓口を1本化するのは妥当な方法である。

4. 援助の課題

(1) 対人援助

生活困窮者を対象とする場合、様々な問題や課題を抱えている家庭を援助の対象とすることになる。例えば、ひきこもり等の家庭支援では専門機関との連携とコーディネーターの機能を発揮することが課題である。このような家庭は訪問したくてもできない。また、来談者と継続ケースのために窓口業務は手を抜けない。しかし、訪問支援も行う。訪問支援はまとまった時間が必要であり、訪問支援と窓口業務とのバランスが重要である。このような課題には、単に相談員を増やせばよいということではないだろう。福祉事務所の職員が家庭への訪問支援でどこまで踏み込んで行すべきなのかがあまり明確ではない。この不明確さがあることによって現場の職員がとまどっている。このような課題も事例研究を積み重ねていくことで整理され则认为る。

(2) 援助システム

A 自治体は福祉事務所の中に生活保護と生活困窮者の担当部署を設けた。先にも窓口を1本化したことは妥当だと述べた。ただし、福祉事務所は生活保護のイメージがあるので、生活困窮について相談する場というイメージはまだないかもしれない。生活保護のイメージを弱めるために生活に関する困りごととして相談する場のイメージを強める必要がある。

生活困窮者自立支援法や生活保護制度が整備されてもなお、課題がある。例えば、生活保護から就労につながることでネットの下から上に上がれる。この時に支援が途切れる。就労につながってからの自立支援が課題である。就労後の自立支援は誰が行うのか、生活保護ワーカーから自立支援相談員がケースを引き継ぐのか、といったことの検討が必要である。さらに、ネットの上から下に落ちないようにする支援はまだ機能していない。これは、本人の申し出がないと支援が始まらないからである。例えば、公共料金の滞納を早くから知るシステムがあれば対応ができる。しかし、個人情報の壁、ネットワークが未整備という課題がある。また、家賃の未納で退去命令が出た後の支援では遅い。自立支援相談員が配置されたが、地域の中に埋もれている生活困窮者を見つけ出すのは容易ではない。生活困窮者を早期発見できるシステムを福祉事務所の管轄地域の中に構築する必要がある。そのために、学校などの関係機関だけでなく、電力会社やガス会社などの従来は関係機関とされていない会社も関係機関に位置付ける必要があるだろう。当然ではあるが、生活保護担当ワーカーと自立支援担当ワーカーとの連携が非常に大事であることを強調したい。

(3) 研修の方向性

年金、住まい、雇用保険、税、資産など幅広い知識に関する生涯研修、利用者との信頼関係が作れる対人援助スキルの研修、利用者の困りごとをリアルにわかるための事例研究や人権研修が求められる。特に、生活困窮には収入を増やす支援が必要となる。収入を増やすには就労する必要がある、就労支援のスキルも求められる。このようにジェネラルな知識やスキルが求められると言える。ソーシャルワークの研修が必要と言ってよいだろう。ただし、自立支援相談員や生活保護ワーカーの職務の範囲を考慮すると一人の相談員ができることとできないことがある中で、どんな研修を優先させるのかを明確にした方がよいだろう。

5. 生活保護家庭や生活困窮家庭の子どもの学習支援の実態と課題

学習支援は援助者が子どもとつながる機会を提供する。つまり、生活保護家庭や生活困窮家庭の子どものを発見する場や支援する場として機能するかもしれない。実際、学習支援の場に来てくれたことによって、不登校の子どもが適応指導教室に通えるようになった。また、学習機会を通して家庭の様子を知ることができ、家族への援助が始まる。例えば、その家族のなかの19歳以上で制度の下での支援が入りにくい人たちに相談援助等のアプローチができています。さらに、親にも良い影響を与える可能性がある。例えば、学習支援の中で、子どもが頑張っている姿を親に見せることで、親が元気を取り戻すようになる。元気になる、例えば、親が就職面接に行けるようになり、その親の姿を見て子どもはうれしくなる。

ただ、支援の枠組みが不明確である。例えば、親に対してペアレンティングトレーニング

が必要と専門的判断ができ、かつペアレンティングトレーニングを実施できる者が相談員として働いていても職務規定等を考慮するとできないこともあるだろう。このようなクリニカルなソーシャルワーク実践のできる相談員を活用できるシステムが求められる。また、学習支援員では生活困窮家庭の発見が難しく、実際に発見できない。現状は自立支援相談員からつないでもらっている。このことから学習支援を行ううえでは関係部署との連携は必須となる。当然、学校との連携も行うことになるだろう。学校に事業の理解を求め、生活困窮家庭に気がつきやすい小学校・中学校の教師との連携を強めていく必要がある。自立支援相談員には個性に配慮しながら必要な支援へとつなげるコーディネートの機能が求められる。同時に、人権尊重の視点から学習支援があらたな偏見を生まないように配慮しなければならない。すべての子どもに「チャレンジ」する権利がある。

以上のように、生活保護家庭や生活困窮家庭を対象とした学習支援は、学習機会の提供を通したソーシャルワーク過程の一部であると考えてよいだろう。もし、学習支援員にソーシャルワークの機能を求めるのであれば、ソーシャルワークの専門性を発揮できるようなシステムの変更が求められる。学習支援員に生活困窮家庭の家族全体を援助することが求められるとするならば、一人のワーカーのケースロードは20名ほどとし、訪問などきめ細やかな対応ができるようにし、その専門性に見合った身分保障が必要である。

6. 生活困窮家庭への調査をする場合の配慮点

生活困窮家庭の当事者の声にならない声を代弁していくことが必要である。しかし、面接は可能かとの質問には、援助中のケースへの面接は難しいとの回答だった。倫理的配慮は当然のことながら、研究対象者へのアプローチが難しい中で丁寧な取り組みが求められている。研究者が担当ワーカーから信頼される関係を構築しなければ、当事者を研究対象とするのは難しいだろう。

V. 引用文献

- 1) 川喜多二郎 (1967) 発想法—創造性開発のために. 中公新書.
- 2) 木下康仁 (2003) グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践—質的研究への誘い. 弘文堂.

生活保護家庭と生活困窮家庭の個別性に配慮できる学習支援ソーシャルワークの課題 —福祉的視点によるアプローチ—

宇野耕司・藤岡孝志

I. 目的

本報告では、福祉事務所の職員がとらえる生活困窮家庭（生活保護家庭含む）の実態と課題、支援における困難点の明確化、相談業務の形態と相談員に求められる専門性などを明らかにすることを目的とする。

II. 方法

1. 調査の概要

(1) 面接方法

個別インタビュー

(2) 面接対象者

B 自治体福祉事務所の担当係長 1 名。

(3) 面接者

藤岡孝志・宇野耕司

(4) インタビューガイド

- ・ 生活困窮家庭の実態と課題について、日頃感じていることをお聞かせください。
- ・ 生活困窮家庭の支援における困難な点について、お聞かせください。
- ・ 相談業務の形態と相談員に求められる専門性についてお聞かせください。

2. 分析方法

録音の許可を得た後に IC レコーダーによる音声記録ならびに筆記による記録を行った。データは電子データ化し、逐語録に起こした。また、インタビューの間、発言の要点や発言そのものをノートに記録した。インタビュー後、ノートを基に箇条書き等で内容を整理した。本研究では逐語録を用いて KJ 法¹⁾や修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ²⁾などの体系化された質的研究法を用いるのではなく、インタビュー中に収集した言語記録をノートにまとめたものをデータとして用いた。その理由は、実践に関するデータを横断的に収集し、統合的に分析することで新たな発想を得ることや領域固有の理論を構築するよりも、研究目的にそった全般的な実態や課題を現場ごとに整理することを優先したためである。ただし、逐語録は適宜参照した。

3. 倫理的配慮

研究協力者にはプログラムの目的・方法を説明し、書面にて了承を得たうえで実施した。同意は撤回でき、面接の途中でもインタビューを中断できた。同意の撤回や面接の中断など

によって不利益を受けることはない。グループメンバーの氏名や所属、語られる内容については守秘し、得られたデータは研究の目的以外には使用しない。データは厳重に管理し、研究者以外の閲覧はできないようにした。

Ⅲ. 結果

1. 生活困窮者のニーズ

(1) 力の弱い世帯

援助の対象は力の弱い世帯である。生活困窮家庭には進路に関心や自覚がない親、進学を希望する親と希望しない親といろいろある。親の能力もあって知的にボーダーの親であれば、そもそも進学を考えていない。親の考え方が違う。お知らせの手紙が来ても封を空けない。封を空けても読めない。

また、母子・父子家庭であれば奨学金を借りられる。ふたり親家庭の生活保護世帯では奨学金が借りにくい。このように奨学金においても実態に差がある。

(2) 生活困窮者の定義

生活保護家庭と生活困窮家庭とのあいだにねむった層がある。しかし、掘り起こせていない。

他には、非課税世帯であっても生活ができる世帯がある。なぜなら、自営業などの場合、税のやりくりをして非課税世帯となることがある。つまり、生活困窮世帯の定義が非課税世帯とすると生活できる層までを含めてしまう。

2. アセスメント・介入

DV ケースの場合、よく見立てる必要がある。なぜなら、訴えている母親の知的能力であったり、人格障害であったり、被虐待体験があったりするなどして事実がわからないケースがある。

3. 援助システム

(1) 相談援助

今年度から生活困窮者の相談は社会福祉協議会に委託するようになった。自立支援相談員は 1 名配置されている。当自治体の保護課には生活困窮家庭の中で生活保護が必要と判断された人がリファーされる。

(2) 学習支援

B 自治体では〇〇勉強会がある。昨年までは福祉事務所で事務を行っていた。しかし、今年度は教育委員会に管轄が変わった。今までは NPO 法人に委託していた。今年度からは複数の団体（NPO 法人など）に委託する形になった（プロポーザル）。勉強会の参加者は、生活保護家庭と生活困窮家庭とがいっしょになっている。現在、〇か所（複数）で行っている。

今年度は 3 月にニーズを把握するために事前調査を行い学習支援の希望者を見積もった。

新学期開始後、就学援助の希望と一緒に勉強会についても告知した。学習支援の対象者が特定できないように全校生徒に告知した。今年度は〇〇人近い応募があり、全員に対応した。そのうち生活保護家庭の生徒は〇〇名（応募数の 27% 筆者注）ほどだった。自治体が特定されるのを避けるために、具体的な数値は外した。

4. 援助の課題

(1) 対人援助

利用者のものさしではかれないワーカーがいる。ケースワーカーの見立てとして、熱が出た娘を家で寝かせ、母親は仕事なので枕元にパンをおいて出かけるようなケースがあった場合、ケースワーカーが母親に抵抗感を持つことがある。しかし、母親からすると、自分が子どもの頃に熱が出たときは学校や仕事に行かされ、ケアを受けてなかった。この母親の子ども時代の体験から考えると、母親自身がされたことよりも優しい対応（受けたケアよりもずっとよいケア）を娘にしている。母親の生活歴、被虐待被害者としての背景をちゃんと受け止める視点がなければならない。この視点がなければ利用者が「めんどくさいことを言う人」とされたりする。

(2) 援助システム

現場（当自治体の保護課）の感覚として、生活保護の現場からは、生活困窮世帯の方の実態や生活困窮者自立支援法の動きが、直接は見えにくい。

〇〇勉強会が教育委員会に移ったのは福祉事務所としては痛手である。なぜなら、学習支援者との顔が見える関係ではなくなったからである。学習支援者の方針や考え方が福祉事務所のワーカーと共有されなくなった。学習に取り組む前に支援が必要な家庭が多い。

子どもによっては同じ学校の子が行く所（学習支援）には行きたくないという子がいる。昨年はこのような個別対応が必要な生徒には福祉事務所で対応してきたが、新年度になって対応が後手に回っているようだ。子どもの視点から教室配置も丁寧にしてほしいと思う。

福祉事務所で行っていた時は生活保護世帯に支援対象を絞った。そうすることでダイレクトに募集をかけることができた。また、手紙の封を空けないような世帯には個別対応をしていた。今年度は生活保護家庭だけではなく対象者の範囲が広がったが、相談員の人数が足りないので個別対応が必要な家庭の援助ができない。

IV. 考察

1. 生活困窮者のニーズ

(1) 力の弱い世帯

援助の対象は「力の弱い世帯」である。親の生活能力や養育能力に課題はなく単に経済的に困窮しているだけの家庭がある。そのような家庭と子どもの進路に関心がない親や知的能力に個人差があり援助が必要な親が養育する家庭では援助のニーズは異なる。であれば、

生活困窮者を支援するうえで「力の弱い世帯」の定義は広くなる。また、家族形態によって子どもに必要な奨学金の借入の実態に差が出ているという話がある。このようなことから、生活困窮者の援助のニーズは幅が広く、生活保護ワーカーや自立支援相談員等のニーズアセスメントの知識が問われるだろう。

（２）生活困窮者の定義

生活保護家庭と生活困窮家庭とのあいだにねむった層がある。しかし、掘り起こせていない。今回の個別インタビューでは「あいだにねむった層」の実態は整理しきれていない。制度が整うことで制度の対象とならない人が明確になる。すべての子育て家庭のウェルビーイングを促進させるという理念を実現するためには「あいだにねむった層」の実態を明らかにする必要がある。同時にこの層の人々の援助の方法を確立する必要がある。

他には、非課税世帯であっても生活ができる世帯がある。なぜなら、自営業などの場合、税のやりくりをして非課税世帯となることがある。つまり、生活困窮世帯の定義が非課税世帯とすると生活できる層までを含めてしまう。非課税世帯は通常、所得が低い世帯と考えられる。しかし、自営業など生活に困らない程度の年収が得られても、外食費などを必要経費として申告することで税を少なくすることができるのかもしれない。つまり、非課税世帯というのはわかりやすい指標かもしれないが、その生活実態を把握したうえで生活困窮者と言えるのかどうかをアセスメントしなければならないのではないかと考える。現場のワーカーは生活困窮者を見つけ出すことが課せられている。援助が必要な家庭をより適切に見つけ出すためには、生活困窮者の定義をしっかりと定め、所得や家族構成などの指標とクロスさせながら生活困窮者の類型を明確にするとよい。そのためには適切な「ものさし」、アセスメントツールが必要である。

２．アセスメント・介入

DV ケースの場合、訴えている母親の知的能力であったり、人格障害であったり、被虐待体験があったりするなどして事実がわからないケースがある。このように生活保護ワーカーや自立支援専門相談員の相談援助の知識と技術を高めなければ適切な援助ができない可能性が指摘されている。利用者の生い立ちに想像力を働かせ、共感的に理解し、その生きたかを受容していく援助者としての姿勢とかかわり方が問われている。援助者としての「機能」を適切に発揮するためには生活困窮者を対象としたアセスメントと介入法が確立されなければならない。

３．援助システム

（１）相談援助

今年度から生活困窮者の相談は社会福祉協議会に委託するようになった。自立支援相談員は 1 名配置されている。当自治体の保護課には生活困窮家庭の中で生活保護が必要と判断された人がリファーされる。このように窓口をわけた理由は今回の調査ではわからない。

社会福祉協議会が生活困窮者を対象とすることで、どのようなメリットとデメリットがあるのかについてさらに明らかにする必要があるだろう。考えられるのは、事務が生活保護の担当部署から社会福祉協議会に移ったことで援助のスピードが落ちるかもしれない。例えば、本報告書で報告した A 区の場合は福祉事務所内に生活困窮者自立支援の部門を設置することで窓口を 1 本化し、事務所内での連携をスムーズにしていると考えられる。B 区の場合、窓口が二つに分かれると考えられるが、そのメリットとデメリットは今後の実践を通じた事例研究などによって明らかにしなければならない。

(2) 学習支援

B 自治体では〇〇勉強会がある。昨年までは福祉事務所で事務を行っていた。しかし、今年度は教育委員会に管轄が変わった。このように管轄が変更したことで学校を通して広く対象生徒に告知できるようになった。さらに、複数の学習支援団体が参入することで支援団体間の競争を促すことで支援の質を上げることを意図しているのかもしれない。また、参加する子どもが増えたことで実施場所も拡大している。勉強会の参加者は、生活保護家庭と生活困窮家庭とがいっしょになっている。全校生徒に対する就学援助の希望調査と一緒に勉強会についても告知することで、学習支援の対象者が特定できないように人権に配慮している。

4. 援助の課題

(1) 対人援助

利用者のものさしではかれないワーカーがいる、という話があった。これは生活保護ワーカーや自立支援相談員だけでなく、広く対人援助を行う者の普遍的課題であろう。すでに「アセスメント・介入」のところで述べたように利用者の生い立ちに想像力を働かせ、共感的に理解し、その生きたかを受容していく援助者としての姿勢とかかわり方が問われている。援助者としての「機能」を適切に発揮するためには生活困窮者を対象としたアセスメントと介入法が確立されなければならない。同時に生活困窮者を援助するための基本的対人援助研修とスーパーバイザー研修の充実をはかる必要がある。今回のインタビューで語られた援助の視点は、利用者の社会関係だけでなく心理的側面に細やかに配慮したものであった。ところで、ボスゾルメニイーナージのいう「正当な配慮と倫理」という家族観がある³⁾。これは、家族の中でのギブ&テイクのバランスが取れていることが重要であり、人間の自己価値観は、自分が他の家族メンバーのために何かを与えること、家族メンバーから与えられることの両方のバランスが取れている中で形成される、という考え方である。ここでいう倫理とは道徳的基準や宗教的意味合いや善悪の基準ではなく、家族やその他の人間関係を結びつけている信頼感や信頼性のことである。このような家族療法的なものの見方は援助者が利用者に対して共感的理解を促進させることに役立ちうる。ここでは利用者に関する詳細な検討はできない。しかし、研究対象者が語ってくれたことから想像すると母親が娘時代に得られるべきだった正当な配慮がどういったもので、親となった時に自分の娘に対

してどのように正当な配慮をしようとしているのかと考えるだけでも、母親に対する援助者の姿勢が変わってくると思われる。生活困窮家庭を対象とする相談援助においても、上記のような心理的側面や家族の置かれた歴史的文脈に細やかに配慮でき、クリニカルな視点も併せ持つ相談員が求められる。このようなクリニカルな視点がなければ利用者を「めんどくさいことを言う人」という援助に役立たないレッテルを張り付けてしまうだけになってしまう懸念がある。

(2) 援助システム

現場（B自治体の保護課）の感覚として、生活保護世帯と生活困窮世帯といっしょになって仕事をしており、生活困窮者自立支援法の影響をあまり感じていない、というのが語られた。これこそが現実を的確に表現しているのではないか。B自治体では生活困窮者の窓口を社会福祉協議会に移している。このように事務を分けるのではなく、現場のワーカーの実感を大切にして、（A自治体のように）窓口は1本化すべきである。

〇〇勉強会が教育委員会に移ったのは福祉事務所としては痛手である、という語りは妥当だろう。なぜなら、学習支援者との顔が見える関係ではなくなったからである。つまり、学習支援者の方針や考え方が福祉事務所のワーカーと共有されなくなった。これが事務を分けたことによるデメリットである。なぜなら、学習に取り組む前に生活等への援助が必要な家庭が多い。例えば、福祉事務所では手紙の封を空けないような世帯には個別対応をしていた。しかし、学習支援の事務が教育委員会に移ったことで、福祉的視点からの個別的な配慮が損なわれるのではないかという懸念がある。たしかに、学習支援ということで教育部門が担当するというのは、生徒の学力を上げるという目的からは適切かもしれない。しかし、学力低下の背景には子どもの福祉的課題や問題があり、その表には見えにくい福祉的課題や問題を解決する必要がある。

上記で指摘したことの他に、子どもによっては同じ学校の子が行く所（学習支援）には行きたくないという子がいる。子どもの視点から教室配置も丁寧にしてほしいと思う、といった事務が移管したことによる懸念が語られている。このような懸念は連携を強化すれば払しょくされるかもしれない。しかし、連携ほど難しいソーシャルワークはない。教育と福祉とでは子どもを捉える視点が異なる可能性もある。そのような差異を認め合うことは難しい。しかし、克服すべき課題である。

V. 引用文献

- 1) 川喜多二郎（1967）発想法—創造性開発のために、中公新書。
- 2) 木下康仁（2003）グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践—質的研究への誘い、弘文堂。
- 3) 平木典子、裴岩秀章（2001）カウンセリングの技法—臨床の知を身につける、北樹出版。

IV. 面接調査結果

A-1 A自治体 自立支援相談員とのグループインタビュー報告

1. 面接対象： 自立支援事業担当課職員 2 名、自立支援相談員 4 名：計 5 名

2. 面接方法：グループインタビュー。調査者：2 名。

3. 面接結果

生活困窮家庭の課題

- 基本的には**就労支援**。仕事につかないと生活が成り立たない。高齢者には「○○」との連携（清掃，交通誘導，警備，建築関係の仕事の紹介。就労を前提に支援）。
- **住居の相談**も多い。住居の貸し付けの対象者として該当する者は少ない（国の要件に当てはらない）。6～7%くらい。**貸し付けは有効な支援**。
- 生活困窮のぎりぎりになって来談。（例）**滞納**しているためにすぐに転居せざるを得ない状況で住宅資金の貸付相談。
- 主たる相談内容は**お金**のこと。お金を貸してほしい。しかし、貸せない。**貸せないというタイミング**は窓口業務の難しさ。タイミング（入り口）を間違えるとクレームになる。貸してくれないならここには用はないという相談者もいる中での支援。
- 主たる相談はお金のことだが、その**背景**には年金暮らしの父母と中高年の無職の子どもといったものがある。子育て家庭で言えば、**DV・アルコール依存**を抱えているが窓口では背景を語らない。**関係機関とのつながりがあれば、その機関から相談の背景を聞くことができる**。
- ハローワークの出先機関がある。ここでは個別相談かつ個別対応（担当者制）で一人ひとりに求人票を出してきめ細かい支援をシステム化している。継続支援をしてくれる。

相談業務

- 人をみて、深い所を突っ込むかどうか。距離が縮まるかどうか。**会った時の雰囲気**で決まる。
- 問題の解消に向けて週に 1 回のペースで。
- 制度を求めてくる。**制度がなければ離れていく**。
- 困っている人は余裕がない。「何もしてくれないのか？」と言われる。
- 福祉事務所に来ることが**大きな抵抗**を生む。その中で来てくれている。
- 支援のスケジュールを決める。**選択肢**を示し、かつ帰り際に振り返りをし、持ち帰って 1 週間後に**考えて来てもらう**。
- 働くことが根幹。ここをサポートしていく。
- ひきこもり等の家庭支援は専門性が必要にある。専門機関との連携とコーディネー

ターの機能を発揮することが課題。訪問したくてもできない。

- 窓口業務に手は抜けない（継続ケースがある）。訪問すると前後で 4 時間はかかる。どこまで踏み込んだ支援をするかは明確ではない。
- できないことをするとクレームにつながる。

ケースのスクリーニング

- ワーカー一人だけで決定せずチームで協議して決めている。

相談システム

- 生活保護課は 1 課と 2 課。機能ではなく地域ごとに分けている。
- 受付は一つ。受付票で生活保護ワーカーか自立支援相談員かに振り分ける。相談内容によっても振り分ける。
- 生活保護相談と自立支援相談は相互に関連している。相談過程の中でケースの移管を判断。場合によっては相談員と一緒に支援を行う。
- 一つの建物の中で機能している。建物が別だとそこに行ってもらうことになり、支援につながらないこともあるだろう。
- 近年、A 自治体の福祉事務所は生活保護だけを扱ってきた。福祉事務所は生活保護のイメージが強い。

セーフティネット

- ネットの下から上にあがっていくときに、つまり生活保護から就労につながるときに支援が途切れる。就労につながってからの自立支援が課題。
- ネットの上から下に陥らないようにする支援についてはまだ機能していない。本人の申し出がないと支援が始まらない。（例）公共料金の滞納を早くから知ることにより、対応できる。しかし、個人情報の壁、ネットワークの未整備の課題がある。

評価

- ○○（県単位の自治体）からのアンケートがあった。そこには、ネットワークづくり、公共料金の未納者の連絡、退去命令が出てからの支援では遅い。

研修の方向性

- 知識が必要。年金、住まい、雇用保険、税、資産など幅広い知識。
- 信頼関係が作れること。困りごとをリアルに分かるかどうか。
- 就労支援のスキルが必要。困窮には収入を増やすことが支援。
- 相談者の年齢。困窮者の中には高齢者が多い。話を聞いて欲しい人がいる。その話をしっかりと聞ける度量。

困窮家庭への聞き取り

- 支援が成功し、紹介機関に感謝している人がよい。
- 支援中の人には余裕がない。

まとめ

- 就労支援システムの明確化。どの機関が何をするのかについて明確化する必要がある。機能配分。
- 窓口相談業務の質の向上。物質的な支援のニーズ（金銭）を入り口とし、就労支援につなげていくことが業務となっている。
- アウトリーチ型支援の位置づけた支援システムが必要。
- 地域にあるリソース（関係機関）との制度の垣根を越えた連携。各制度を統合的に関連付けた基本制度のようなものが必要。
- 成功事例の蓄積。すべての困窮家庭が対象であるが、支援の限界もあるだろう。
- 評価システム。支援のエンドポイントのあいまいさ。特に就労後の支援は誰が行うのか？
- 困窮ぎりぎりになってからの支援では遅い。生活する力の残されている段階から支援を始める必要がある。

A-2 A自治体における学習支援事業 報告

1. 面接対象：自立支援相談員（学習支援担当）1名

2. 面接方法：個別面接。調査者：2名。

3. 面接結果

学習支援事業

- ○○プログラム（生活保護世帯の中学生全員、進路相談、学習支援）と△△プログラム（困窮家庭の小学生から18歳まで、学習支援）。教育によって貧困の連鎖を断つ。
- 「AA（学習支援の名称）」（週に1回火曜日）

家庭環境

- 生保家庭○○世帯（うち、母子家庭△△世帯）、困窮家庭□□世帯。

支援

- 継続ケースは2ケース。
- 子どもとの接点は「○○（学習支援の名称）」。○○名ほど通っている。
- 生保家庭。母親の就労意欲が子どもの笑顔につながる。子どもはAAに通う。○○（適応指導教室の名前 ○○, ○○）に通うようになった（本校からの許可が必要）。

- ペアレントトレーニングはできるができる場がない。

対象者の同定

- 困窮家庭の発見が難しい。実際はできない。自立支援相談員からつないでもらう。ケースワーカーがケースを握っている。紹介するかどうかはワーカー次第。

関係間との連携

- 学校。難しい。学校への同行。
- 子育て支援課，児相，子ども家庭支援センター。

まとめ

- 生活困窮家庭を同定するのが困難。その中で子どもを通した支援を行うことで困窮の実態がわかる。
- AA（学習支援）は支援の拠点の一つになり得る。学習支援は入り口であり，その背景に生活上の困窮・困難への支援が必要なことは明らか（全国調査で把握することが必要）。ただし，一人の支援員では限界がある。支援は多機関協働アプローチとなるだろう。このことがどこまで明確にできるかがポイント。
- AA（学習支援）支援員には子ども家庭支援の専門性（ソーシャルワーク）が必要である。そして，その専門性を発揮できるようなシステムの変更が求められる。一人のワーカーのケースロードは20名ほどで訪問などきめ細やかな対応ができるようなシステムとそれに見合った身分保障。ケースに必要な支援へとつなげるコーディネートの機能が位置づけられる。
- 学校への啓発。子どもの家庭状況に気がつきやすい小学校・中学校の教師に制度のことを徹底して知らせる。
- AA（学習支援）があらたな偏見を生まないように配慮する。すべての子どもに「チャレンジ」する権利がある。

B B自治体 生保相談員との面接報告

1. 面接対象：生活保護担当職員 1名
2. 面接方法：個別面接。調査者：2名。
3. 面接結果

相談システム

- 生活困窮者については社会福祉協議会に委託。自立支援相談員は1名配置。
- 保護課には困窮家庭の中で生活保護が必要と判断された人がリファーされる。
- 生活保護の現場からは、生活困窮世帯の方の実態や生活困窮者自立支援法の動きが、直接は見えにくい。
- ○○係（自立支援を担う部署）、次世代育成の担当。

子どもの学習支援（「○○」；特に中学校3年生委への支援に力を入れている）

- 今年度から教育委員会の管轄になった。△△が管轄する。今まではNPO法人に委託していた。△△からNPO法人などに委託する形になった（プロポーザル）。
- ○○勉強会が教育委員会に移ったのは福祉事務所としては痛手。なぜなら、学習支援者との顔が見える関係ではなくなった。スタッフの方針や考え方が共有されなくなった。多様な実施主体が入ったことで学習に取り組める子どもはうまくいくのではないかと思う。しかし、学習に取り組む前に支援が必要な家庭が多い。
- ○○勉強会の参加者であるが、生保家庭と困窮家庭とがいっしょになっている。
- 現在、△△か所で行っている。
- 子どもによっては同じ学校の子が行く所には行きたくないという子がいる。このような個別対応が必要な生徒にはこれまで対応してきたが、新年度になって対応が後手に回っているようだ。教室配置も丁寧にしてくれたらいいと思う。

子どもの居場所

- □□か所だけある。小学生から高校生までが朝から、いつ来てもいい場所となっている。ここでは小学校、中1、中2、高校の勉強会をやっている。
- 子どもと対等な雰囲気運営している。

生保と困窮との間

- 生保と困窮とのあいだにねむった層がある。

力の弱い世帯

- 母子・父子家庭であれば奨学金を借りられる。ふた親家庭の生活保護世帯とは実態に差がある。

- 非課税世帯であっても、生活ができる世帯がある。税のやりくりをして非課税世帯となることがある。つまり、非課税世帯という定義だと生活が比較的できる層までを含めてしまう。
- 困窮家庭には進路に関心や自覚がない親、希望する親と希望しない親といろいろある。親の能力もあって知的にボーダーの親であれば、そもそも進学を考えていない。親の考え方が違う。
- お知らせが来ても封を空けない。封を空けても読めない。昨年度までは個別対応をしていた。今年度は対象者の範囲が広がったが、相談員人の数が足りないので個別対応が必要な家庭の援助ができない。
- 昨年までは生活保護世帯に支援対象を絞った。そうすることでダイレクトに募集をかけることができた（学習支援「○○」）。
- 今年度は○月に事前調査を行い、希望者を見積もった。新学期開始後、就学援助の希望と一緒に勉強会についても告知した。全校生徒に告知。○○人近い応募があり、全員に対応した。そのうち生保家庭の生徒は△△人だった。さらに、福祉事務所からも切手つきの封筒を添えて告知文を送った。

相談業務

- DV ケースの場合、よく見立てないといけない。なぜなら、訴えている母親の知的能力の問題であったり、人格障害であったり、被虐待体験があったりするなどして事実がわからないケースがある。
- **利用者のものさしではかる。**ケースワーカーの見立てとして、熱が出た娘を家で寝かせ、母親は仕事なので枕元にパンをおいて出かけるようなケースがあった場合、ケースワーカーが母親を誤解することがある。しかし、母親からすると、自分が熱が出たときは学校や仕事に行かされ、ケアを受けてなかった。その体験からすると、母親自身がされたことよりも優しい対応（受けたケアよりもずっとよいケア）を娘にしている。母親の生活歴、被虐待被害者としての背景をちゃんと受け止める視点がなければならぬ。「めんどくさいことを言う人」とされたりする。
- 母が回復することで子どもが回復する。

子ども食堂

- 子ども食堂は話題にあがっている。
- B 自治体には△△か所ある。規模はまちまちで運営方針もいろいろである。チラシを配らないという所もある（1回△△食なので）。
- 行政から食費は出せない。
- 食品会社に寄付を呼びかけるとか必要。例えば、○○パン（企業名）などはクラッカーを寄付してくれ、それを価格より安く売って活動資金にできる。しかし、自然食

にこだわっている食堂であれば、うまくいかない。

- 補助金をだすなら、当該自治体の子育て支援部門になるだろう。しかし、行政で補助金を出す話はない。
- 子育てひろば「○○」は各地で開催されるようになった。ここから気になる親子を当該自治体の子育て支援部門に救い上げている。

まとめ

- ○○（学習支援の名称）の管轄が生活保護課から教育委員会の△△に移ったことで、連携がうまくいかないと感じている。子どもたちの家庭的な背景などを考慮して教室配置などを考えてくれているのかがわからない。前は顔が見える関係であった。
（困窮家庭支援は子ども支援であるが、子ども支援として学習支援だけをすればよいのではない。家庭全体を見ていくためには）、学習支援の管轄を教育委員会とすべきかどうかは議論が必要。そもそもこの家庭支援の視点が共有されているかも疑問。福祉で対象となる家庭の子どもが学習支援ということで教育の対象となっている。教育側に福祉的な視点がどの程度あるかどうかはわからない。現状であれば、教育と福祉の連携を機能させる必要がある。）
- ワーカーとしては生活困窮者自立支援法の影響を感じない。生保と困窮とのあいだにねむった層がある。（法律からしてそもそも困窮家庭の定義があいまい。対象者があいまいなのでなんでもできる一方で、どのような人に何をすべきかが曖昧になっている。困窮家庭とはどのような家庭なのか、現場で共有されていないかもしれない）。
- ケースワーカーの見立てる力が問われている。その人の生活歴を理解し、その人がそうせざるを得ない生い立ちや状況を理解する力が必要（ソーシャルワークの機能が発揮される必要があるだろう。その担い手の配置が必要）。
- 社協に自立支援相談員がいることで生活福祉貸付金を使える人とそうでない人（生保が必要な人）とで振り分け、生保にきた人のことなら見える（サービスの対象者になるかどうかで次の支援が決まる。これは飛び石の様なイメージ。各飛び石（サービス）の距離があり、距離が大きいほど制度を利用していない層がいるのではないか、飛び石にのって来る人なら見える。飛び石と飛び石がつながることで自分たちの援助の意義が明確になる。現状はラインでしかみられないのかもしれない。つまり、一人の人を全体としてみて支援できていないかもしれない。）

C-1 C自治体での対応—自立支援と学習支援—報告

1. 面接対象：生活福祉総括担当職員 1 名、生活福祉（自立支援担当）職員 1 名、主任相談員 1 名：計 3 名
2. 面接方法：グループインタビュー。調査者：2 名。
3. 面接結果

「生活困窮者私立支援制度」事業の概要

27 年度から開始。自立相談支援事業と住居確保給付金の必須事業の二つ、あと学習支援事業というところで、教育関係とも連携を取りながら進めていくことができた。

それにプラスして、28 年度から、就労準備支援事業という形で開始させていただいた。

就労支援事業

・自立相談支援事業というところでは、〇〇〇という名前を付けさせていただいて、生活に困窮している方のワンストップ型相談事業という形で、相談第 1 係という生活保護の申請を行う係と、同じフロアで、自立支援関係の相談を受けるという形でやらせていただいている。

・自立相談支援事業という中でやっている支援っていうのは、一番はまず就労支援ということで、ハローワークと連携だとか、タウン誌などによる求人情報を収集させていただいて、支援対象者へ情報提供を行っているということ。あとは履歴書の書き方や面接での受け答えの指導、定着支援などを行っている。

・他の市より変わったところとして、就労支援員が同行支援という形で会社のほうに付いて行って、企業側の許可を得た上で、採用担当の方とも話をさせていただいて、情報交換なんかをさせていただいている。

・今年から無料職業紹介なんていうのも始めましょうというところまで進んでいる。現状では、職の斡旋というところまではできない。しかし、採用担当の方と情報交換をさせていただく中で、どういった業界がいいのかとか、こういう所は今結構募集をかけているらしいよなんていう話を吸い上げ、就労支援を行っている状況。

家計支援

・これは、家計支援事業というところでの本格的なものではなく、どうしても家計の部分を見なければならぬようなところも出てくるので、レシートを集めての家計簿の作成などをして、収支の状況を確認したり、各関係機関の窓口への同行という形で行っている。

住居確保給付金

・住居確保給付金というのは、多分どこも同じような形でやっているもの。ただ、これの一番難しいところは、収入の基準等のいろいろな要件に当てはまるような方が少ない状況

もあって困難な状況である。昨年度の1月頃に、どうしても人数が頭打ちになってしまったので、チラシ、ポスターを〇（当自治体）のほうで作成させていただいて、〇〇駅と〇〇駅の周りの主要な不動産屋のほうに回って、ポスター、チラシを張らせていただいた。ただ、これも効果が見られず、難しさを感じている。

学習支援事業

- ・これは任意事業という形で、国のほうから市・区独自のつくり方を、どのようにしても構わないというふうな形でさせていただいているもの。うちの〇〇（当自治体）では、生活保護世帯の方と就学援助世帯の方、あと〇〇センター（児童家庭支援センター 自治体によって特定名を使用）のほうでつながってきたような方の、中学生を対象にという形で、実施をさせていただいている。

- ・月曜日から土曜日で、月、火、木、金は1コマ、水、土は2コマを用意した中で、8コマというところから週2コマを、子どもたちに選んでもらって、そのコマに通ってきている。ただ学習支援事業という形でも、塾という形ではなく、『居場所づくり』みたいな、福祉的な要素をはらんだものとして展開をさせていただいているので、定期的なイベントとして、バーベキューやったり、ハロウィーンのランタン作りをしたりしている。

- ・本年度から、地元の畑等にも話をつけさせていただいて、そこで収穫を予定している。先日も、まだこれはイベントという形で大々的にやったわけではないのだが、グリーンピースを収穫して、豆ご飯を作るというようなことを行った。

- ・いろいろな問題を抱えているお子さんが多いということで、どうしても学習支援事業だけでは解決できないようなお子さんもたくさん来ている。教育部門の〇〇課だったり、〇〇課との情報交換の場を毎月1回は開催したり、先ほどの〇〇（児童家庭支援センター）のほうにもつないで、ボランティアさんにもやっていただいている中で出てくる色々な言葉を拾い上げ、情報共有させていただいている。

- ・今、大学生のボランティアを募集した中で、近い年代であれば、ポロッとそういったところのキーワードが出てきたり、というところもある。

（学習支援を通した困窮家庭へのアプローチ）

- ・アプローチ方法としては、どうしても学習支援事業について、生活困窮者自立支援法の中のものであるので、子どもたちに貧困というレッテルを張ってしまうということが、まずは問題だということがある。そのため公に広報というのは行っていない。〇〇（当自治体）のホームページをご覧いただいても、先ほどの自立支援相談事業は載っているが、学習支援というのは何も載っていない状況。

- ・名前も、〇〇（当自治体の自立支援事業の名前）とは別に、そこから連想されないように、△△（学習支援の場の名前）という形で、名称を変えさせていただいてやっている。

- ・対象者にチラシを配布するという形で、周知を行っている。被保護者には、ケースワカ

一とも連携して、チラシを送付させていただいている。ケースワーカーには、訪問時や支給日等に協力を仰いで、こういったものがありますよ、と直接伝えてもらったり、こちらの部局につないでもらって、説明を行っているような形になる。

- ・就学援助世帯についてやはりさらに困っている所からやっていくべきだという考えを元に、ひとり親の就学援助世帯から、まずは募集をかけさせていただいた。そのかたがたには、**就学援助の決定通知と一緒に同封させていただいて、周知を行っている。**

- ・その他の就学援助世帯については、定員に達してない場合に募集という形になる。〇〇課（教育関係の担当課）のほうから名簿を借りて、ひとり親の分を除いたところで、こちらのほうで送らせていただいている。

就労準備事業

- ・本年度から始まった就労準備支援事業。準備の整ってない方に生活訓練、社会訓練、技術訓練という形で三つに分けて、各対象者の状況に応じたところからスタートをしましょうという形で、これは生活保護のほうと一体化させていただいている。

- ・セミナーやボランティアみたいな支援を行い、支援内容によっては外に出てのという支援になってくる。セミナーは△△（学習支援の場の名前）のお部屋を、午前中、お子さんが来ない時間帯に使わせていただいて、例えば折り紙を折ったり、フェルトの人形を作ったりっという本当に手作業を行っている。こちらに通ってきて、準備支援員と話をしながら手作業を行うというようなところで、軽作業的な仕事をしている。

- ・ボランティアという形からの就労準備。今、社会福祉法人の〇〇〇と提供を結ばせていただいている、その中の施設の〇〇のほうで、草むしりの作業をさせていただいているような形。ここから〇〇のほうまで、40分ぐらい歩いて行くことになる。歩いて40分行っていただいて、1時間草むしりして、また40分かけて帰ってくる。本当に体をしっかり使ってやっていただいているような形になる。

- ・今後、先ほどの畑の草むしりなどを想定させていただいて、もうちょっと関係機関を増やして、支援方法の充実を図って、あとは対象者のほうを増やしていくと考えている。

- ・その他の支援として。一つが「フードバンク」。〇〇（フードバンク関係機関）と確認書を取り交わして、無償で対象者に食料品をお渡しいただけるようにしている。

- ・〇〇（当自治体）の運用として、〇〇（フードバンク関係機関）としては、年に5回と決まっているものを、原則1回という形での使用というふうに決めさせていただいて。いろいろ書類等を持って行くことになるが、個人情報の問題もあり、ご自身がそこに行く。大体キャリーバックがいっぱいになるぐらいもらって、半月分ぐらいもらえるような形と聞いている。

- ・証明写真。本当に写真を撮るだけのお金もないような方もいらっしゃるということで、〇〇（委託業者）のほうにご用意していただいた**デジカメとプリンター**を使って、履歴書用の写真を撮っている。あとスーツを持ってない方もいるので、貸し出しということで、〇〇

(当自治体)の職員に働き掛けさせていただきまして、使わなくなったスーツを収集して、面接用として貸し出しをしている。

・これは決まっていない、予定であるが。一時住宅支援。〇〇(関係協力機関;福祉施設)からお話をいただいて、使わなくなった施設の1室をリノベーションしていただいた中で、その部屋を使ってよいと言っている。朝ご飯と夕ご飯が付いて、無料で使わせてくれるという所。

・(緊急避難的な住居の確保の必要性)一番困るパターンは、今おうちを追い出されてきたという方が、就業前の5時とかに来ることがある。夕方その時間に来てしまうと、どこかお願いするにも、お願いする先(関係機関)の方が帰宅しまっているなんていうような場合もある。そういった場合は〇〇(関係協力機関;福祉施設)に取りあえず入ってもらって、その後、それが例えば金曜日であれば、土日のところも越えていただかなきゃいけなくなってしまうので、その次の日だとか、職員等が来たところで、対応ができるような形が取れるのではないかというふうに考えている。

情報発信

・定期で『〇〇〇』(自立支援のニュースレター)という情報誌を、情報提供のツールとして、連携を組んでいただいている所に、一つその分を、情報を返すみたいなイメージでフィードバックとして各機関に送付をさせていただいている。

・あとチラシ、ポスターの作成。配布をしている。本年度から臨時職を雇わせていただいて、〇〇(当自治体)全域いろいろな所に配って、誰でも目に付くような形で、というふうに考えている。

・本当に全てが詰まってしまった状態で相談に来るっていうのが、一番困る状況なので、もう一歩前に来てくれれば何かこちらの支援で助けることができたのに、もうこの状態ではどうしようもないよねっていうような方が来られるっていうのが、どうしても多い中で、どこかで一度でも目に触れていれば、その一歩前で来てもらえるかもしれないというところに期待を込めて、ちょっとそういった形でやっていこうと打ち出した。

・もう一つは、各関係機関の会議だとか勉強会へ出席し、事業説明を行うというところで、これも一歩前のところで来てもらえるように、例えば地域包括センターとか民生委員、そういった所にも本当に事業の全てを分かってもらった上で、そういった方をうまくつないでもらえるような形を整えていこうというふうな形でやっている。

サポートネットワークの形成について

<できるだけ早めにサポートがっていうようなことの中で、例えば公共料金の滞納だとか、家賃が払えなくて追い出されるみたいな、ぎりぎりのところになったり、ということがある。個人情報だから、なかなか公の立場で情報開示を求めるっていうのは、難しい。その辺の工夫は？>との問いに対して

・一つは、ネットワーク会議という形で、ちょっと大きな会議体を持たせていただいている、〇〇ネットワーク（地域での見守り体制を強化するために 当自治体で開始したネットワークの名前）という〇〇（自治体名）で持っている所に、公共料金のところが入っていたりしている。高齢者の見守りを、ということで立ち上げたネットワークの会議体が別であって、それをちょっと利用させてもらう形をとっている。

・そこから吸い上げて、こちらのほうの関係機関を集めた会議の中で、顔の見える関係性をつくっている。それにより、個人情報の問題で、窓口で電話してもどうしても難しいところであっても直接相談員から関係者のほうに働き掛けると、意外とうまく話が行くことがある。例えば、いついつまでにお金が入ってくるから待ってもらえませんかというところを、待ってもらったり、というような形でやらせていただいている。向こうも当然そういった形でご協力いただいているところを、こちらのほうも逆に、お金をしっかり支払えるように、家計として見ていきますので、というところの関係性として、（互惠性を重視して；注）やらせていただいている。生活困窮者ができるということで、ちょっと利用させてもらおうというような形で、少し広がりを持たせた。そこを利用して、別途 生活困窮者ネットワーク会議を作った。

学習支援事業

開始時点での配慮点

＜準要保護ということで、ここに通うことがスティグマにならないかという懸念の元、偏見にならないように広報をしなくて、ターゲットを絞って集めていくということをされている。ここに来る子どもたちも敏感にその部分を感じて、結構気兼ねなく来てくいるとか、この点はどんな感じでしょうか。という問いかけに対して。

・子どもたちはやはり感じる子は感じます。なので、対応に困ってしまうときもあり、そこは那场その場でケースバイケースという対応に今はなっている。

・その学習支援事業を始めようといったときに、実際始めてみてもそういうことがあるのだが、生活困窮という、まずそこが軸にある中で始まった事業なので。

・困窮世帯のお子さんを集めるというところでは、非常に配慮が必要だろうし、中学生という多感な時期でもある。そこについては、27年の4月から始まる前に、26年度に、相当に議論をした。

・最終的な結論として、広く広報するのは、やめよう。本当に必要な要件を満たす、要件を満たすというとおかしいが、必要のご家庭に届けばいい。絞った形で、そこにきちっと届くようにというやり方でスタートするのが一番。まずは、それでやってみようとしてスタートした。

- ・〇〇名と、人数結構な数が来ている（自治体が特定されるので、具体的な数は省略した）。
- ・想定では、対象者が実際のところ、就学援助の決定世帯というと、〇〇。そのうちの〇

くらいというのが、来るのか、読みも何もなく、本当に怖かった。

・多いのか、少ないのか、そこも見えない中で。ただ最初前乗りで、4月からのスタートは生活保護世帯。生活保護世帯は、うちの中で約〇〇世帯ぐらいあった。その中でアプローチをして、先行して4月からスタート。就学援助というのは夏過ぎ、8月決定。半年遅れでスタート。そういうやり方をした。そのときに〇〇世帯中、〇〇名（33%）ぐらいだった（生活保護家庭の33%の子ども達が来た）。そうすると、〇世帯ぐらいの生活保護家庭の3分の1ぐらいが来たということ。

・ただ、その世帯には、やはり家庭訪問をした。ケースワーカーに事前に保護者の方に周知をしていただいて、手紙を最初郵送した。しかし、やはり反応が全然なかった。というところで、家庭訪問を試みようとした。

・直接電話をかけてアポを取って。もちろん来ていただくこともあった。たまたま窓口に用事があるからついでにということもあった。そういったことを重ねて、〇名（生活保護世帯の33%）。

・それと比較してはいけませんが、夏過ぎ、秋からスタートした準要保護世帯に関しては、分母はちょっと違いますが、郵送だけで〇〇ちょっと集まった。あれは送ったのは〇〇世帯。（集まったのは、12% 注）

・電話で受け付け。本当に手紙が届いた次の日ぐらいは、結構ガンガン入ってくるぐらいの感じで、手応えとしては就学援助のほうがすごく来ている。

・就学援助の世帯のほうが、実は家計収入としては結構厳しいご家庭もあったり。

＜生活保護家庭はもちろん保護があるので、ある程度の額は保証されている部分があるけれど、実はそこにも行ってないような、働くことはできるけど低収入ということで、塾にも行かせられないとか、そういうものもある。ニーズはやっぱりこっちのほうもかなりあったということ＞という問いかけに対して、

・就学援助世帯は、収入の幅が非常にある。やっぱりそのうちの生活保護に近い収入というのかな、本当に低レベルのところの収入が少ない世帯というのは、一番該当していて、反応が大きかったのだと思う。

・生活保護世帯には、〇〇（都・県単位の自治体）のほうの事業で年額10万円は一応ある。

・それがあって逆に、就学援助、あるいはひとり親世帯の収入より、子どもに対して（塾代などが、生活保護家庭では）出ているのが実情。

＜子どもの中で、生活保護世帯と就学援助世帯の世帯間の、一緒に勉強しているが、一緒にいろいろなことをしていく、何かその辺の違いみたいなことは。特にお互い意識したりはしてないのか＞という問いかけに対して

・子ども同士は、表面では違いは本当はない。そういうのは。お互いに中学生ぐらいになると、結構そういう不文律というか、触れちゃいけないところみたいなものもある。

・あと、そういうのに敏感な子に関しては、他人をどうこうというよりも、『自分の話を聞いて』という子どもが多い。「あの人、気にならないから、先生を横にずっと座らせて、勉強はしないんですけど、話し相手になってほしい」と。

＜例えば、お母さんが家事ができないとか。生活保護家庭の場合は、そういうことがいろいろあるでしょうからね。＞

・最近も、夕ご飯は自分で作っていて、机の上にお金だけ置いてあって、一緒に暮らしてはいるが、おはようとお休みぐらいしか言わないというような話を、ここで周りの子に平気で聞こえるボリュームで話をしていたり。「夕ご飯ないな」っていうところは。アピールなのか、なんて思う。

・そういうことは、学校ではなかなか言えないから、やっぱりいい場になっている。学校とは違う家庭以外の場というところで、そこを第一の目標というか、目的として掲げてやっている。学校には行っていない、もしくは不登校が始まっていますが、ここには通っているっていうのが、昨年度は多かった。

・あと教育の所管のほうともつないでいただいたおかげで、だいぶやりやすく、連携取らせてもらって、こっちでの様子を学校に伝えたりもした。

・子どもの様子も一人一人、全てではないが、ケース記録も残していて、そういった情報を蓄積して、なんかあったときには情報提供がいつでもできるように。また、ちょっと不穏な動きがあったとしたら、どういうことがこちらでありましたよ、というふうにやったり、情報交換を常にさせてもらっていた。

＜不登校のこと、学校の中、それから福祉施設でもやっている。そういう不登校って、一見学校の問題のようだが、実は貧困家庭とか、もともと〇〇課（子ども家庭支援センター所管課）とかで、養育困難家庭とかって見守りをするようなところでの不登校というところが、一つの状態像として出てくる。だから必ずしも教育的な問題だけで不登校を見るんじゃないくて、もっと福祉的な観点で、不登校を見るのが大事じゃないか。最近、特にそれは強く思っているんで、とても素晴らしいアプローチだと私は思う」という問いかけに対して

・ちなみに昨年度は〇〇名ぐらい登録がいて、その中で1割が不登校で、また1割が通級支援教育でした。不登校の子が日中来ていて、今日も1時間、2時間ぐらい前にそこで勉強していました。

・課題はやっぱりいろいろあって、どうしてもここは教育の所ではないので、進路の話なんかが出た場合、特に困ってしまう。福祉的な観点で話を聞いたり、この場所に通ってもらうというところは何とかできる。そこから先どうしようというところは難しい。もともと相談する所もあるけど、本人がそこに全くつながっていないというところで苦労している。

・やっぱりそこをつなげるとか。あとは、お母さんのほうも送り迎えが結構あるので、その中でお母さんと話をする。やっぱり不登校とか支援級通級のお子さんに関しては、心理的な

視点もあると、見方が、こちらとしてもいろんな選択肢がまた出てくる。

例えば手帳の取得だとか、そういったところを早期に提案できたりもする。なので、心理の所と教育の所とは連絡取って、教育的な視点、あと福祉的なところの視点というところを意識して、お子さんと接するようにしている。所内に臨床心理士の資格を持った者が別の現場にいますので、その者と情報交換をしたりしてやっている。

社会福祉サービスのコンシェルジュ

- ・母子家庭支援に注目すると、一番最初の自立相談支援事業と、先ほど話に出た学習支援事業というところが、メインかなと思う。

- ・自立相談支援事業に関しては、まず体制として、市役所に相談に来る方は、〇〇という自立支援の窓口につなげるようにというところを整えていただいた。なので、入り口のところで状況整理をして、こういう支援が必要だとか、こういう優先順位でやったほうがいいのか。対外的にはかっこよく言うと、**コンシェルジュ機能**みたいなことを言っている。

社会福祉サービスのコンシェルジュ。

- ・そこで子ども関係担当部署のほうにつなげて、手当もらっていないければ、そういう話をしたり、これから離婚をするとか、そういった方。あと、もともといわゆる女性相談、DV だとか、そういった方を対応している係（母子・父子相談）につないだり、とかいうところで、間違いのないように、というふうにやっている。

- ・それら全て、やはり「ここ行って、ここ行って」だと、どうしても能力的にできなかったり、タライ回しにされているという受け取られ方をしてしまう。ほとんど同行して、事前に「こういう人が行きます」ということで、市役所内で調整した後に、スムーズに行けるようにということ、支援している。

- ・顔を出すことによって、昨年度を振り返ると、だんだんこの窓口も認知されてきている。最初にあちらにつながってしまった方なんかで、まだこういう課題があるのじゃないのかというところで、こういうところで一回整理をしたらっていうことを、逆につないでもらえたりして。こっちもまたフィードバックすることで、中ぶらりんにならないような、そんな状況をつくれるように整理をしている。

- ・この窓口としていうところは、やはり就労支援がメインになってくるかなと。就業先との連携というところで、65 歳以上の就労、あと母子家庭の就労等が一般的に決まりづらく、テーマとなっている。

- ・そういったところを優先ではないが、そういったところの環境が整えられている企業さんというのを探して、こういった事業があつて、こういった困っている方がいらっしゃいます、という事業の説明からさせていただいて、情報提供を企業側からいただく。こちらも相談者さんがいらっしゃった場合、こういう所がありますよ、こういうところを大事にしてくれるみたいですというところで、営業活動ではないですけど、就労支援の一環として、そういったことをやっている。

・こういうことをしていると、やはりつながりやすい。ハローワークに行って、求人票、紙だけ見て、応募してみないと分からない、働いてみないと分からないっていうよりも、実際に事業の説明もしているし、企業の情報もちらは預かっている。受ける側も、やっぱり安心して受けられるというところもある。働いてからも、働く前と働いてみた後のギャップが少なく済んでいる。そういった所での定着もやはり良くなっているのかなというふうに感じている。

学習支援における個別的な支援の工夫

・学習支援における個別性。子どもに関しては、先ほどの不登校の子だとか、支援級通級の子なんかが多いということもあって、一人一人座る席から、対応する人間、勉強する内容まで、しっかり記録を取っている。

・前のほうに座らせてみようかとか、隣にあの子がいると駄目らしいとか。混んでいるときは個室じゃないと駄目とか。大体夜なので、別室の相談室が空いている。なので、1人で個室のほうで勉強させたりする。そういうところは、職員の中でももちろん共有して、どうやったら落ち着くだろうとか、どうやったらここを嫌いにならないだろうとか、トラブルを未然に防げるだろうっていうのは、意識しながらやっている。

(受付の重要性)

・受付、ここに子どもが最初に来て、席のカードをあっちで出してもらって、こっちでカードの所に座ってもらう、この札を配る。これが実は一番難しい作業。この子は絶対ここじゃないと駄目。でもこの子どもは言えない、初めての人とかだと。いつもこの席がいいけど、渡されちゃったから、歩いて行って、いつもと違うからと言って途中で帰ったりする子もいる。(受付は意外と重要 筆者注)。人混みが駄目なのにこっちへ入れられたりして、途中で半分泣きながら飛び出して行って、しばらく帰ってこないとか。そういうこともある。

・学習内容としては、復習中心で、本当に学校でやっているところをこちらがお手伝いする。科目も特に主要5科目にとらわれず、絵の具で美術の宿題をやったり、結構自由な雰囲気です学習をさせてもらっている。

・まずここに来て、学習習慣を身に付けて、なんか変化があったときに、すぐにキャッチできるといったところを第一にしている。そこは細かく言わずに、本人がやりたいことを、自分で目標をつくってやるっていうところで、支援をしている。

(保護者との面談)

・たまたまこの〇〇(学資支援の名前)、その利用の更新なんかのタイミングと合わせて、年に2回ほど保護者の方とも面談をさせていただいている。家庭での様子とこちらでの様子が違ったりするので、こちらの情報提供とか。あと家庭の話もお伺いして、最近離職してしまったとか、そういったところがあったら、すぐ昼間の(生活保護や母子相談などの注)相談にもつなげる、そういった目的も持って面談をしている。

・昨年度〇〇名ぐらい登録がある中で、4件ぐらい、たまたまその面談で、仕事がなくなっ

てしまつてとか、そういう話をちらっと耳にして、支援をして、就職をしたというのがあった。

- ・細かいところでは、〇役所（当自治体）のカレンダーと基本的に対象日は一緒だが、こういったカレンダーベースでチラシみたいなものを作って渡して、この中に、祝日の意味だとか月の意味、そういった教養的なところの知識を盛り込んで、そういった学習も狙って渡している。

- ・1回来ると、ポイントカードというのがあって、ポイントを1個スタンプ押してもらえる。それをためると、月に1回ポイント交換週間というのがあって、そのポイントに合ったお菓子と交換できたり、文房具と交換できたり、そういったのもやっている。意外と子どもによっては、そのポイント目当てで来たり、そういう子もいて、動機付けの一環としてやらせてもらっている。

- ・イベントも、子どもがやりたいイベントを、リクエストボックス、目安箱みたいなものを作って、そこに書いてもらって、可能な範囲でリクエストに合わせたイベントを開催したり、休憩時間には音楽を流す。その音楽も子どもたちのリクエストでやっていたりしている。

（子どもたちの変化）

- ・まず通ってくる中で、子どもの変化としては、自分をとにかく表現するようにどんどんなっていく。最初は本当に静かで、勉強しているときも、話し掛けないでというようなオーラを出していて。最初は、真面目な子なんだなと。みんなそんな感じでスタートしていた。

- ・もうどんどん自分を表現できるようになっていって。その過程の中でこちらも、たまに勉強だけでなく、相談室を使って、最近どうなの？ というフリートークじゃないけど、そういった時間をつくったりしているというのもあって、そんなところからどんどん自分を開いていってくれて、最終的に、今慣れている子なんかは、ここで失恋の相談もしていたり。その中で、家庭のことももちろん出てきたりする。

- ・あと、将来的なことを考えてというと、スタンスとしては、学力だけが全てではないよ、というところで話をしている。勉強ばかりじゃなくても。高校進学がやっぱり目標にはなってくると思うが、必ずしもそれが正解とは限らないということもあるので。それは福祉的な目線と言っているのかどうか分からないが、（広く人生をとらえるまなざしの提供になっている 筆者 注）

- ・自尊心の変化。小学校の勉強から分かなかったような子たちなので、今の中学の勉強を教えてあげても、結局理解できないところだったのが、基礎のところからやることで、逆に勉強が面白くなってくるとか、自分もやればできるんだ、というようなところで。

- ・さっきの不登校の子なんかも、去年度だとちょこちょこ休んだりしていた子が、ちょっと分かるようになってきて、楽しくなってきたので、ちゃんと毎日、通う日は来るようになったとか。そういったところも一つの変化なのかなというふうに思う。

- ・去年ずっと、報告を毎月上げてもらっているが、アンケートも親とお子さんと採ってもら

っている。始めたときと最終ぐらいのところで、意識の変化みたいなのをアンケートでとってもらっている。

・そのアンケート結果で差が出ました。勉強が分かるようになったとか、楽しくなったとか。自分がやれば、できる。できるんだというようなアンケートなんかも。変化は見られた、それもかなりはっきりと。

・だからいろんな選択肢を提示するではないが、いろいろな刺激をというところで、なるべく外に出る機会をイベントの中で増やしたり、必ずしも大学生だけでなく、社会人のボランティアさんなんかもいるので、そこでいろんな仕事の話だとか。あとまだやってないが、高校見学とかじゃなく、大学の学園祭とか、今まで多分見たことない雰囲気等というところも考えている。

子どもの幸せ 家族の幸せ

＜子どもたちの幸せ、つまり将来に幸せになるという部分と、今幸せっていうところを考えていくと、恐らくこの支援の中で、特に子どもっていうことを考えると、やっぱり今子どもが幸せと感じてもらえているかどうかとていうのは、すごく大事なところ。お父さん欲しいけど、お父さんいないけど、幸せと。だけどお父さんがいたら幸せになるかという、逆にトラブルがあったりとかっていうものもある。

あともう一つ、とても大事なことで。恐らくここに通ってきている子どもたちが、生き生きとしていく、それから自信を持ったり、それこそ自尊心がうんぬんとかというところが高まってくることが、親を励ましたり、親の、もっと頑張らなきゃとか、いつまでも伏せていては駄目だとか、もうちょっと家事をしなきゃとかという部分に、なんか影響を与えていくというか。

そういうところがちょっと見え隠れしているとすると、この制度の狙いが。とても両方が生き生きと、というか、子どもという次世代を支えるけれど、『実は子どもを支えることが、今の親を励ましたり、就労への意欲を伸ばしたりということにもつながる』というのが、もし見えてくると、すごくこの制度の良さというか、そういうのを感じる。＞という問いかけに対して、

・昨年度は、学校と家庭しかなかった世帯が、ここに一つまた居場所ができたことで、あまりにも親子近過ぎるとやっぱりストレスたまるっていうところで、その距離感が、今までより距離が取れるようになったことで、お互い落ち着くようになった形で、お母さんから感謝されているところがあった。学校で嫌なことがあったら、絶対家で爆発していたのが。ここで話ができることで、家に帰ったときには落ち着いているということがあったみたいで。そこは一つ、居場所としての機能が発揮できたのかなと思った。

＜子どもが結構ワーストとかなっていると、親も一緒になってワーストとなるから、結果として言葉遣いが激しくなったり、虐待の一手手前みたいな言い方したり。

だけど子どもが落ち着いてくると、親もそこまでにならなくて済むから、親も本来的な仕事だとか、そういうところに向き合っていくというか。結構、子どもが親を変えるというか、親が子どもを養育しなくちゃいけないけど、実は子どもが安定すると、親が安定してくる>という問いかけに対して

・あるかもしれない。だから迎えにいらっしゃったりするお母さんがたが、ちょっと笑顔になっているとか、なんかちょっと落ち着いているとか、陰しさが和らいでいるとか。実際。場所に慣れたのかなとも思っていたが、お母さん自身が。そうじゃないかもしれない。全く無表情のお母さんだったりしたが、ここによく迎えに来るお母さんがた。今はもうニコニコ笑いながら話ができるようになったので。それは、あるかもしれない。

・この学習支援の卒業生のお子さんとお母さんからお手紙を頂いた。その中身を読んだときに、母子家庭の親子さんだったが、お母さんの文面から、3年生で後半だけだったが、塾に通わせることもできないで、受験どうだろうって、やっぱり不安感と心配もあったようなことが読み取れた。勉強もそうだけど、子どもの居場所がそこにできたことによってお母さん自身も安心感を持ったということが、文面の端々から推察された。これをみんなで読んで、ボランティアさんもそうですし、うちのスタッフみんな読んで、大喜びして。必要性としては、こういうことがやっぱり、やったことの意味があったんだね、ということ。

C-2 C自治体 母子支援相談員とのグループインタビュー報告

1. 面接対象：生活福祉総括担当者1名、母子・父子相談員4名：計5名

2. 面接方法：グループインタビュー。調査者：1名。

3. 面接結果

母子家庭支援の概要

・母子支援相談員として相談を受けている27年度の状況。母子家庭というよりも、私たちが相談を受けるのは、離婚の相談が多い。離婚後、母子家庭になったら生活も困窮する。

・離婚後は手当てがこうなる。手当ての所に詳しくは聞いてくださいと、担当部署につなぐことも多い。

・いろいろ制度。私達が担当している事業としては、母子、一人親の貸し付けのこと、就労しやすくするための資格取得に掛かる経済的支援。その他は担当所管に紹介することが多い。

・DV被害者への支援もしている。結局、夫の暴力から逃げるというところで、母と子の支援をしていくのは結構多い。

母子家庭で、かつ 困難ケースについて

・夫の経済力で生活していた方が逃げるということになるとう困窮にもつながってきて、生活

保護になる方もいれば、取りあえず手持ちのお金で何とか生活する方もいれば、母子生活支援施設に入る等でこちらが支援していく。これらが、主な内容になってくる。

- ・困窮とはすこしと離れてしまうかもしれないが、昨年、いろいろなケースがあった。お母さんが外国人であったり、お母さんが障害者だったり、お子さんも障害があったりとか、子だくさんの世帯だったりとか、去年はとても苦労したケースがあった。

- ・今年度で言うと、高校生のお子さんを抱えたお母さんで、かつ、DVの支援をしたりしていまして、高校生の子が学校のことで困ったりとかあった。

- ・今、一番困っているのは、発達障害の親と子。母子生活支援施設で今、支援しているところではあるが、離婚が成立してないところもあって、仕事もなかなかフルにできないというところもあって、生活保護からなかなか抜けることが難しい。

- ・結局、DVで逃げたときに、ご本人が就労できない状態にあったので、生活保護で取りあえず支援していくしかないという判断をして生活保護に。お母さんは知的障害もあるのでなかなかフルな就労ができない。お子さんにも発達障害があるケースが困難事例としてある。

困難事例—外国人家庭

- ・外国人の方は特に日本語をなかなかできない方も多くいらっしゃるので、お子さんの学校の書類が読めなかったりとかというのもある。外国人の支援している方に関しては母子生活支援施設にいますので、施設の職員がきめ細かいケアをしてくださってはいるが、今後、自立していただくためにはご自身でももうちょっと勉強したらどうかと言っている。

- ・なかなかそこが難しかったり、というのもある。大体、母子生活支援施設は2年ぐらいで退所していただく方向性を持ってやっているところがある。そろそろ退所に向けてなんていうところを今、いろいろとやっているところ。外国人の方の世帯がとても複雑な世帯で、お母さん外国人、お子さんが1人障害なのだが、お子さん3人もいるので、そこら辺で外国人のお母さんが障害者もいる中で3人の子をどうやって育てていくのかというところをこれから一緒に考えていかなければいけない。

- ・お仕事も日本語ができないところでは限られてしまうので、なかなかフルで働けるところを探すことが難しい。そういったところでそういう方の困窮につながってしまう。生保はなかなか抜けられない。

困難事例—母子生活支援施設での母子家庭支援との連携の重要性

- ・DVだったりすると、夫がもし、〇〇（当該自治体）にいたりとか、縁のある地に戻らないというように、また違う地域で生活をしてもらうことにしている、母子生活支援施設は近くに住を構える方もいれば、都営住宅とかが当たってそういった所に入っているというような状況になっている。母子生活支援施設を出るまでの間はこちらのほうでずっと支援をするということになる。基本、受けた所が責任を持って次の所に生活を、施設から出るとこ

ろまでを受け持っている。支援施設の中では、施設の職員が見てくださって、今後の方向性とかについては私たちが支援していくということで、一緒に連携を取って支援している。

- ・いろいろ自治体によって考え方があると思うが、うちの入所していただく措置費も払っているということではやっぱりそこで責任はそのまま終わらせるのではなく、入っている間、どのような方向性で最終的にその施設の後までは責任を負った形でという意味合いもある。

- ・こちらと施設と母子での協議をしながら、ご本人と3者でいろいろなことを進めていく。ご本人の意向と何ができるのか、それから今、どんな状況にあるかっていうことを合わせて、そのお子さんを含めての次の再スタートを切るために連携を取って進めていくというやり方をしている。

- ・年に何回かは面接に行って、今後のことを中期的、長期的に2年ぐらいのスパンですけれども、どういうふうに自立に向けていくかということをご本人の意向を聞いたり、施設と話をしたりしている。

- ・いろいろな困難の方もいらっしゃるので、そうするとそこをもっと密に話し合いをしなければ進められない。母子生活支援施設の方だけだとつらいかなというときにはもっと密に話をさせていただいたりとか総合支援とかもさせていただいたりとかはしている。

困難事例—話がなかなか届かない事例

- ・苦労な点は、お母さんが今まで社会経験を積まれて受け答えのところ、社会人として成立するように、「はい」と返事をされるが、実際、説明が入っていなかったと。どこまでが伝わっているのかなというのが難しい。お話をすると「分かりました」というお返事でお話、終わったが、分かっていなかったような行動をされることはある。

- ・ご本人にどこまで入っているのかなと、表情を見ていれば分かるときもあるかもしれないが、例えば、電話で連絡をしたときに分かりましたというところが、社交辞令ではないがきちんと入った、分かりました、なのか見極めがある程度、分かるまでが、お返事をいただいたのだから大丈夫だろうと思って支援を進めていたら実は違うということがある。

困難事例—子どもが発達障害の事例

- ・お子さんが発達障害だが、知的レベルは高いのでお母さんを操作する、そこら辺で親子関係のむづかしさを感じている。お母さんが、自分自身が子どもに振り回されていることをよく分かってないので、振り回されたまま、こちらに文句を言ってきたりとか、いろいろ不満を言ってきたりとかがある。

- ・これ買って、あれ買ってとか欲しいものを買って、一時期は全部お金を使い果たしてしまったり、とかがある。

困難事例—子どもが父親の（母親に対する）DV関係を学んでしまっている可能性

・DVのところも若干、お父さんからお母さんに対する関係性を学んでしまっている。それが少なからず、表面ではないですけど潜在的にはあるのではないか。お父さんが力でコントロールしていたものが、そのやり方が愛なのだと学んでしまったところで、今度、お母さんと暮らすときに、うまく生活支援施設にいる間に正しい大人との関わりは目指していかなければいけないのにうまくいかない。実際、そのところは生活支援施設の方にお問い合わせるを得ないところではある。

困難事例—母子ともに障害のある事例

- ・母子共に障害がある事例。母が40代。子どもは中学生。（詳細は、守秘を配慮して省略）。
- ・相談のきっかけ、われわれとのアプローチのきっかけは夫がお酒を飲むと暴力を振るうということで、そういう関係を心配した、（母親の）親御さんと一緒にわれわれのところに来談。
- ・避難する経過があって、どうしたらいいのだろうというところがあったので、相談を受けてはいたが、きっかけとしては相談していく中でそういう逃げる方向というか、どうやって生活をしていけばいいのかが、夫の所にいるだけではない可能性、避難とかそういう可能性もあった。
- ・ある日、暴力があって警察に連絡をして、そこで口論になって、ご本人さん、離婚の意思もおありというところで、お子さんと一緒に暮らす方法を考えていくというところで、母子生活支援施設に入られて離婚の調停もされている。弁護士にも付いていただいている。
- ・事前に来られたときがお母さんとお姉さん（40代の母の、実の母親と姉）と来られていて、お姉さんは障害のある妹（40代の母のこと）と長く一緒にいて、お母さん（当事者の母親）も彼女の生活の様子を見ているので、そういうところが判断が難しかった。（離婚等についても 筆者 注）自分で決められないというか、結構、ご本人の能力を低くは訴えられてきているが、われわれはその段階ではいろいろなことを存じないので、普通の受け答えのところは、彼女は障害があっても社会経験でいろいろなことを埋められていて、受け答え良好でしたので、どうなんだろうというところを通常のアプローチというか問題がない方と同じアプローチも近い形をしていった。しかし、いろいろお話を進めていく中で、リスクの判断が求められ、難しいところがあった。

困難事例—経済的な問題での自己破産・金銭管理の困難さ

- ・ご主人がお金を入れてくれなかったということで、自分でクレジット、限度額いっぱいまでということとはされていた。自己破産と同時、離婚の手続き、同じ弁護士の先生に。自己破産のことはわれわれの所に来る前にされていた。
- ・一度、そういった話をしていたけど、結局、できてなくて、ATMがお財布みたいなのがあった。引き出してそれを使うというのが、普通の感覚で言うと、借りているという意識があまりなかった。

・意識的に生活費の中の一部に返すところが組み込まれているし、足りなくなったら足せばいいというような意識は持たれてはいた。

・自己破産のとき、事務的なことは長年、きちんとやってきた方なので、そういった関連した資料はちゃんとお持ちになっていたが、改善ができるような感じではなかった。物はきちんと持っていたけれども、これがまずいことだという認識は、少しはもちろん残っていたと思うが、生活保護になってからの使い方を見ていても、今、いくら持っているのと言ったら最後、400 円ありますと。「明日、でも、出掛けるんじゃないかった」と言うと、「あっ」とかいう感じ。なので、今は施設の方にも関わっていただいて、金銭管理の支援をしている。自立したときに、自分で、ある一定額を使って生活をするということは、最低、学んでいただきたいと支援をしている。

困難事例一家計管理への支援

・まず、ご本人にしてもらおうと思ったが、支給日の前日に何百円しかない、明日にも出掛ける、電車賃が掛かる所に行かなければならないのにと何百円ですということが 2 カ月連続であった。金額的にはそれ相応のものを頂いているが、どうしても、例えば、母子生活支援施設は、2 年後には出る予定ですよっていうのは前々からお伝えしてあり、お子さんも中学 2 年生なので、高校の資金も必要ですよねというところは説明して、それをやりくりの中で貯めなければいけませんよねということ。

・あとは保護費、それに貯めるとかやりくりして取っておく分だけはこれぐらい、数字としては使わなければいけないところはこれぐらいというお話をしてあった。しかし、もらったものは全部なくなってしまう。

・ここまま続けていって施設退所のこと考えるのは難しい。お子さんが学校に通うことも望んだ学校に行っていただきたいと思うが、お金がないから行けないということも十分、考えられる、初期費用が足りないとかそういうところも含めて未来を考えることは難しそうだったので、施設の方にも金銭管理をお願いした。

・どうだったかという、お話をして、これはこういう意味で取っておきましょうと言ったらきちんとした額で生活ができたというところなので、やっぱり援助が必要だった。それでもできないのであれば、何かまた別の問題があったとは思いますが、そうやって仕分けをしてみたら、これは食費に使うお金、雑貨に使うお金と分けていって、その中でやっていきましょうねと言ったら結局、できていって、それをどのタイミングで気付けるのかなというのは他のケースも見ても課題となる。

困難事例一家計費用の計画的使用・・・不定期に入る手当をどう計画的に活用するか

・近い将来、母親が乗り越えなければいけない、今、できているので大丈夫だが、児童扶養手当とか手当てがご本人さんの手元に入るときに数カ月置きにどかんと入ってくるような形になる。月の収入はでこぼこしてくるのかなというのは恐らく、大丈夫ではあると思うが、

他の母子家庭においてもちょっと課題で、中にはやっぱり入ってくるのを当てにして何かされている方はいらっしゃるように感じる。貸し付けのお話で聞いていると、児童扶養手当 4 万円ぐらいだとすると、それが 4 カ月に 1 回、16 万円入ってくる。月の額だと 4 万円になるが、実際に口座に入る、使えるお金として出てくるのは 4 カ月置きなので。そこをきちんと計算できている方とそうじゃなくて何となく自転車操業の取っ掛かりになってしまっているような方とは実際にあると思う。

・全体の母子に対してそれはいつも、私たち、支援するときに皆さん、なかなか気を付けられない方がいると感じている。毎月入ってくれば多分、計画的に皆さん、使えると思うが、そこら辺、手当ての入る月がいろいろあるので、計画的に使えないお母さんにとってはなかなか難しい。ありがたい手当てだが、いろいろなケースにおいて感じている。

貸付業務から見えてくる「生活困窮家庭の課題と支援の必要性」

・係の業務の中で離婚の相談と母子貸し付けがある。母子世帯の貸し付けを行うときに返済のことまでも視野に入れた貸し方っていうことを共通してどなたにも言っている。そうしたときに見えてくる傾向として、なかなかお母さんがたが将来的なところまできちっとされている方ももちろんいるが、そうではなくていろいろな、入ってくるものと出るもののバランスが崩れているというようなご家庭が結構多いのはすごく共通した印象。

・結局、生活保護にはなっていないが、本当にぎりぎりのことをやって頑張っているお母さんもいっぱいいらっしゃる。それを私たちが見えるのは貸し付けとかで生活収支の相談をしたときに、こんなぎりぎりな、生活保護でいったらその何分の 1 かでやっていらっしゃるお母さんも本当にたくさんいらっしゃる。

「非正規雇用の不安定性」

・頑張っていまして生活保護にはなりたくない、頑張ります、と。お子さんが協力してアルバイトしたりとかして学校に行っていたりとかしている。その中で、一番すごく感じるのは、パートの方、正職員ではない方が多いので、お母さんが体崩しちゃったらすぐに生活保護だになってしまうような危機感がある生活をされている方がいっぱいいらっしゃる。

「ダブルワーク」

・あとは、すごく気になるのが「ダブルワーク」している方が結構いらっしゃる。そうすると、収入的にはもちろんダブルワークなので上がるが、それもやっぱり危うい生活だなと。今、〇〇（自立支援相談窓口）とかがこちらのほうでできたところなので、私たちは就労相談はやっていないが、『つなぐ、連携をする』ということをつないで、ダブルワークしなくても済むような就労の仕方とかそういうところで相談できる所をつなげたりとかをしている。『貸し付け』もその一環の中で生活を安定させてもらいたいなっということとはすごくある。

貸付相談から見えてくることー母子家庭への支援のきっかけー

- ・貸し付けの相談を受けると結構、問題ある母子の方とかが見つかったりする。
- ・いろいろ見えてくるのが貸し付けの現場。母子の実情がつぶさに、生保の方も生保でないぎりぎりのところで頑張っていらっしゃる方も相談として入ってくるので、貸し付けを通して母子の実情がとても分かる。すると、親子関係も見えたりする。
- ・お子さんの面接をする中で、離婚したことで自分は悪いことを子どもにしたというような考え方で、子どもには言えませんかという母子関係を持たれている方もいる。とても多いと思う。母子家庭になっているということを言えない。離婚したのは私のせいだからみたいなお母さんが結構多くいらっしゃる。生活保護を受けているということも言えない。
- ・その貸し付けの相談は母だけではなくて、必ずお子さんも母子貸し付けの中では子どもの面接を必ずやるということにしている。
- ・高校、大学費用をお貸しする場合には必ずお子さんにもお会いをして、お金を借りて高校、大学行くんだよ、とお話とかさせていただくので親子の関係も見えてくる。
- ・そこで親子の様子とか子どもの親に対しての思いとかが垣間見られるときも結構ある。
- ・結構、お子さんがこういうことを言ってたよ、とか言うとお母さん、喜んだりとか涙する人もいたり、直接には親子でそんな話をしてないけれどという場合もあれば、逆の場合もあったりする。
- ・相談室の中では時には親子で口論が始まったりとか、相談室の中ではお互いの気持ちを認め合ったりしていい方向に向いたりとか、あと、貸し付けの相談はいろんなものが見えてくる。
- ・きっと一人親の世帯、母子世帯なので、こういう相談員という全然違う大人がお子さんに会話するとかの場面ってそんなにないのかなと感じる。そうしたときに親子の会話として『つなぎ役』みたいな感じの役割を担うときもあれば、両方の話を聞いたり。本当に母子世帯の生活ぶりを貸し付けで見えてくるものだというのは実感する。
- ・普段の生活としては相談しにきてくれる、うちの場合、相談しにきてもらうという形になるので、うちから出ていくということもなかなかないので。来てもらうとなると貸し付けが一番、母子の様子が分かる状況なのかなと。
- ・なかなか切羽詰まったことがないと来られない。〇〇報（当自治体の広報誌）で毎月、母子、父子、女性の相談を受けています、というのは周知してはいるが、「母子家庭なんですけど相談させてください」なんていう方はなかなかいらっしゃらないので。
- ・貸し付けを目的に来たときに、そういったところで何か支援できる場がないかというところも視野に入れながら相談を受けるというのはみんなで協力してやっている。

貸付事業の概要

・貸し付けが 12 種類あり、主なものがお子さんの高校とか大学の進学に当たる就学支度資金とか修学資金とかが 9 割ぐらい占めている。あとは、母子の方が今の生活だとちょっと生活厳しいからもうちょっと安い家賃の所に引っ越そうかなっていうような転宅資金。あ

とは今、離婚したばかりで生活が厳しいので生活資金を貸してくださいとか仕事を辞めちゃったので何とかつなぐために次の仕事を探すまでの生活資金とかというのでご相談を受けることが主なところ。

- ・貸し付けなので、返していただける方というところで、生活収支がどうなっているのか踏み込んだところを結構、お母さんに聞き取りをさせていただくようになっている。

- ・なので、今、ローンとか組んでないよねとか食費いくらなの、光熱費いくらなのという細かい所は聞かせていただいて、結構、ローンを抱えている方とか最近、便利なりボ払いとか、そこから借りていて、生活が成り立たない方も見つかるので、リボ払いは危険だよとかいう話もする。

- ・どんどん雪だるま式に、支払いが増えていく。そうしたら貸し付けをしてもあまり意味ないから、そこから整理しようというお話をしてみたりする。

- ・たまにレシートを全部持ってきて、私たちの生活こんな感じですと。このレシートをまとめるのはあなたの仕事でしょうと言ってもできない方もいらしたりして。

- ・提出しなければいけないものの中に、『生活収支の内訳表』というのがあって、それはざっくりとした家計簿。それが書けなくてレシートを持ってくる。それが書けた人は家計簿の中から日頃の生活が見えてくる。食費がこのぐらいで、一体この食費はどうやって使っているのか。それを見ると外食が多かったり、朝ご飯食べてなかったりとか、生活収支で本当に生活が見えてくる。お金だけじゃなくて、『生活』が見えてくる。

- ・貸付資金によって、いくら貸せるかというのもいろいろある。

- ・返済も資金によっていろいろ。主な修学資金、就学支度資金については一応、20年以内に返済してくださいという、卒業してからだけれども、お願いはしている。20年たったらあなたは40いくつよね、なんてお子さんとお話をして、そうするとお子さんもいて、お子さんの資金に掛かってくる時期かもしれないから10年ぐらいで返そうとか、そのような、面接でお話をさせていただいたりしている。

- ・実際、貸し付けのときに感じるのはその後の生活がすごく大変で、結局、学校にいくら掛かるかというのを把握しないまま、貸してくださいと言う方も多くいらっしゃる。なので、私たちが4年間このくらい掛かるんだよと、(計算で大学費用を ；筆者注)出したときに「こんなにかかるんですか」とおっしゃる方もいっぱいいて、日々の生活の中でそこまでの気持ち的なゆとりが持てないまま子どもたちが成長して、今時、高校はもちろんだし専門学校、大学に出してあげたいよねといったときに、自分が離婚したから行かせられないというのはちょっとというところで「貸し付けを」というふうにおっしゃる方が見えてくる。

母子家庭での相談に共通している感覚—親の子どもへの「負い目」への対処

- ・皆さん共通して『負い目』をすごく持ってというのがあって、そこから何事もスタートしちゃうのかなと感じている。

- ・相談の現場に行ってみると、やはりそういうところがあって、不安感とお子さんへの申し

訳なさとかそういったところからスタートして、貸し付けであれ、他の相談であれ、DVなんか最たるものかもしれないが、子どもを巻き込んでいると気づかれる。本当に負い目を持っていらっしやって、「子どもに対して胸を張っていいんだけども」、なかなか胸を張れないところがあるような方が共通して相談に訪れているのだろうと思う。恐らく、自信を持って収入をいっぱい取りながらやっている方がそもそもこういった相談の窓口には来ないのだと思う。

母子（父子）支援相談の必要性

- ・この相談を求められているところは本当にいろんな思いをしながら離婚をする。まず、離婚をすることの不安感から相談に訪れる方、多い。離婚に踏み出して、離婚したばかりで何をどうしていいか分からない、あと、子どもとの関係性も子どもにどう向き合っているか分からないというようなお母さんが本当に多いなど。

- ・私たちのほうで思っているのは、お母さんが胸を張って自信を持って仕事して自立している姿を見せてあげることが一番子どもにとっては成長にいいのではないかということ。やっぱりそれはいつもみんなが思っていること。

母子（父子）家庭での親をほめること、ねぎらうこと、愚痴を聴くことの重要性

- ・多分、お母さんは褒めてもらえないんですね、誰にも。なので、よく頑張ってきたねって別に褒めるとかそういうつもりはなくて出した言葉で、「いやいや」っておっしゃる方も中にはいたりする。だから、本当に誰かに認めてもらいたいというところは大きいのかなと感じる。

- ・ことさら、経済的な低所得者というだけじゃなくて、一人親というところで本当に支えがどこにもない、母も、父子であってもそう。本当に子どもにはちゃんとしてやらなきゃという思いはどこかにあって、結構、ある意味、ここに来たときにほんと愚痴れる場所にもなっている。

- ・こんなことを話したかった、あるいは自分の貸し付けだけでなく、愚痴をこぼせる場所としての役割もあったり、なかなか子どもの前では愚痴れないことも愚痴ったり苦しかったりしたことも話すというような場が必要なんだな、というのを相談者の方に教えられるみたいなのも結構ある。

離婚前後の継続した相談の場の必要性

- ・離婚を挟んで離婚前から離婚後と継続して相談できる場所はあまりなくて、ここの特徴かなと思っている。離婚の決断のところでその前から相談に来る方もいらっしやって、離婚を勧めるわけではないがという前置きをしながら、いろいろなケースについてお話をすることが多い。

- ・経済的な面っていうところでは、社会的な問題になってしまう、『養育費の未払い』が結

構ある。離婚前の相談で、調停でいくら払うと約束したとしても、それが離婚後に実際に実行されるかどうかは分からないので、養育費というのがもう少し社会的にみんなが同じ目線で考えられるようになっていくとよい。お母さんも最初から養育費を諦めている方もいらっしゃる。そういうことがない社会ができれば少し離婚後の困窮度は変わってくるのかなと思う。

- ・『生活困窮』というところ言えば、生活保護世帯よりもそうじゃない世帯のほうが厳しいと思う。

- ・医療費にしても学費にしても。なので、養育費はもう少し離婚について養育費が一体になって、お父さんも考えてもらえるような、会社の天引きにされるとか。多分、海外ではそれが実行されていなければ昇格・昇進にも影響する国もあると思うので。そういうところまで行ければ少し離婚は悪いことでは決してない場合もあるわけで、そこをきちんと自信を持って選択できるというのが大きな問題だと思う。

困難事例―被虐待ケースの場合―

- ・児童家庭支援センター（または、子ども家庭支援センター）のほうに連絡が入り、状況によっては私たちと連携を取って一緒に動くとかそういったことをしている。

- ・虐待の子ども視点で見ると、ここで関わる中では、子どもの虐待のケースを実際に支援していく中で、お母さん、お子さんの関係の中でもこれはまずいというのがあったときには通報せざるを得ないというのものもある。それは本当にそういった支援の中で出てくる場合とそうではなく児童家庭支援センター（または、子ども家庭支援センター）と連携を取りながらやっていく部分とある。連携は密にしなければならないし、機会も多い。そことの関係性でいろいろな情報が分かったり、情報を提供したりっていうことも多い。DV 被害者支援をしていくというところで、児童相談所とも連携を取って支援していくときも今までも何回かある。

- ・緊急でシェルターのほうに行ってから母子分離をしなければならないこともある。そこに入ってもらって分離したこともケースとしてはある。お母さんの養育能力だったりお母さんの虐待だったりということは、やっとなんか逃げたが、そのお母さんと母子になってしまっている、子どもにとって危険という場合もあるかなと思う。やっぱり DV の被害はお母さんだけでなく、本当に子どもに深刻な面DVというのは痛感している。子どもに対しての精神的なダメージは大きい。

困難事例―母子の生活が安定していからの発達障害の子どもへの支援の開始

- ・例えば緊急でシェルターに入ったときはまだ子どもは落ち着いていたとしても、落ち着いた次の母子生活支援施設に生活が始まった中でやっとなんかほっとするが、そこで子どもの課題という問題が出てくるということも結構ある。

- ・そういう意味では出先というのが母子生活支援施設になることが多い。お母さんの養育と

かを見ていただいたりするシェルターにいる間のお母さん。私たち、生活を共にできないので、生活を共にしたお母さんとお子さんの様子は見るできないことが多いので、そういったシェルターのかたがたも支援員さんの目とかを通して見ていただいて、お子さんの様子、お母さんの様子を見ながら支援をしていく。

・ただ相談に来られただけでも大丈夫かなというようなお母さんとお子さんの様子を見たりすることはあるが、やっぱり長いこと来て、関係性を通じてそういうのをやっていくことを通して見てあげるのが一番いいのかなと思う。そのとき、お母さんの持ってきた課題が解決になかなかつながらないようなときは、同じ〇〇（自治体名）の関係部署につなげていく。

母子家庭への自立心―特に経済的な自立

・就労も見つけて頑張っている。ただ、生活保護を抜けるまでのお仕事ができるかということと難しいと感ずることがある。お掃除の仕事を真面目にやっているが。

・フルで働くと疲れてしまって、家事ができないということが過去にご夫婦で生活されていたときにもあったとご本人はおっしゃっていた。

・いろいろお仕事をされてきたが、努力が求められるレベルがなかったときに退職をさせられてしまった。見つけるときも最初は一般就労で探し始めたが、ちょっと弱気な部分で障害者枠でということも本人の希望で。でも、生活する上では額が必要というところで、そういうところではご本人も迷いはあった。障害者枠だとどうしてもお給料があまり多くない、一般就労のほうが高いが、自分は自信なくてという葛藤はある。

・お金のため方も最終的にはあなたのためになると言って納得なんだろうなというところはある。その方が何を大切にしたいのかな、何がつらいのかなというのをやっぱり積み重ねで分かる。そこに合った説明、知的障害の方の場合はやっぱり自分の権利とかなぜこれがもらえないんだというところがあるので、お金を預かるということではなくて、将来のあなたにこういういいことがあるからですよというアプローチで説明をして今、うまくいっている。

・これからお子さん、夏休みになるので、ここ2カ月連続で保護の支給日に行って、施設の方とこういうふうに分けましょうというところをしている。ゴールデンウィークでこういうことをしたいとお子さんが言っているということで、額は決まっている中でどうメリハリをつけていくかというお話を、うまく5月は乗り越えられた。

・今度は夏休みに向けて、きつとお子さんもやりたいことあるし、お母さんも認めたい気持ちもあるが、そうするとあるものを全部使っちゃうといけないので、彼女が分かるやり方で説明して、そのケースの場合は受け入れが良好だったから助かった。「来てくれるんですね」と言ってくれたからよかった。逆に何しに来るんですかというケースで、そういう事態が発生していると大変だったんだろうなと思う。

・関係性とか。信頼関係っていう表現にはなと思う。われわれは常に全部対応しますよということやっていく。返してくれるのは本人が落ち着いたり、われわれに対してある程度、

開いていいなと思ったタイミングで関係性がぐっと深くなると思う。それをどのタイミングで出してくれるかというのが相手の負った傷とかいろいろなものによる。

他県への転出による困難さ

- ・DVでの相談で、いろいろな夫の行動範囲とか夫の環境を考えると〇〇管内では難しいからということで相手の施設を経験から探して行って、〇〇圏外に行く。そうすると、一番難しかったのは〇〇（都府県名）の中での母子生活支援施設と他県の母子生活支援施設への対応というのは違うところがあるので、まず、そこから関係性をつくって福祉事務所と施設との信頼関係をつくらなければいけないというところが一番、時間かかるところ。

- ・新幹線を使って行くところですので、たびたびは面接に行けないので、最低半年に1回とていうところで、特別なことがなければそのペースで行く。なかなか限られた時間の中で表情を見ながら話をしてもその場だけを繕えばいいというお母さんたちの考えもあるので、そこは施設とお母さん、私たちという3者で横の連絡は取りながらも施設ときちんと連絡を取ってお母さんに対してどういう支援をしていくかという3者でのやりとりはきちんと進めていかないとお互いの信頼関係を崩すことになる。そこが一番気を付けているところ。

- ・調停人が〇〇（都府県名）のほうに来なければならぬというところがあって、その同行。1回目の調停には相手方がどういう出方をしてくるか分からないので、必ず同行して行く。あと、相談者によっては弁護士の先生と直接、連絡を取り合いながら進んでいただいているということはある。あと、難しいのが生活保護の関係で、母子生活支援施設に入った場合は、向こうでの生活保護になるので移管をしなければいけない。移管して施設にいた間はいいが、施設から出るときに次の市なり県なりに移管をするときにどういう手続きが必要かというのはまだ退所まで至ってないので、これからどういう問題が出てくるかわからない。そこは難しい。

- ・具体的にある施設は、ある県で、「退所 イコール 施設という居所がなくなる」ということで生活保護適用が廃止になってしまう。現実的には廃止した後には他の市に生活して実際に生活困窮してくればそこでまた新たに再申請ということになり、生活に実際、困るということはないと思うが、〇〇（都府県の自治体名）の中でやっているときには母子生活支援施設を退所するときどうしても生活保護に頼らざるを得ない方、施設を出るときに移管の手続きをしながら、というところがある。現実的には生活ができなくなって、どうしようもない状態というのではないと思うが、お母さんたちにとっては、不安が大きいかなと感じる。

DV被害から生活困窮家庭へ

- ・DVだとお母さんがお仕事をされていた方でもそのお仕事をいったん辞めて別の地で生活を始めるとなったときに、簡単には就労につながるできないというところで収入源がなくなってしまう。お仕事を続けたままDVの支援を受けていくというのがなかなか難

しい。加害者のほうが職場を知っていればそこに来てしまうのではないかということで、仕事を辞めざるを得ないってということで、結局、生活困窮に至ってしまうというパターンが多い。

- ・相談者から被害者の私たちがどうしてそんな逃げ隠れして生活していかなきゃいけないのという、全ての生活と縁を絶って新しい所で子どもたちを連れて生活を始めなければいけない、被害者なのになんでそんなことをしなければいけないのか、という質問はよく来る。

- ・先ほどの1ケース、生活保護で生活している方は3人お子さんがいるが、上2人が障害児で障害児支援センターに通っている。下の子についてはもしかしたら環境が良くなれば上のお子さんのような形には出てこないかもしれないというお話もあるので、DVということが本当に子どもたちに影響しているというのを実感している。

(DV加害者への対応をもっと考えるべき)

- ・母子の生活でもいいと思うが、お母さんと子どもたちが今の生活を変えなきゃいけない。もっと加害者に対しての制裁があるなり、子どもたちが学校に行けたりとか、お母さんが築き上げてきた就労をそのまま続けていくことができれば生活保護に頼らなくても生活できる方はたくさんいると思う。

- ・その形が、結局、母子家庭の貧困を生んでいる一因だと考える。今まで仕事を続けることができる人もいて生活保護をしないで頑張っていらっしゃる方もいるが、なかなか難しい。いったんは生活保護でという、そこから自立に向けて、資格とか持っていらっしゃるとそこから一時、生活保護を受けながら、その資格を生かす方もいるが、再スタートは大変、就労の支援とかももちろんやっていくことになると思う。

教育資金貸し付けにおける課題

- ・貸し付けのほうで見えていても、中退してしまう方も報告が来るので、少なからずいらっしゃるの、高校進学、大学進学をやっと貸し付けで果たしたのになんていう中でも。

- ・1週間でやめた子どももいて、借りたお金だけ返して、というので、子どもとも面接をしたので、それは叱りましたけど、いろいろな人に叱られたみたいで。その子は、真面目に結局は仕事をして、今はやっているみたいですけれど、関わりの中でいろいろな出来事がある。

困難事例—母親が精神疾患の場合

- ・発達障害だけど精神疾患を持っていてうつとか発達障害とも言われていて、病院とかに行っていて、母子生活支援施設にいる。どうも病院と合っていないのではないかなと私たちの感じがある。お母さんにアプローチをして、病院どうこうできないかなとか言って、今後、またそこを退所したときにつながっていくためにはその病院でいいのか、あるいは働きにも今、行けていない状況でその病院の何らかを使うことができるのか、地域の何かを使って

お母さんに少し職業訓練とか、障害の施設でも何でもいいんですけど、何か使えるものはいいのかと私たちを通して先生と話したり、病院のケースワーカーさんとお話ししたりすることが増えるといいが、とアプローチはする。しかし、嫌だとまでは言わないけれど、顔を出すとかはあっても目が合っちゃうと拒否されているかなというところで、この後、また何回か行く中でぜひ、そこのところまで関わっていきたいなと思うケースがある。あとは、過去に双極性障害の方で大変な状態でいらっしやって、病院との連携とかソーシャルワーカーとの連携をいっぱい取って頑張ったが、結局は母子生活支援施設を退所となったケースもある。

・母子生活支援施設にいたらお母さん、統合失調になって分離をして、お子さんを養育家庭へというケースもあった。それはうまくいったようで、その後、高校に進学した。

相談員のメンタルヘルス対策

・私たちは日頃からケースを1人で抱えないようにということで、全部共有して、こんなことがあった、あんなことがあった、皆さんに意見を求めてこうやったらいいんじゃないかというのを日々、話をしているので、1人で考え込むということはずない。

・上司もずっとやっていた仕事でアドバイスもいただけるので心のケアについては特に問題なくやっていると思う。とにかく、ためこまないというのはいつも言っていること。

(ケースを抱え込まない。共有する)

・大きな決断を1人だけで背負うということがないので。1人しか相談員がいないところはきついだろうなと思う。この係は、もともと相談員が1人でやっていた。それで、1人でやることの大変さを嫌というほど感じたので、それはないようにというふうに、話せるようにということとみんなが共有してもらって結論を付けるときにもどうしたらいいかっていうふうにできるような体制でということを言い続けているので。だから、完全な担当制みたいな形にしちゃうと1人がかなりつらいものになっていくのではないかなというふうには思っている。主たるこの人がこの人にとっては一番の人かなというのはいたにしても、みんなですべてを共有して一人一人がこの人しか分からないみたいなやり方はしないでおうとていうので。

・なかなか難しい。やっぱり若い方だと想像する人をしづらい。母子という方たちがもちろん多いわけで、20代のまだ結婚もしてないのというところで想像しないんじゃないかなと思う。だから、ある程度の社会経験、積んだ方が配置されていかないと若い方は厳しいだろうなとはいつも思っている。いくら研修受けたからってすぐできるわけではない。

生活困窮家庭へのアクセスの工夫

・もうちょっと問題ある母子を見つける方法はないのかなといつも思ったりしている。私たちのほうで相談に来てくださいと言ってもなかなか来るわけでもない。隠れたケースとど

れだけいるのかなというのはいつも、今、来てくれるからいいよねと話をしている。

・どれだけ問題ケースがいるのだろうか、どこかで引っ掛かることないのかなとか、まだ、例えば児童扶養手当をもらっているところで何か気付いたところがあればつないでもらえたらいいのにな、とか、いろんなことを考えてもなかなかそこまでは難しいんだろうなというところ。

アウトリーチの重要性

・もうちょっと家庭訪問とかができるような体制づくりができて、貸し付けだけで済んじゃって終わっちゃったでは、もう一個進めていけることができたらいいいのかなというのによく話ししていること。

・やれないわけではない。今の業務を抱えながらだと、そこに一步踏み込んで、この世帯、心配だから、ちょっと厳しいから、見にいこうっていうふうにアンテナを立てなきゃならないような世帯は見えてくる場面はある。そうしたときに可能な限りは行くこともあるし、ケースワーカーと一緒にいたり、児童家庭支援センター（各自治体で特有の名前を有する）と一緒にいたりっていうことは立場としてできないわけではない。ただ、なかなか緊急対応を抱えていて、係といっても一つの課のような内容の業務を全部こんなメンバーでこなしているの、なかなか体制的に十分ではない。ただ、課題としてはそういったところも踏み込めればいいな、役割としてもあるというふうにはずっと私も思ってきた。そこが今、この係だけで完結しなくても、例えば、〇〇〇（当該自治体の自立支援のワンストップサービス）を使いながら、児童家庭支援センター（各自治体で特有の名前を有する）といい形でタッグを組みながら入り込んでいくとていうようなことができればもっと広がりのあるというか、本当に支援を届けなきゃいけない人に届くということに多分、なってくるかなと考えている。課題の一端は見えているが、それをどういうふうにつないで広げていって、つながっていくか。それから、お母さんにこんな所、あるんだ、何かあったとき、ここに行けばいいんだというふうに SOS の出せる場所があるということを知らせたい。その辺、まだ私たちもあの手この手を考えていかなきゃいけないのかなって思っている。

・氷山の一角、うちまでつながって相談に来てくださる方というのは。

・だから、〇〇（当該自治体の自立支援のワンストップサービス）ができたことによって、また学習支援も広がりだしたことによって見えてくる相談もある。実際に去年できて、つながってということも見えつつあるのでそんなことから広がり少しずつ出てきたかな、なんというふうには思っている。

D D自治体-支援員・ケースワーカーへのグループ面接報告

1. **面接対象**：ひとり親相談兼ひとり親家庭支援員、生活保護申請相談兼婦人相談員、ケースワーカー兼次世代育成、ケースワーカー2名：計5名
2. **面接方法**：グループインタビュー。調査者：2名。
3. **面接結果**

1) 生活困窮家庭の課題

- 複合問題を抱えた家族：経済的な問題でなく、精神疾患を含めた健康問題、子育ての課題、親や子どもが障害を抱えている場合など複合的な課題を抱えた家族が多い。そのため、他課や関係機関との連携が必要である。
- 経済的困窮度の高まり：一生懸命働いても生活が成り行かなく家族が増え、経済的にかなり厳しい家庭が多い。家賃が占める割合が多く、住居費がなんとかなればというケースが多い。教育費がない、進学させられないという相談も多い。以前は、受験時期に進学に関する相談が集中していたが、今は、一年中教育相談がある状況である。
- 若年母子世帯の貧困：若年の離婚家庭、10代の母子家庭、DV、ひとり親で妊娠するケースなど若い世帯の相談が多い。親族も近くにおらず、頼れる人がいないことも多い。離婚する前に生活状況のプランがなく、困窮度が増すという悪循環がある。離婚に際しても、慰謝料請求をしていないなどの問題がある。
- 世代間連鎖：親が生活保護を受けていることを知らないまま成長していく子どもも多い。子どもが幼少期に受給を開始し、母の働く姿を見ずに成長していることもあり、生活のモデル（文化）の連鎖も指摘される。塾代の助成も行っているが、親が進学等に興味がない場合には、支援につながらない。

2) 生活困窮家庭の支援における課題

- 業務過多によるケースワークの不足：個別世帯ごとに丁寧なケースワークができればと思うが、生保受給世帯が増加し、支給と問題発生時の緊急対応で終わってしまうというのが現状である。地域とのつながりなど行政とは違う次元でのバックアップが必要と感じている。
- 若年母子世帯に対する支援：妊婦であることや子どもが小さいことを理由に、「働けない」という問題が起こる。子どもとどのように生きていくかという長期的な見通しがもちにくい家庭が多く、「自分でやっていく」という意識が低いケースでは、動機付けが必要になる。現実的な就労の話をすると、話をそらし、本人の意識が生活保護で良いとなっていく傾向があり、支援が難しい。また、早く自立をしたいと夜に働きに出る母がおり、子どもの生活に支障をきたすようになったこともある。就労と子育ての両立を支援するという難しい面がある。
- 世代間連鎖を断ち切る支援：親も生活保護家庭で育ち、子どもも生まれた時から生活

保護というケースが自立したケースもあった。保険証を作るなど、一般的な生活スキルへの支援から始め、ケースワーカーが「親役割」を果たすこともある。しかし、母子世帯では加算や手当てをもらえるので、保護費も高く、それ以上の稼ぎを働いて得ることは難しい。一度保護を受けてしまうと、それが当たり前になってしまうこともある。貧困状態が3世代4世代と続かないようにしたいが、解決策が見つからない。親が「この子は勉強してもどうしようもない」といって、下のきょうだいだけに肩入れすることもあり、進学支援も難しいと実感している。

- 子どもへのアプローチの難しさ：子どもへのアプローチが少ない。子どもに会いに家庭訪問しても、ワーカーが来ると自立の話をされると思っ拒否される。子どもは開庁時間には学校に行っているため、学校が休みの時や夏休みなどしか、子どもの状況を直接聞くことができない。夏休みの家庭訪問もワーカーの日程調整が難しい。そのため、親の話から状況を把握するだけになってしまい、子どもが今どう思っているか知るのが難しく、家庭の問題点を導き出すことが難しい。
- 障害のある家庭への対応：知的障害のある方に対しては、ケースワーカーが細かく支援を変えていかなければならず、困難。また、精神的に弱っている方に生活状況を聞く中で、身構えてしまうことがある。どうアプローチをすれば思いを話してもらえるか考えて対応するが、それぞれ良いパターンが異なっているため、その人にあったやり方を見つけるのが大変。
- ケースワーカーの経験不足：ケースワーカーの年齢が若く、子育て経験がない人が多い。そのため、保護者や養育者の気持ちをワーカーが適切に汲み取れないことが多いと感じている。また、子どもの障害についての質問に対して、知識がなく答えられないワーカーもいて、役所は事務的なことをするだけの場と認識されてしまう。ワーカーの社会経験が浅い場合、母子家庭に行っても、想像の中での支援方法を伝えるだけとなり、「子育て経験もないくせに」と思われてしまう。人生経験を積んだ視点でケースワークできればまた違うと感じる。

3) 相談業務に求められる専門性と工夫

- 幅広く浅い知識・連携：ケースワークをしていくには、専門的な知識は浅く広く必要である。例えば、DV問題への対応などは総合的な知識が必要だが、すべてを網羅することは難しく、他機関との連携をすることが必要。「専門的に深く」ということだけでなく、「幅広く浅く」、どこにどんな資源があるか知り、他と連携できることが重要な専門性である。就労相談は、専門の方に非常勤で対応してもらっている。貸付、虐待などの相談は、その都度関係部署や児童相談所などとも連携をしながら支援する。
- チームアプローチ：対象者が広いため、生活に困っているという相談の場合には、1人ではなく2人対応にしている。DVがあるときも複数対応となる。他のワーカーに相談できるスキルは重要。チームで補い合う。

- 即座に・一緒に、対応する：相談者から出た質問は、その場で関連機関に連絡を入れて、その場で情報提供するようにしている。また、質問された時には、「その場で一緒にやる」ことを心がけている。本人に代わりにやってしまうのは簡単だが、本来は本人がやらなければいけないことでもあるので、時間を合わせて一緒に行って手続きをする。警察や障害手帳の審査に同行する。求められる専門性も幅広いため、その都度調べてわかりやすく伝える。どんなことでも、頼ってきてくれていることを大切に、一緒に調べて一緒にやろうと思って接している。
- スピード感のある対応：初回の相談では、共感を示し、「大変だったでしょ」と話を聞くが、2回目以降には、本人に気づいてもらいたいことや考えてもらいたいことに切り込んでいく。3回目には、すでに就労支援の面接を受けてもらって、早い段階で気づきを持ってもらう。
- 自分の経験から伝える：子育てや介護をしてきた自分の経験も踏まえて話す。「自分もやってきたよ、頑張ったら周りに応援してもらえよ」、というようなエピソードを散りばめて話す。この人なら、自分の課題を話してもわかってもらえそうというきっかけを作る。一方、親世代より子ども世代と年齢が近い場合には、「自分が子どもだったら、親にこうしてもらえたらうれしい」と、子どもの立場になって話す。
- 孤立しない支援：自分が生活保護を受けていることを隠している人も多い。保育園のママ友などの中で孤独に感じたりするので、他にも生活保護を受けている人もいと話し、孤立感を持たせないようにする。

4) 子どもの進学支援

- 早めの情報提供：進路選択では、私立の学費の高い高校しか選べないこともあり、受験の時期になって「一週間後に何十万払わないといけない」と相談に来る状況になることもある。そのため、学習支援なども早め早めに行う。中学2年生、中学3年生がいる母子世帯には、受験があるので子どもに会わせてと言って絶対に会うようにしている。親が会わせたくないという場合もあるが、高校受験は連鎖を断つ着るためにも大事なところなので、子どもに必ず会うようにしている。
- 通塾の支援：子どもの状況や進路の希望を聞いて、「塾の助成があるよ」と子どもに直接教えることもある。そうすると、子ども自身が自分で「塾に行きたい、高校に行きたい、大学に行きたい」と考えるようになる。子どものこととなると母親も顔が変わることもある。通塾等の方法について伝えると安心するところもあるので、話すといりアクションがもらえることもある。
- 具体的なイメージ作り：親が子どもの将来を想定していないので、将来の見通しを立てられるように、助言するように心がけている。教育資金の相談に来た場合には、将来どのくらい必要かという計算をし、案内をする。資金を借りる、奨学金を借りるということは返済するということで、それを含めた将来設計を支援する。通信教育など

を考えている場合にもアプローチする。大学進学希望があれば、大学に行くための資金について、計算してもらうシートを用いる。子ども本人は、大学名と受験料などの簡単なことしか知らず、奨学金をどう使うかなどの情報も知らない。紙に書きながら確認する手段を使っている。

5) 生活困窮家庭への調査をする場合の配慮

- 対象となる家庭：課題が多い世帯への調査は難しく、自立が近い家庭などをご紹介することになると思う。そのバイアスを考える必要がある。
- 調査対象者への配慮：調査の対象になった方が気分を害さないようなタイトルなどを配慮してほしい。また、なぜ自分が選ばれたのかと不安になる方もいるので配慮が必要。就労しているひとり親家庭は精一杯なので、負担にならないようにしてほしい。
- わかりやすい質問：質問の内容は、わかりやすくするなど工夫がいると思う。
- 知りたいこと：生活困窮に陥ったきっかけや要因などが聞けるとありがたい。
- 自治体の差異を強調しない：自治体独自のサービスもあるので、他地域との差異を強調するような質問にしないほうが良い。

4. 考察

- 若年世帯・世代間連鎖の課題：D 自治体では、若年の母子家庭の課題が大きいと考えられる。こうした状況では、慰謝料・養育費など離婚にまつわる課題や DV 被害の課題を抱えることもある。また、子どもが小さい場合には、就労が困難となり、受給の長期化の傾向も想定される。また子どもの教育機会の保障や原家族以外の生活文化を知る機会の提供が重要であると考えられる。
- 世代間連鎖を断ち切るための方策：そのため、D 自治体では、通塾の助成を行い、教育相談に対しても早期に関わっている。特に、進路選択を控えた中学生に対しては、人生に関わる重要なタイミングを外さない支援を行っている。具体的には、家庭訪問を行い子どもへ直接会った上で意向を確認し、情報提供や進学 of 具体的なイメージ作りの支援を行っている。しかし、3 世代・4 世代続く世代間連鎖を断ち切るための有効的な方策については答えを見出せない状況である。
- 個別のかかわりの重要性：相談者へその場で即座に対応できるスキルやワーカーの統制された個別的なかがわりが効果的であると感じている一方で、申請・受給、緊急対応の業務で手一杯となり、各世帯へのケースワークが不足している現状がある。またワーカーの経験の少なさや年齢の若さによって十分なケースワークが行えていないと感じており、今後のキャリアパスを検討することも必要であると考えられる。

E E自治体—支援員・ケースワーカーへのグループ面接 報告

1. 面接対象：ケースワーカー：計3名

2. 面接方法：グループインタビュー、調査者：1名

3. 面接結果

1) 生活困窮家庭の課題

- 困難な課題を抱える家族：課題が多く、保護から自立するだけの収入を得るのは難しく、自立につながる家庭は少ない。困難な課題として、精神疾患、発達障害、知的な課題、DV などがある。こうした場合、周囲に助けてくれる人を見つけられないことが多い。親に精神疾患がある場合、薬の副作用なども生じ、自立は困難となりがちである。離婚した場合の養育費を支払われないことが多い。DV の場合、状況に過敏な反応がある
- 自立への意欲の低さ：生活保護受給の生活から自立へのモチベーションが低い。そのため、ワーカーの話が入らないことが多い。フルタイムで働き頑張っている人もいるが、母子世帯で生活保護の受給が長いほど、自立が難しくなりがちである。将来のビジョンが描けず、依存的な傾向が強い。自ら決める力が弱いと感じる。子どもが高校生になり稼ぎ手としてアルバイトをすることで自立の展望が見えてくるケースもある。
- 子どもの抱える課題：子どもにも引きこもりや不登校などの課題がみられることも多い。

2) 生活困窮家庭の支援における課題

- 子どもへの支援：子どもが思春期の場合は、コミュニケーションが取りにくく、学習支援事業など見守りの機会を多くするようにしている。子どもの今後の人生について考える機会を持つ。しかし、保護を受けていることを周囲に知られたくないため、学習支援事業や他事業とつながりにくい。生保受給していることを親が子どもに伝えていないことがあり、その場合は子どもと会うことも出来ない。また、家庭の中で親としての威厳が低く、子どもに強く言えないケースもある
- 就学支援の課題：学力の面から公立ではなく私立高校へ進学する子どもがいる。就学助成金についての情報が少なく、目になって戸惑うことが多く、情報提供の必要を感じている。児童手当等は4か月に一度の支給であり、計画的に使えない。学校教育間での連携は重要だが困難である。温度差がある。教育関係の OB を活用するなど工夫している
- DV ケースへの支援：DV のケースでは前夫との関係性の調整が難しい。ワーカーとして、どう動けばいいのかどこにつなげればいいのか悩む。DV 直後は母親も傷ついており、不信感を表出できない。女性相談と連携するが自立への道ができると去っていく場合も多い。
- 母子家庭への支援：母子家庭では、子どもが小さいとフルタイムで働けないことも多

い。また、母子家庭の母親は男性ワーカーに対して表面的な話が多く、アプローチのタイミングが難しい。タイミングを見誤ると恋愛感情に陥りかねない懸念がある。

- 外国人ケースへの支援：外国人の場合、日本語でのコミュニケーションが難しい。やりとりが難しいことから就業が困難。学校とのコミュニケーションが取りにくい。特に電話対応のさいに言葉だけでは伝わらない
- 精神疾患を抱える方への支援：精神疾患の方の対応も困難である。ワーカーの話が症状に影響することも心配である。精神疾患の場合、周囲が情報共有することに警戒する。精神疾患や発達障害は当事者の病識がないことが多く、通院できないこともある。子どもへの影響も大きい。
- 業務量の多さ：現状にある件数・事務量が多い。日々の業務に追われていて、事務処理も多い。時代に取り残された感覚がある。お金の計算や実務指導など忙しい。限られた時間の間に効率的に対応しなければならない。担当者と時間を共有して何度も関わっていくことでラポートが成立し、それによって SOS を出してくれるが、そのための十分な時間が取れない。他職種協働に関してもカンファレンスもちにくく、情報共有ができていく。

3) 相談業務に求められる専門性と工夫

- アセスメント力：ソーシャルワークの専門性が重要。入り口で課題を把握し、アセスメントを的確にする。インテークではアセスメントのための情報が十分に取れる機会である。担当が変わった時のアセスメントが必要。アセスメントできるツールも必要。生活保護ワーカー固有のアセスメントがある。
- 地域全体を見る視点：訪問調査が重要である。個別の家庭のケースだけではなく、地域特性やニーズまで把握する必要があるがなかなか手が回らない。表面化していない課題も含めた先の展望を持つことが大切。地域によってニーズが異なる。地域づくりが重要である。個の支援に集中しがちだが、全体という視点を意識化する必要がある。地域福祉に対する生保ワーカーとしての役割があると思う。
- ジェネラリスト・ソーシャルワーク：MSW・生活保護ワーカーなど、どこへ配属されてもアセスメントができることが重要である。ジェネラリスト・ソーシャルワークの視点を持ち、同じ分野だけでなくいろいろと経験していくことが重要。ケースワークや個人対応では支援できない。
- 就労支援のメニュー：ハローワーク・人材派遣会社・就労支援などメニューが出来てきた。それが来所のきっかけとなり、信頼関係を深めることにつながっている。時間が限られているので効率的に進めることが必要。障害特性への配慮も必要。
- 世代間連鎖を断ち切るための支援：学習支援にきた子どもの中に「教科書を開けてごらん」と言われたのが初めてだったという子どももいた。当たり前ということが当たり前ではない。学習支援はマンツーマンの対応をしており、子どもの居場所としての評価が高い。不登校の子どもにとって、子ども同士のつながりができる機会でもある。

子どもには自分のことを気にしているというメッセージが必要。学習支援に際しても家庭訪問に行くというような個別支援が必要。勉強することは楽しいと思える場の提供が必要。ワーカーが NPO 法人や教師と関われる力量や専門性が必要。奨学金の把握が必要。貧困の連鎖を断ち切る支援を行う。

- 当事者との問題共有：「どうして仕事をしないのか？ どうして学校へ行かないのか？」など、疑問に感じたことは本人に直接たずねる。問題の共有認識の確認が需要である。そのために面接後にメモをコピーして当事者に渡して確認している。
- チームアプローチ：男性ワーカーの場合、母子家庭への訪問には女性の職員が同行することで、一対一の圧迫感が薄れる。若いワーカーに向けた仕組み（OJT）にもなる。また、訪問する家庭に必要な情報に詳しい人（例えば、子ども家庭支援担当のワーカーや教育相談員など）と同行する。精神疾患については知識が必要だが、研修に参加する時間が取れない。MS と話して支援について学んでいる。多職種と一緒に仕事することでそれぞれの得意な分野について学んでいる。それによって自分の幅を広げることができる。
- 多機関連携：一人で抱え込まない、行政と民間団体とが協働する地域包括システムが必要。他部署から「お金を支給してくれるところ」と思われているため、依頼をされることが多いが、なんでもできるわけではないことを理解してもらうことが重要である。そのためには顔合わせ、やりとりを重ねる。顔をあわせることが大事であり、訪問する。足で稼いだものは大きい。ワーカーに必要なのは巻き込む力である。相手に動いてもらうためにはプレゼンテーション力が必要。相手がどういった視点で仕事をしているか理解することが大切。
- ワーカーの成長：悩んでいるワーカーが多く、自身を振り返る場が必要。センスが必要。外に出て学んでいくなど、仕事以外の努力が求められる。

4) 生活困窮家庭への調査をする場合の配慮

- 守秘義務の徹底：保護を受けていることを知られたくないので、守秘義務を守ることが徹底して伝える。
- 負担をかけない配慮：家に来られることには抵抗がある人もいる。時間的余裕もないので、負担にならない時間を設定する（1 時間でも長い）。アンケートの方が気楽である。何しに来るのか、責められるのかと考える。事前のアナウンスが重要である。配慮の内容としては直前に再度連絡する。相手に合わせた時間を設定する。
- 対象となる家庭：しっかりした母親にはインタビューできる。本当に困窮している母親の気持ちを聞きたいが難しい。
- 民間団体の仲介：民間団体の仲介が効果的。例えば、DV 被害の会、当事者が主催している団体などに協力してもらう方法はどうか。

F F 自治体 自立支援相談の実際 グループ面接 報告

1. 面接対象：自立支援相談員 2 名

2. 面接方法：グループインタビュー。調査者：1 名。

3. 面接結果

自立支援相談全体の概要—現代の『駆け込み寺』—

・昨年度は一応国に報告している相談件数は〇〇件ある。そのうちの一人親世帯の相談は 16 % です。

・新入生活費がお困りであるとか、あとは仕事探しであるとか、あとは一人親世帯、**実は一人親世帯になる家庭の支援**をしていたりする。

・どういうことかという、離婚を考えています、もう本当駆け込み寺的にいらした方に対して、じゃあ何をしていくかということを課題整理して、母子相談員と連携して対応している。

・具体的には離婚といっても、離婚の仕方。皆さん専門的に、じゃあ養育費のことであるとか、今言われている面会権のこととか、あまりそこまで深く考えてというよりも、とにかく離婚したいというそういう思いが先行している方が多い。本当に離婚したいのかどうかとか。判を押してしまうと、後で大変なので、そこも勢いで判を押すではなくて、きちんと法的な交付書残す。単に相談のところでの課題と、本当に今後どうしていきたいのかということと、ところを明確にして、例えば離婚をこれからせられる方については、母子相談員と一緒に相談する。

・母子相談員のほうでより具体的に聞き取りをして、必要であれば弁護士相談につなげて、当然同行して、具体的な離婚。離婚をした後は、例えば「ひとり親手当」の手続きだとか、就労支援をしていく。

・就労支援の部分を生活困窮で連携してやっている。あとは一人親支援。

誰にも相談できず、一人で抱えてしまっている母親。

・まず一人親になってしまった方も、もう離婚したいという方も、やはり昔と違って、相談するのが親に相談とかっていうのがなかなかできなかったり、もう自分一人で考えなきゃいけないママがすごく増えている。

・自分の旦那さんのことも言えない。なので、1 人で抱えていて、もうどうにもならなくて、ぼんと離婚をしてしまって、お金がなくなって、そこから屋と相談に来る人がいる。

・離婚してしまうと、楽ではなくっていうところがちょっと昔とは違って、忍耐というところが。してしまえばその場から逃げられるだろうと。親に相談するとか、仲人さんに相談するとか、そういう相談する場所というのが少なくなってきた。

・ここに私たちがいる。ここに来て相談をする。一人親さんで相談をする方もいるが、どうしてそんな離婚の仕方をしてしまったのかという、かなり前の段階から話をする。もう安易

に離婚してしまっているのです。

離婚前の相談の必要性

・養育費のこととか、全くなくなって、という。で、困窮に困窮して、それでここにやって来る。なので、すぐにそれは母子に相談をして、母子のほうからもう生活保護という形にはなるが。その中で、誰にも言えなくて、1人で抱えていて、子どもも結局親がそうだとやっぱり障害も何もなかった子が、そういうような近いような状態になってしまう子もいる。

・そうすると今度どこにもつながれてなければ、多分母子相談のほうから児童家庭支援センター（自治体によっては、子ども家庭支援センター）につないだり、児相につないだりとなる。

・そういうどこにも相談できなくて、勝手に離婚という人たちが増えている気がする。ここに来れば、そういう私たちのつなげる支援ができる。まだまだ多分埋もれている人たちが多分いるのだらうなという気はある。ただ、ママネットワークというのも強いので、そういうのでどんどん広がって相談する場所があるんだよっていうのを来てくれるとよい。相談しただけでも解決する人もいるので。

・離婚しないで人もいる。ただ、離婚するなら、お金を持って、と。それはもう私たちの相談としては、ママに相談というよりも子どもの相談なので。離婚する前の人であれば、ママもそうだけれども、子どものことを考えれば、お金なくて離婚、職なくて離婚。それは駄目という話をする。何となくその場で考え直したり。それで、ママがそういう姿勢で何か仕事を始めたりなんかすると、パパも少し変わってきたり。あのときに離婚しなくて良かったですという人もいます。

・逆にそれを整えて離婚しましたっていう方もいる。2パターン。お金も職もある程度見通しを立てて。だからそれはやっぱりここに相談と、あと両親（母親の両親）がしっかりお話を聞いてもらえる所というのは、そのあたりが、うまくちゃんとできますね。

離婚後の相談の必要性

・なので、なるべくもう離婚してしまっただけの人には、聞いてあげて、それで母子のほうに相談をすることと、あとは就職。お子さんに障害とか何か問題がなければ、正社員に近い所で就職活動をとるところを私たちのほう、その話はさせてもらう。

・母子の扶養手当に依存するのではなく、若いうちにしっかりと自分がお子さんを育てるという、そういう強い信念をしっかりと持つ。

・離婚すれば OK ではなくて、これからどれだけ大変なことが待ち受けているかということ。そういうことと、あと男の人に依存してしまう人たちもいるので、そこは違うよということをやっぱりいろいろと教えてあげる。これからの女性は1人でも生きていくというのは大事なよといって、あなただけじゃなくて、みんな、独身の女性も、みんな、そうよ、という話をする。話をして、聞いてもらえる所というのがやっぱりない。親にも話せない。

そうすると友達にも話せない。こんなこと話せないという若い母親たちが多い。

・なので、それを聞いている子どもはどうなのだろうと。すごく心配にはなる。一人親さんで来た子なんて、特に子どもはどう思っているのだろうか、と。

DV被害母親の家庭での困難性—法律相談の必要性

・急激に、どんと、一人親家庭になってしまうとか、もう逃げちゃうという感じの状況だと、母子のほうにお願いをしてしまうので。そこから就労支援があればこちらのほうにくる。

・DV で本当に緊急性が高いものは、もう母子生活支援施設措置を含めた総合指導に入る。もうそちらで自立支援に入るので、生活困窮はあくまでも通過点になってしまう。その先はもう母子生活支援施設のほうの本格的な支援。

・法律相談、〇〇（有料法律相談の特定の名前）への相談のほうは、養育費がもらえないとか、住み込みとかの問題で。

・〇〇（法律相談の特定の名前）なので、〇〇（法律相談の特定の名前）に行く前に、じゃあ何をどう相談するという組み立てを方針なり考案する。〇〇相談 30 分と時間限られているので。

・今、〇〇のほうは、30 分までしか聞いてもらえないのもそうだが、お金掛かってしまうので、無料相談とか、婦人相談とか、そちらのほうをまずチラシを渡している。今、▲▲（当自治体）では、△△（特定の人が多く集まる場所）の所に、無料で聞いてくださる月に 1 回、〇曜日、他 無料法律相談ができています。DV から遺産から全ていろんな相談をしていただける。

・▲▲（当自治体）の婦人相談だったり、いろんなそういう所を活用しながらしている。もう離婚して母子で今も来ている人何人かいる。まだ赤ちゃんが小さく、3 カ月でこの子をどうしていこうかという。まずは就職活動をしなければいけないけど、まだ 3 カ月なので、保育園にも入れないので、その保育園の代わりで見えてくれる所がある所でお仕事をする方向ではもっていかなくてはならない。まずは生活費だよねというところから入っていく。あととても若いママなので、やっぱりどうしても親と相談ができないというところ。こういうことになってしまっている。もう親には頼れない、と。

実親との関係の悪化で、頼る人がいない母親の存在—生活保護家庭の連鎖

・結構仲が悪いと、実親と。結局親も勝手にすればと言ったり、あと親が生活保護というところも多いので。生活保護を受けていたお子さんというのはやっぱり生活保護に陥る場合が多いので。なので、もうそれは統計的に出ているので、それはママにも言う。もし、ママも生活保護どっぷり漬かってしまうと、子どもも、今生まれてきたこの子もそうになってしまうから。すべて、生活保護ではなく、ではなくて、足りない部分を保護費で埋める。あとは自分も生活をちゃんと立てるというところが、親の背中を見て、お母さんちゃんと仕事してるんだなというのが分かるのが大事。そうやっていこうねという、そういうちゃんと大人の話が聞けてない子が多いので。もう本当、なんか 10 歳ぐらいの子どもに言うようなことま

で言っている母親がいる。本当に、ありがたうと言うとか、そういうところからも全部教えて、話をする 10 代の母親もいた。

若年母親への支援・・・「支援する大人の存在」の重要性

・もうママにこれからなろうとしている子だった。まあ相手の男の子もまだ若くて。なのでもう全く親の教育も受けてない。相談する親もいない。親もそんなできない。親はいるけどできない。母子相談員にもすぐ相談、来てもらったり。だけど、もう仕事も探さなきゃいけないとか、もうすごいいろんなところその子あったが、でも今は仕事をちゃんとして、家庭を持てている。

・いい大人に会えた。仕事場にも、引き受けてくれる人がいて。そういうちゃんとした大人からいろいろな話を聞いたり、助けてもらうと、それは縁だから大事にしないといけないと話をすると、すーっとその子には入ってきて。

・「今までこんな話を聞いてくれる所はなかったです」と。高校もちゃんとまともに出てない人たちが多く。「そうだね」と。「これから生まれてくる子のために頑張ろうね」と。ちょっと後追いかしながら。まだちゃんとお仕事していて、子どもが生まれてからも、子育てもしっかりしているの。ああ、よかったなと。

(父親が逃げた別事例)

・そこは母子にならずともそうだが、多分そこで(父親である)男の人が逃げてという母子もいた。そこはやっぱりすぐ生活保護につなげて。生活保護になって、子ども産んで、これからどうやって、やっていこうかっていうプログラムを、これから母子相談員等と組む。

・昔はそういういろんな大人に相談できたりあったが、なかなかそれが今はないというところで、1人で抱え込まなきゃいけない人たちが増えているのじゃないかなと。

扶養手当の充実と就労との関係—児童手当がなくなった場合を想定しての就職活動

・あと、いいのか悪いのか、そういう扶養手当が充実してきているので、簡単に離婚をすればお金がもらえるというところが間違っているのかなと。そこを正してあげなければいけない。ここにきた母子には言っている。結局、子どもの年齢が高くなるほどに、お母さんの年齢も高くなるので、18歳で扶養手当が全部止まったときに、お母さんも50代、どうするのか。就職先ないよねと。児童扶養手当などを当てにして、それで何とかパートで生活ができていたところが、手当がなくなっちゃった。その部分はどうやって埋めるかというと、これからまた就職活動といっても無理という人がある。そうなるまでに、中学ぐらいになったときには、もう就職活動をばっちりしようよ、と。

・子どもも、公立しか受けられないとかっていうとちょっとかわいそうになってしまう。子どももプレッシャーがかかってしまうので。公立しか駄目だ、となってしまう。なので、私立も受けられるよと、貸し付けもそうすると受けられるお母さんもそれぐらい仕事しているよって言うのと違うので、そうやって言っている。

ひとり親家庭への「一人で悩まないで」のメッセージを送ることの大事さ

・1人親で母子手当を受けて、引っ越しをしようかどうかと言っていた人たちが。やっぱり、そうすると、「ちょっと待って、3年後には子どもさんも受験だよ。受験だと母子貸し付けを受けるの、一つここで受けちゃうと、もう受ける枠が狭くなるよ」と話をしたら。で、「身内で誰か出してくれる人いないの」と話をしたら、「あ、そうですね。じゃあ、ちょっと聞いてみます」と言って、聞いたら貸してくれる」と言って、引っ越しができた。やっぱり簡単に安易に貸し付けを受けるとか。もうお金が入ってくるっていうところでの、母子家庭の母親さんで簡単に考えてしまう人がある。そうじゃなくて先も考えようよという見通しを立てて。やっぱり親族がいるのであれば親族に相談しようというところが。

できる所はいいが、できないと、ぐちゃぐちゃになってしまう。

・やっぱり話ができる大人がいる、いないというのは、全然違う。今、埋もれている、すごく悩んでいる若い母親たちが、ママネットで相談すれば何か解決、どこかにつながれるかもよっていうのがあるといいかなと。働けなくなってしまって、何かの依存、例えばアルコールだの、そういう何か変なところに依存になっちゃって、抜け出せなくなっちゃうママもいるのではないかなとは思っている。1人で抱え込まないでとは思っている。

情報提供の重要性—身内より行政に相談へとシフト—

・こういうママネットとか、子育てのそういう集まりみたいなことに少し情報を流すとか。
・幼稚園、学校とかでもやっぱりそういう**保護者会とかそういうのに来ないお母さんが何か問題が必ず抱えている人たちが多い**。来てくれてれば、こういう先輩お母さんとかの話を聞いて、ああ、なるほどねとか、情報をもらえるのに、来ないお母さんというのが引きこもって、「来ない」っていうお母さんに限って何かある。その子どもが、ああ、やっぱりか、というのが多いので。そういう経験があるので、そういう来てもらえとか、そういう何かあると一番いいなと思っはいる。

・このような場合、話が結局行政ならできるというところが。お友達とか保育園の先生にはできないけど、行政ならできるというところがますます大事になってきている。全く知らない人なので、ちょっといいなとは思っている。変わってきてはいる。私はここ何年かそう感じている。

深刻な状況に行くまでの、相談によるセーフティネットの重要性

事例 母親の働きすぎによる子どもへのしわ寄せ—寂しい思いをする子ども—

・そういう相談できる人がいれば、深刻な状況までいなくて済む。友達にはやっぱり旦那さんのこととか、子どもがおかしいと思ったことでも、相談はやっぱり友達にはできない。だからやっぱり親とか、きょうだいとかにはするのしょうけど、そこが閉ざされている所のどこに相談したらいいのという。どこにも相談できなくて。で、それでお母さんママ一人

で頑張って仕事して。でもその仕事をしたために、子どもがどんどん、結局寂しいんでしょね。なので、その悪循環でここにいた人がいて。なので、今は子どものこと考えるほうが先だよという話で。

・まず今その、もう7時、8時まで仕事してしまうので、そこは辞めようと。で、生活保護でいったんはそこでお願いをして、子どもさんもつなげる所につないで、ママのケアは母子相談員さんがしてくれるだろうから、そこで相談しながら、で、就職は改めてやろうよと。今も、そろそろと仕事が家計簿をしながらやりますけど。やっぱり家計簿もセット。大体みんなセットになる。(生活保護費を)勝手に使っちゃうようになっちゃうので。だからこれだけ切り詰めるとこのぐらいの収入でいいよとか。将来の見込みのある所での就職先を探そうねという。結局そうやって話をすることで、自分は1人じゃない。いろんな行政がこうだけど、こうつながって話を聞いてくれるというので、母親は安心してくる。

・顔が違ってきます。「もっと早く来れば良かった」とか。やっぱりママも支援をするけれど、その子ども、将来のこの子どもというところが私たちは大事にしている。その子のことをどうしてあげればいいのかということも考えている。

家計支援の困難性—生活保護費の家計管理の重要性

・家計支援もかなり大変。もう計画的な家計やり繰りができなくて、ローンとか、いわゆる株ローンとかいろいろ。

・母子相談で来た人には、多重債務というが、それがある人たちはほとんどいない。いないが、仕事は何しろ、仕事もうぎりぎりのところパート。パートして、母子手当をもらって、何とか生活はしているという人が多い。

・塾代とか、もう子どもが大きくなればなるほどお金がどんどん上がっていくので、そこまで考えていないで、そこだけで全部使っている。

・それじゃ駄目とところで家計支援をさせてもらっている。そうすると、「今、ここを削ると、ほら、見てみ、3万円ぐらいこれ余るよね。これは、預貯金しとこう、将来のためにね」という話はさせてもらっている。母子家庭にこれからなろうとしている人たちは債務がある人たちもいる。それは自分の債務と夫の債務。

・そうするとまず債務はこれを整理しなければいけないので、〇〇(法律事務所)か、あと〇〇(県単位の自治体)再生窓口というのがある。そちらのほうに行って、破産するか考えようと話をさせてもらっている。

・ローンのほうは、多重債務は何とかそれで。

・そうすると今度収入、支出のバランスをやっぱり同じことをする。

・生活保護家庭になった人でもまたやる人もいる。何でやるかという、やはり債務を抱えていた人もいるし、抱えてないでそのまま母子家庭になって生活保護になった人。

・そうすると、今度今までなかったお金が入ってくるわけなので、全部使っちゃうので。家賃まで使っちゃう人もいるので。そうじゃないよというところと、あと働くということが損

だということに考えてしまうようになっちゃうので、それを避けるために、働いた分、生活保護費は少なくなったとしても、それは損しているとかではないのよ、という話で家計簿支援をさせてもらっている。将来のために。これが、母子手当がなくなっちゃうと最後という話をして。

困難事例—買い物依存の事例

- ・寂しくなったり、つらくなってしまうと、買い物依存してしま人もいる。もう困ったり寂しくなったら、ここ（公的な相談機関）においでと言う。話なさいと。
- ・買い物依存とかになってしまう母親もいる。だから離婚をしないできた人はそこはすごく言う。楽になるじゃない。まあDVがあつてとか、性格の不一致とかいろいろな話もする。もう本当1人で子どもを育てるといのは大変ということはある。

困難事例—親が知的障害や精神疾患を抱えている場合

- ・ママでちょっとあれっていうのは、知的というか発達障害系のあるお母さんというのは、我々のところに相談に来るのは、少ないほうだとは思う。どちらかという、うつで、というのがやっぱりいらっしゃる。
- ・そうすると、まず仕事の前に、病気を治そうという話はさせてもらう。今は安定をさせるために生活保護になって、生活安定させてから、元気になったら仕事を一緒に探そうねと。

生活保護からの脱却の工夫

- ・母子さんは結構脱却すれば戻ってくることはあまりないとは思う。やっぱり、子どもさんがどんどんおおきくなってくるので、生活保護ではなくて、しっかりと働いてという感覚を。
- ・結局生活保護になるっていうのは、今の生活が苦しい。とにかく今何とか最低生活基準を保ってあげるための生活保護なので、そこにずっといるための生活保護じゃないということ、もう最初からずっと母子さんとかには言っているの、分かってくれているとは思う。将来をだんだん見ていくと、あ、今が駄目なのだな、というのはだんだん分かってくると思う。相談でそういうのをもう植え付けていくような感じ。この世の中なので、自分が年金をもらうときに生活保護になるとかは、それはもうしょうがない話なので。
- ・それまで一生懸命働けるときは働く。で、収入を得るっていうのは大事よっていうところを、それはもう話をずっとしていくと、結構母子さんで巣立っていくと、また戻るというのはあまりないのではないかなと思う。脱却できれば。母子さんはやっぱり強い。頑張ろうと思う。単身の男の人のほうが全然駄目だと思う。結構どんと来ちゃうと上がるのがとても大変という感じ。でもそれは先ほど言った生活保護で、ママが生活保護受けていなければ脱却できる。生活保護受けている子どもさんというのはやっぱり生活保護受けやすくなってしまうので。そこを何とか改善しないと、やっぱりそれは貧困というものもあるのだと思う。高校

卒業してないとか、いろんな問題があるとは思う。

・別に仕事辞めろとか言っているわけでは、仕事はそのまま続けてもいいけれど、足りない部分だけを生活保護引いて、1万円でも2万円でも充ててもらおう。それでいいんだよと話をする。ただ、なかなか家計をやると、何でこれだけ20万も給料で取ってきているのに苦しいのか。やっぱり債務があるとか多い。

・払わないと大変なことになるということで。だからそれは、そんなに果たして払っているほうがいいのか、それとも破産したほうがいいのか。その辺も、多重でいろいろ所から借りている人もいるので、それを一つにまとめて、一つの労金なのだが、労金からもう一度組み直してやっていただいて、少ない支払いで済むようにしてもらおうとか、そういうのもできるので。だから結構 こんだけ もらっていたのに、何で？という人がいる。家賃が高いとか、車持っているとか、結構家計管理をすると、「いや、これじゃ無理に決まっているじゃない」という人もいる。むやみやたらに子どもに我慢させててるとするのは、何を比較して我慢させているのかというのはある。

・要はそういう家賃が10万だの、車持ってとか。だからちゃんと話を聞くと分かるので。本当に子どもがしっかりと働けるような所に、子どもさんのことで働けなくて、パートで、元旦那さんからは慰謝料とか養育費もらえなくて、で、母子だけの補助金みたいなのが、児童扶養手当とか、そういうものとパートで15万で生活して、という人も中にはいる。

・そういう人は、もういいんだよ、こんだけ 頑張ったのだから、もう取りあえず保護、少ない2、3万かもしれないけど、それだけはちょっともらって、そのままやろうよっていう。

・たばことお酒に何万も掛けている人もいる。「それをやめようよ、お母さん」とか言う。

・その辺がすごく難しくて、でも私たちが相談で聞いて保護のほうがいいねと判断するのは、やっぱりもうこれ以上お母さんは頑張れないだろうとか、あとお子さんのことを思うと、お母さん取りあえずは生活保護を挟んで、一回収入をストップしようよとかもある。

・親の働き過ぎで、結構お子さんが悲鳴を上げていたとか。

関係部署の連携の重要性

・もう随時オープンに話をして、生活保護は同じ課だが、係は違っているので、名前とかは伏せて話しているけれど。「こんな感じの人なんだけど、今度そっちに行くかもしれない」とか。そうすると、「でもこっちはこうだから、ここだけはちょっと整理しといてくれないかな」とかいう話を。「じゃあ分かった、それちょっと本人に確認しとく」とか、そういう話はしている

・母子家庭だと、やっぱり行き詰まっちゃうから、そういうところとして、やっぱり先ほども言ったとおり、その母子の親はどう思っているのか、きょうだいはどう思っているというところでの、その話し合いがなされていないので、ちょっと呼んでとか聞いてとかと言っても、聞いてもなとかというのが多くて。

・親せきとかきょうだいに話を聞いてもらえていないことがある。「いや、うちはそうとは違うんですよ」みたいな。でも生活保護にこれからつなぐとしても、そこはちゃんとしっかり聞いてもらわないとつなげられないよと。扶養義務というのがあるので、この人こうですけど、どうですかと、扶養できませんかっていう話は必ずいくのだから、それはちゃんと聞いていてねっていう話はある。

「父親からの養育費」未払い問題

・なので、あと母子になっちゃったけれども、お父さん。その子どものお父さんの養育費問題がちゃんとなされていない。もっと言えば認知をしていないとか、そういうところがある。何でもうちちょっと何とかしてからにしなかったのというのがある。それはもう子どものために、母子相談員さんに何とか頑張ってやってもらう。『つなげる支援』でそこはつなげている。それも難問。ママは自分のことしか考えられてない人が多いので、「それは子どものためよ」という。

子ども支援を中核に据えた「母子家庭支援」

・「養育費も子どものためよ。ママのものじゃないのよ。子どものためなのよ」と。「お父さん何もしないんだから、それだけはしてもらわなきゃ駄目」と言って。

相談をしていて困ること―支援として、関係部署に母親に同行して回る

・一遍に話をしても、疲れちゃうので1時間が限度。ただ、その時間の中だけだと、やっぱり隠していることも多いので、いやそれ違ったじゃない。だったらこれはまずこっちが先でしょうとか。でもこれはここでは相談できないから、やっぱり専門の所にと。やっぱり〇〇（法律事務所）であったり、そういう専門の所とかに相談をしなければいけない問題というのも結構ある。その知識をやっぱりこの1年結構お勉強させていただいた。

・先ほど言った障害。例えばうつであればただのうつでも、1年半経過していれば、先生の診断書が、この人はうつでもう無理だよというのであれば、障害年金をもらえるかもしれないので、その辺を整えるということもある。うつなので、1人じゃ無理なケースが多いので、一緒に同行で一緒に〇〇年金事務所には行かせていただいたり。そこの国民年金であればそこの年金課に行かせていただいて、受給権あるのかどうかの確認をさせてもらったりはする。もらう書類が多いので、（その書類だけでも見ただけでもパニックになっちゃうので）ここだよとか言いながら、やっている。

・申請書も本当に漢字が多いし、説明が多い。まず読めない人たちが、目がおかしくて、見ることができない、読めないという人がやっぱり精神疾患の母親には多いので。そうすると、私たちのほうが同行してあげてというのが大事になってくる

V. おわりに

本研究報告書を作成するにあたり、多くの方々にまず感謝の気持ちを伝えなければなりません。本研究調査を遂行できたのは、ひとえに社会福祉法人恩賜財団済生会 生活困窮者問題調査会の研究助成のおかげと、心から感謝の意を表します。

そして、お忙しい中、貴重なお話をお伺いしました、多くの自治体の職員の方々に心から感謝の気持ちをお伝えします。今回は、自治体名を出さないお約束のもと、かなり深い内容についてお聞きすることができました。お聞きした自治体は、すべてグッド・プラクティスの豊穡なるフィールドであり、多くの示唆を受けました。職員の皆さんの日ごろから、利用者の皆さんへの温かいまなざしと不屈の支援を垣間見ることができたのは望外の喜びでした。本報告書の中にも書きましたが、今回お世話になった自治体に関するお問い合わせにつきましては、一切お答えできないことを改めてお伝えしなければいけません。ご高配のほどよろしくお願いいたします。

今回は、子ども家庭福祉領域における、特に支援困難家庭へのアウトリーチ研究及び子育て支援研究に長年取り組んできた金子恵美教授と組んでの共同研究であり、折に触れて、多くの示唆を受けました。また、本研究に対しまして、惜しみないご協力をいただいた目白大学宇野耕司専任講師、日本女子大学学術研究員の永野咲さん、日本社会事業大学大学院生渡邊瑞穂さんに心から感謝いたします。

最後になりましたが、本研究遂行にあたり、陰で支えていただきました社会事業研究所研究調整事務室のスタッフの方々に心から感謝いたします。ありがとうございました。

子どもの貧困という言葉が話題になって久しいですが、現場の方々は、貧困を連鎖させないとの深い思いを常に胸に秘めて相談・支援活動をされています。

本研究報告書が、日々悪戦苦闘されている方々へのエールに少しでもなれば幸いです。

この研究は、今後も継続しなければならないと考えています。この報告書を読んでいた方々からの忌憚のないご意見をうかがうことができれば幸いです。

平成 28 年 6 月 22 日

日本社会事業大学 社会福祉学部教授

藤岡孝志

連絡先 fujioka@jcsu.ac.jp

添付資料

研究説明書

生活困窮家庭、特に母子家庭に注目した支援プログラムの構築に関する研究

研究の概要

生活困窮者自立支援法が、平成 27 年 4 月より施行され、多くの相談事業が本格的に開始されることになりました。特に、子ども家庭福祉領域に目を向けると、生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業を推進することが謳われていますが、生活困窮家庭がもつ複合的な課題を適切にアセスメントし、さらに、支援の入りづらい状況を打開するソーシャルワーク機能を、生活困窮家庭への支援に特化した形で構築することが求められています。

生活困窮家庭には、当然生活保護家庭が含まれていますが、子どもの貧困に関する昨今の多くの研究や実践報告が示しているように、必ずしも、生活保護家庭だけに限定した支援では、生活困窮の課題に行きあたらないと言えます。そこには、精神疾患を抱える母親・父親、母子世帯、父子世帯、DV のリスク、子ども虐待のリスク、発達障がいリスク、介護負担など、ハイリスクが複合的に関与しており、相談業務を担当する相談員は、この領域に限定したとしても、多くの知識と技能を有し、かつ、個別的な生活困窮家庭に合わせて、丁寧に支援プログラムを構築しなければならないと考えられます。

本研究プロジェクトは、まず生活困窮家庭の実態を明らかにし、その上で、ハイリスク家庭への支援プログラムを検討することで、生活困窮者自立支援法の立法精神を現場から支えるシステムを構築したいと考えています。そのことで、相談窓口にて対応に追われる相談員の研修・教育及び後方支援を行う支援内容を明確にできることが成果として期待されます。お忙しい中とは存じますが、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

研究の方法

- 1、研究期間：2015 年 9 月～2016 年 6 月
- 2、研究対象：特に、母子世帯での貧困家庭に関わっている福祉事務所生活保護担当ワーカーまたは自立支援事業担当相談員等 6 名（一回につき 6 名程度）。関東近郊の福祉事務所等勤務。
- 3、研究の実施計画：対象となる専門職の方を選定し、研究概要の説明を行ったうえで研究の目的をご理解いただき、同意書に署名をいただいた方にグループインタビューを実施させていただきます。
- 4、調査内容：生活困窮家庭の実態と課題、支援における困難点の明確化、相談業務の形態と相談員に求められる専門性及び生活困窮家庭への調査をする場合の配慮点など。
- 5、実施場所：指定された場所

- 6、面接担当者：本研究に関わる研究者（子ども家庭福祉領域専攻）
- 7、記録：IC レコーダーによる音声記録ならびに筆記による記録を行います。
データは電子データ化し、外部に出ることがないように管理は厳重に行います。

倫理的配慮について

- 1、研究協力者にはプログラムの目的・方法をご理解いただき、書面にて了承を得たうえでグループインタビューを実施します。
- 2、同意をいただいた後にも同意を撤回することができます。そのことで不利益を受けることはいかなる場合もありません。なお、結果の整理等の関係上、同意の撤回は、グループインタビュー終了後 1 か月以内とさせていただきます。
- 3、面接の途中でもインタビューを中止したくなった場合にはいつでも研究者に申し出てください。ただちに研究への参加を中止することができます。それによって不利益を受けることはありません。
- 4、グループインタビューであるため、グループメンバーの氏名や所属、語られる内容については守秘をお願いします。
- 5、得られたデータは研究の目的以外には使用いたしません。

情報管理について

- 1、PC 使用時には、データは必ず USB メモリーに保存し、鍵のかかる場所に保管します。
- 2、セキュリティソフトを使用したパソコンにてデータ処理を行います。
- 3、得られた情報や個人情報に記載された資料等の文書は、随時シュレッダーにかけ廃棄します。
- 4、音声データおよび文章データと名簿は、研究終了後 5 年間、鍵のかかる場所に保管し、その後廃棄します。
- 5、グループインタビューでの同意撤回者が出た場合に、その人の部分の音声データは削除はしないものの、データとしては使用しません。また、データにする基となる逐語化した文書は、同意撤回者が出た場合は、その箇所のみをデータ不使用とし、削除します。

研究結果のフィードバックについて

- 1、研究結果は論文や学会等で公表させていただきます。
- 2、あらかじめご希望される方には研究結果の写しを謹呈いたします。

この研究について不明な点やご意見がございましたら下記の連絡先にご連絡ください。
ご協力いただける場合には同意書にご署名ください。

調査実施者：藤岡孝志（日本社会事業大学）
金子恵美（日本社会事業大学）

調査協力者

宇野耕司（目白大学）
渡邊瑞穂（日本社会事業大学）
永野 咲（日本女子大学学術研究員（日本学術振興会特別研究員 PD））

連絡先：藤岡孝志

E-mail * * * * *

平成 27 年度 生活困窮者問題 調査研究事業
(社会福祉法人恩賜財団済生会 生活困窮者問題調査会研究助成金)
報告書

生活困窮家庭、特に母子家庭に注目した支援プログラムの構築に関する研究

平成 28 年 6 月 29 日 発行

発行

日本社会事業大学 社会事業研究所

編集

日本社会事業大学 社会事業研究所

〒204-8555

東京都清瀬市竹丘 3-1-30

TEL 042-496-3050

編集 研究代表者 藤岡孝志

共同研究者 金子恵美

宇野耕司

永野 咲

渡邊瑞穂

印刷 (株) 長栄印刷 TEL 03-3980-2551